

行革推進プログラム2010

平成 22 年 3 月
宮 城 県

県民の皆様へ

本県では、平成18年3月に「宮城県行政改革プログラム」を策定し、「来るべき地方主権型社会への対応」と「深刻な財政危機の克服」の2つの課題の解決を目指し、行政改革を進めてきました。また、平成19年3月には「富県共創！ 活力とやすらぎの邦(くに)づくり」を理念とする県政運営の中長期的な指針である「宮城の未来ビジョン」を策定し、みやぎの将来のあるべき姿や目標を県民の皆様と共有するとともに、その実現に向け県が優先的・重点的に取り組むべき施策を明らかにし、県民の皆様をはじめ、NPO、民間企業、市町村といった多様な主体の方々との連携・協働のもとに、強力に推進しているところです。

近年の本県を取り巻く環境を見ますと、経済のグローバル化や地球規模での環境問題の深刻化、情報化の進展、さらに少子高齢社会が現実のものとなってきた中、行政に求められるニーズも多様化・高度化し、公共分野においても民間企業などの多様な主体によるサービスが提供されるようになってきています。また、地方分権の進展につきましても、これまで国では地方分権改革推進委員会による4次に渡る勧告が行われたほか、新たに「地域主権戦略会議」が設置されるなど、より一層、地方主権型社会実現に向けた機運が高まりつつある一方、本県は引き続き厳しい財政運営を余儀なくされています。

このような状況を踏まえ、このたび、「宮城県行政改革プログラム」の基本理念を承継し、その成果と課題を最大限考慮した新たな行政改革のプログラムである「行革推進プログラム2010」(平成22年度～平成25年度)を策定しました。

このプログラムは、「地方主権型社会」に適切に対応するため、『「富県共創」を支え地域が主体となる社会に対応した行政経営の確立』と『財政危機の克服』を目標としています。前者については、「共創」、「向上」、「最適化」をキーワードとした3つの改革の柱を軸に、具体的な取組を進めるとともに、後者については、平成22年2月に策定した「第3期財政再建推進プログラム」により、財政再生団体への転落回避を目標として、財政健全化に向けた取組を強力に推進していくこととしています。

本プログラムでは、「行政改革 邁進中！！」をキャッチフレーズとして掲げ、私を筆頭に、職員一人ひとりが常に改革意識を持ち、組織一丸となって目標に向け邁進していく所存です。

平成22年度から実効性のある改革とするための工夫を重ねながら、着実に取組を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本プログラムの概要

社会経済情勢の変化

- ・ 少子高齢化社会が現実化する中で、宮城県に求められるニーズも多様化・高度化。
- ・ 市民活動、NPO活動の活発化や公共分野への民間参入の進展。
- ・ 地方分権改革推進委員会による4次に渡る勧告及び政府による「地域主権戦略会議」の設置等による地方主権型社会実現の具体化に向けた機運の高まり。
- ・ さらなる納税者の視点に立った効果的・効率的な事業展開への期待。

厳しさを増す県財政の状況

- ・ 平成21年度当初予算をベースとして機械的に算出した「中期的な財政見通し」では、平成25年までに800億円から1,300億円の巨額の財源不足が発生する見込み。
- ・ 財政健全化法における「財政再生団体」への転落を回避するための、歳入確保・歳出抑制対策を総動員する必要。

目標1

- ・ 「富県共創」を支え地域が主役となる社会に対応した行政経営の確立
- ・ 市町村合併や権限移譲が進む中、県の役割も広域的な調整役としての機能や市町村を補完する機能などにシフトすることは確実視されています。今後の「みやぎ」のあり方を見据えながら、県として果たすべき役割及びこれからの立ち位置を再確認し、県民視点に立った最適な行財政運営の確立に向けた取組を継続して実施していきます。

目標2

- ・ 財政危機の克服
- ・ 県はこれまでも、安定した財政運営のための取組を実施してきましたが、依然として深刻な財政危機に直面しています。このままでは、「財政再生団体」に転落する可能性もあることから、「第3期財政再建推進プログラム」(平成22年2月)に基づき、財政健全化に向けた取組を強力に推進することとします。

地方主権型社会への対応

行革推進プログラム 2010

(推進期間：平成22年度～平成25年度)

目標1 「富県共創」を支え地域が主役となる社会に対応した行政経営の確立

改革1 ―共創― 多様な主体の力を最大限に高めた公共サービスの実現

進展する地方分権改革の動向に対応し、県民の皆さんをはじめとして民間企業、NPO、市町村など地域社会を構成する様々な主体と対話を重ねながら、役割分担や連携・協働を進め、それぞれの持つ力（知恵やノウハウ）を結集し、「新しい公」を創出します。

「具体的推進項目事例」

- 1 県民との協働の推進（全庁的な県民協働参画導入による取組促進等）
- 2 NPOとの協働
- 3 民間企業等との役割分担と連携（公募提案型アウトソーシングの推進、民間企業の社会貢献活動ニーズと県の施策・事業とのマッチングの推進等）
- 4 地方主権実現のための市町村への支援
- 5 公社等外郭団体との役割分担の適正化
- 6 他の都道府県との広域連携の推進
- 7 地方主権型社会実現に向けた取組の推進

改革2 ―向上― 県民視点に立って事業展開できる行政能力の充実・強化

限られた財源の中で、地方主権型社会への対応を進めていくため、県の組織全体で、住民ニーズや課題を常に意識し、課題解決に向け、速やかに事業展開につなげていける能力を向上させていきます。

「具体的推進項目事例」

- 8 「人財」育成の推進
- 9 政策企画力の向上（新たな職員提案制度の創設等）
- 10 県民ニーズの把握の推進（「みやぎの現場」訪問事業の実施等）
- 11 県民サービスのさらなる向上

改革3 ―最適化― 行政資源の効果的・効率的な配分による事業展開の推進

厳しい財政状況が継続し、職員数も減少している現状において、県の提供する公共サービスの質を確保し、県民ニーズや行政課題に的確に対応するため、行政資源（ヒト・モノ・カネ）を効果的・効率的に配分した事業展開を推進します。

「具体的推進項目事例」

- 12 県政の透明性向上と説明責任の強化
- 13 事務事業見直しの推進（社会経済情勢等に的確に対応した事業点検の実施等）
- 14 業務の効率化・最適化の推進（総務事務効率化の推進、情報システム最適化の推進等）
- 15 定員・給与の適正化と組織体制等の見直し
- 16 組織的リスク管理の促進（緊急事態等発生時における県業務継続計画（BCP）の推進等）
- 17 行政資源等の保全対策と有効活用（ストックマネジメントの推進等）
- 18 地方公営企業の経営改善

目標2 財政危機の克服

改革4 深刻な財政危機の克服

引き続き深刻な財政危機の克服に向けて、「第3期財政再建推進プログラム」（平成22年2月：平成22年度～25年度）に基づき、財政健全化に向けた取組を強力に推進します。

《目 次》

宮城県における行財政改革の取組

1 経 緯	1
2 「宮城県行政改革プログラム」(平成 18 年度～平成 21 年度)による成果と課題	1

県行財政を取り巻く環境

1 社会経済情勢の変化	4
2 厳しさを増す県財政の状況	4

継続的な行財政改革の必要性	5
---------------------	---

改革の目標	6
-------------	---

改革の推進期間	6
---------------	---

改革の柱

改革 1 - 共創 - 多様な主体の力を最大限に高めた公共サービスの実現	6
改革 2 - 向上 - 県民視点に立って事業展開できる行政能力の充実・強化	7
改革 3 - 最適化 - 行政資源の効果的・効率的な配分による事業展開の推進	7
改革 4 深刻な財政危機の克服	8

進捗管理の方法	9
---------------	---

具体的取組

推進項目及び具体的推進事項一覧	10
改革 1 (7 項目)	12
改革 2 (4 項目)	23
改革 3 (7 項目)	28
改革 4 (第 3 期財政再建推進プログラム)	40

参考

1 「行革推進プログラム 2 0 1 0」の策定に至るまでの経緯	41
2 行政経営推進委員会委員	42
3 「(仮称)宮城県新・行政改革プログラム策定に係るワーキンググループ」メンバー	42

別掲 「第 3 期財政再建推進プログラム (平成 2 2 年 2 月)」(全文)

宮城県における行財政改革の取組

1 経 緯

宮城県では、以前から地方分権の必要性・重要性を意識してきましたが、平成 17 年度当時の状況では、全国的な市町村合併の進展（平成の大合併）、国から地方への税財源の移譲や国庫補助負担金等の見直し（いわゆる三位一体改革）、道州制議論の活発化など地方分権推進の動きがスピードを増してきた状況にありました。そこで、国に集中している権限・財源が移譲された場合に備えて、自己決定・自己責任による行財政運営を確立するとともに地方分権の実現に向けて国に対する働きかけを強力に行っていくという「地方主権型社会 への対応」を主眼として、平成 18 年 3 月に「宮城県行政改革プログラム」を策定し、目標に向けて様々な取組を進めてきました。

当該プログラムにおいては、「深刻な財政危機の克服」も併せて目標として掲げ、特別改革として平成 18 年 2 月に策定された「新・財政再建推進プログラム」により並行して改革を実施してきました。

「地方主権型社会」

国の役割を外交、防衛、通貨といった国家の基本的な役割に限定し、これまで国が持っていた多くの権限や税源を地方に移して、地方がそれぞれ、住民ニーズや地域課題に応じて自主的・自律的に地域のあり方を決めていける社会です。なお、国においては「地域主権」という表現が使われていますが、本プログラムでは、先の「宮城県行政改革プログラム」の基本理念を承継しつつ、さらなる改革を進めていくこととしていることから、これまで使用してきた「地方主権」という表現を継続使用しています。

2 「宮城県行政改革プログラム」(平成 18 年度～平成 21 年度)による成果と課題

改革の柱	成 果	課 題
改革 1 多様な主体 による開か れた公共サ ービスの実 現	・行政と民間のパートナーシップによる取組の推進（ボランティアとの協働など） ・民間との役割分担と連携による取組の推進（指定管理者制度導入、PFI 事業など） ・市町村支援の着実な推進（権限移譲、合併支援など） ・公社等外郭団体への関与の適正化・自立促進 ・県間連携の推進（海外事務所共同設置、物産展相互開催など） ・事業総点検・事業棚卸しによる事務事業の見直し	・県民協働参画の一層の推進 ・民の力をより一層活用するための取組の実施 ・公社等外郭団体の自立促進への対応強化 ・市町村への継続的な支援 ・地方主権型社会実現に向けた取組の継続
改革 2 真の政策立 案集団への 飛躍	・人財マネジメントの定着化と着実な研修の実施 ・Web 上の政策フォーラムの開設による「人財」活用の推進	・人財育成のより一層の強化 ・政策・施策提言等の活発化に向けた環境整備 ・現場力の向上と人事交流の推進 ・広報・広聴活動の一層の充実
改革 3 選択・集中型 の事業展開 への転換	・適正かつ計画的な定員管理と給与構造改革 ・地方機関再編の推進と地方独立行政法人制度の導入・検討（宮城大学など） ・事務の集中・効率化の推進（バックオフィスシステムの見直し・再構築など）	・効果的な行政資源の配分及び費用対効果の高い県庁組織へ向けた取組の推進 ・定員・給与の適正化と効果的・効率的組織編成の取組の継続 ・県政の透明性・説明責任の推進

(1) 多様な主体による開かれた公共サービスの実現 (改革の柱 1)

～ 行政が独占してきた公共サービスが最適な主体により提供されるよう役割の分担と連携を進めていきます～

成 果

- 県民との協働について、地域の生活基盤に関する困り事に関し地域住民との協働による地域密着型の取組（コラボ事業）や県管理施設の環境美化活動へのボランティア団体等の参画（アドプトプログラム）など、行政と民間とのパートナーシップの構築が図られました。
- 公の施設についての指定管理者制度導入、P F I 事業の推進など民間との役割分担と連携が図られました。
- 市町村支援について、権限移譲や合併市町村に対する人的な支援など、自立性向上を図る取組が着実に推進されました。
- 公社等外郭団体改革については、平成 18 年 8 月に策定した「第 期宮城県公社等外郭団体改革計画」の必要な直しを行いながら、公社等への県の関与の適正化やその自立的運営の促進を図りました。
- 他の都道府県との連携についても、隣県との海外事務所の共同設置や物産展の相互開催などの取組を行いました。
- 県が行っている約 3,000 の事業について、引き続き県の事業として行うべきかどうかとの観点から事業総点検を実施し、その検証結果も踏まえつつ、徹底した事業の棚卸しを実施し、事業の休廃止や改善を進めました。
- 地方主権型社会の実現に向けた取組として、全国知事会等を通じた国への提言活動等を積極的に行いました。他の都道府県等とも連携したこうした取組が、地方分権改革推進の原動力の一つとなりました。

課 題

- 民間との協働については、先の行政改革プログラムにおいて、かなり限定的な取組のみが具体的に推進取組項目として取り上げられたため、全庁的な県民協働参画に対する動きが確認されない実態にあり、今後については、より大きな視点からその進ちょく度合いが認知できる取組が求められます。
- 民の力（知恵、ノウハウなど）を一層活用するため、引き続き指定管理者制度を推進していくほか、新たな取組の検討を行う必要があります。
- 公社等外郭団体への自立支援については、各団体の自立に向けた取組や経営改善について今後もスピード感をもって対策に取り組んでいく必要があります。
- 市町村支援については、市町村が自らの責任と判断で地域づくりできるように市町村重視の立場から引き続き推進していく必要があります。
- 住民のニーズや地域課題を踏まえ 地方のことは地方が決めるという地方主権の実現に向けて、道州制など国と地方のあり方の議論をより深化させるとともに、国への提言活動などの働きかけを継続して行っていく必要があります。

(2) 真の政策立案集団への飛躍 (改革の柱 2)

～ 県民ニーズや地域課題に即応した独自の施策を展開していけるよう県の政策力の強化を進めていきます～

成 果

- 平成 18 年 3 月に策定した「みやぎ人財育成基本方針」に基づき、職員が自分の持ち味を活かして自律的な「能力開発」と「キャリア形成」に取り組むことができる新たな人財マネジメント手法を導入するとともに、政策力強化とキャリア形成を図るための職員研修の充実を図り、マネジメントの定着化と着実な研修の実施を図りました。
- 「人財」活用制度の一環として、政策フォーラム「M - SQUARE (エムスクエア)」がイントラネット上に開設され、県のあらゆる施策について自由闊達な意見交換がなされるなど、政策力向上を図るための取組の萌芽が確認されています。

課 題

- 地方主権に向けて、本県職員の行政能力の向上は必須となっており、県民への的確な行政サービスの提供という観点からも重要な視点となっています。地方主権型社会に対応できる人財の育成について、より一層強化していく必要があります。
- 個々の職員の持つ能力を最大限に活用するため、「職員提案制度」を拡充するなど、より大きな施策提言へ向けた条件整備を行う必要があります。
- 県民と直に接する機会を増やすなどにより「現場力」を高めていくとともに、様々な団体との人事交流を積極的に推進する必要があります。
- 的確に県民ニーズを把握するとともに、マスコミへの訴求力を高めるなど戦略的なパブリシティ (= 新聞記事やテレビニュースなどを通じて県政情報を県民に伝えること。) を推進し、広報・広聴の一層の充実を図ることが必要です。

(3) 選択・集中型の事業展開への転換 (改革の柱 3)

～ 財源が今より限定されてもニーズ・課題に即応した事業展開ができるよう県政の質の転換を進めていきます～

成 果

- 限られた人的資源 (定員) を効率よく配置し、多様な行政需要に迅速に対応できる組織体制を整備するため「宮城県定員管理計画」に基づき、定員の管理を適正かつ計画的に行ったほか、国の集中改革プランに呼応して着実に給与構造の改革に着手しました。
- 市町村合併に伴う市町村の区域の広域化や県の各地方機関が所管する市町村数が減少していく中、県に求められる広域的な機能強化や組織体制の効率的な運営の要請に対応し、平成 19 年 10 月に策定した「宮城県地方機関再編の基本方針」に基づき、機関の再編を進めました。また、地方独立行政法人制度の活用については、平成 21 年度において宮城大学を公立大学法人へ移行し、県立 3 病院についても地方独立行政法人化に向けて具体的な検討を開始するなど着実にその成果が現れています。
- 事務の集中・効率化については、バックオフィスシステム (財務会計システムや人事給与システムなど内部事務システム) の見直し・再構築を図り、発生源入力 of 徹底など総務・庶務担当者の人員削減を推進しました。

課 題

- 本県の財政状況については、今後もその見通しは厳しいものになることが確実視されており、効果的な行政資源の配分及び費用対効果の高い県庁組織へ向けた取組は今後も一層推進していく必要があります。

- 定員・給与の適正化については、引き続き実施していくとともに、効果的・効率的な組織編成にも継続して取り組んでいく必要があります。
- 県の施策に対する情報公開・説明責任の向上をさらに促進し、県政の透明性を今後も推進していく必要があります。

県行財政を取り巻く環境

1 社会経済情勢の変化

経済のグローバル化や地球規模での環境問題の深刻化、情報化の進展などが地方の経済・社会にも大きな影響を及ぼす一方で、本県の人口は減少局面に入り、少子高齢化社会が現実的なものとなってきています。行政に求められるニーズも多様化・高度化し、市民活動やNPO活動の活発化、公共分野への民間企業の参入など、多様な主体により公共サービスが提供されるようになっていきます。

また、平成 18 年 12 月に成立した「地方分権改革推進法」に基づき、地方分権改革に関する事項について調査審議するため、平成 19 年 4 月に内閣府に地方分権改革推進委員会が設置され、これまで 4 次に渡る勧告が行われたほか、平成 21 年 11 月に新たに政府により「地域主権戦略会議」が設置されるなど、地方主権型社会実現の具体化に向けた機運がより一層高まっています。「宮城県行政改革プログラム」の背景にある問題意識でも言及しましたが、これまでの中央集権型の行政システムでは、医療、福祉、雇用、教育といった住民の生活を支える制度が立ちゆかなくなってきたことは、昨今の社会状況を見れば明らかです。中央集権から地方主権への流れは、より一層推進されていくべきものであり、地方としても強力に行財政改革を推進し、納税者である県民視点に立って効果的・効率的に事業展開していくことを可能にする行財政運営の確立が求められています。

2 厳しさを増す県財政の状況

宮城県では、平成 11 年 10 月に「財政危機宣言」を発出以来、安定した財政運営のため投資的経費の抑制など様々な取組を実施してきました。平成 16 年度においては、三位一体改革の名の下に地方交付税等が大幅に削減され、依然として県税収入が伸び悩んでいたことなどから、平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 か年度で約 2,260 億円の財源不足が見込まれることとなりました。かかる状況に対応し、平成 18 年 2 月に「新・財政再建推進プログラム」を策定し、「宮城県行政改革プログラム」上において、「深刻な財政危機の克服」を『特別改革』と位置づけ、当該プログラムにより集中的な改革を実施し、準用財政再建団体（平成 21 年度以降は財政再生団体）への転落を回避してきたところです。

しかしながら、地方財政の現状は、歳入面で地方交付税等の地方一般財源が抑制基調にある中、少子高齢化の進展等に伴い社会保障関係費が増大していることから、構造的な財源不足が解消されない状況にあります。

このため、平成 21 年度当初予算をベースとして機械的に算出した「中期的な財政見通し」では、平成 25 年度までに 800 億円から 1,300 億円の巨額の財源不足が発生する見込みとなっており、今後も危機的な財政状況が当面続かざるを得ない状況にあります。

このように非常に厳しい財政状況の中、「財政再生団体」への転落を回避するため、引き続き可能な限りの歳入確保対策・歳出抑制対策を総動員するなど、今後も自助努力を重ねていかなければなりません。

継続的な行財政改革の必要性

県では、社会経済情勢の変化と地域課題を的確に把握した上で、転機を迎えた社会における将来の宮城のあるべき姿や目標を県民の皆さんと共有し、その実現に向けて県が優先的・重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、平成 19 年 3 月に「宮城の将来ビジョン」(平成 19 年度～平成 28 年度)を策定しました。県政運営の理念として、「富県共創！活力とやすらぎの邦(くに)づくり」を掲げ、目指すべき 10 年後の宮城を「県民一人ひとりが、美しく安全な県土にはぐくまれ、産業経済の安定的な成長により、幸福を実感し、安心して暮らせる宮城です。そして、宮城に生まれ育った人や住んでいる人が活躍できる機会にあふれ、国内からも国外からも人を引きつける元氣な宮城です。」とし、県民をはじめとして市町村、企業や N P O などとの連携・協働のもとに強力に推進していくこととしています。

県政運営の中長期的な指針である「宮城の将来ビジョン」の施策を着実に実行していくためには、その下支えとなるしっかりとした行財政基盤を確立することが急務となっています。また、「地方分権への対応」と「財政再建」という課題にも、県政を取り巻く状況に鑑みれば、今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

「宮城の将来ビジョン」においては、県政運営の基本姿勢を「民の力を最大限に生かす衆知を集めた県政を推進」、「高度で専門的な機能を生かし市町村の取組を支援」、「不断の行財政改革に取り組み、効果的・効率的な県政を運営」、「他県との連携強化など広域的な視点に立ち県政を展開」としております。「宮城県行政改革プログラム」においては、改革 1 の「多様な主体による開かれた公共サービスの実現」において、「行政が独占してきた公共サービスが最適な主体により提供されるよう『役割の分担と連携』を進めていきます」とし、その際の重要な二つ視点として、「今後、公共サービスの提供は市町村が主役になっていくこと」、「ただし、公共サービスは、もはや官が独占すべきではないこと」を掲げて取組を実施してきましたが、これらの視点は、上記「将来ビジョン」の基本姿勢の「民の力を最大限に生かす衆知を集めた県政を推進」、「高度で専門的な機能を生かし市町村の取組を支援」に通じるものです。

また、「宮城県行政改革プログラム」においては、改革 3 の「選択・集中型の事業展開への転換」として「予算配分を『選択・集中型』へ転換していくこと」と「より『コストパフォーマンス(＝費用対効果)』の高い県庁組織を目指していくこと」を掲げ取組を実施してきましたが、これらは上記「将来ビジョン」の基本姿勢「他県との連携強化など広域的な視点に立ち県政を展開」に通じるものです。

さらに、「宮城県行政改革プログラム」における改革 2 の「真の政策立案集団への飛躍」については、限られた人員の中で、県民ニーズ、地域課題に対応した施策を実施していくためには、ニーズ・課題に敏感に反応し、これに即した施策を企画・立案・遂行していける職員、組織の能力の向上は不可欠です。

それに加え、「宮城県行政改革プログラム」の特別改革として取り組んできた深刻な財政危機への対応も施策展開の大前提となることは議論を待つまでもない喫緊の課題であり、「地方主権型社会への対応」としてこれまで取り組んできたことをさらに継続して推し進めることが、抜本的財政再建にも繋がるものです。

以上のことから、「宮城県行政改革プログラム」の基本理念を承継しつつ、その成果と課題(P1～P4)を最大限考慮しながら、さらなる改革を進めていくことが必要となっています。

《「宮城の将来ビジョン」における県政運営の基本姿勢》

「民の力を最大限に生かす衆知を集めた県政を推進」

「高度で専門的な機能を生かし市町村の取組を支援」

「不断の行財政改革に取り組み、効果的・効率的な県政を運営」

「他県との連携強化など広域的な視点に立ち県政を展開」

改革の目標

以上を踏まえ、本プログラムの改革の目標を次の2つとします。

目標1 「富県共創」を支え地域が主役となる社会に対応した行政経営の確立

国主導ではなく、地方のことは地方が決めるという自己決定・自己責任による行財政運営の確立は本県のみならず全国的に大きな課題となっており、地方分権改革がさらなる進展を見せる中、中央集権型の行政システムから地方主権への流れはより現実的なものになってきています。

市町村合併や権限移譲が進む中、公共サービスの提供の中心的な役割を、住民に最も身近な自治体である市町村が担っていくことは間違いなく、県の役割も広域的な調整役としての機能や市町村を補完する機能などにシフトしていますが、地方分権改革の進ちょく状況も踏まえ、今後の「みやぎ」のあり方を見据えながら、県として果たすべき役割及びこれからの立ち位置を再確認し、最適な行財政運営の確立に向けた取組を継続して実施していきます。

目標2 財政危機の克服

県はこれまでも、安定した財政運営のための取組を実施してきましたが、依然として深刻な財政危機に直面しています。このままでは、「財政再生団体」に転落する可能性があります。

「財政再生団体」になると国の管理下に置かれ財政再建を行うこととなります。医療・福祉、教育、安全・安心等にかかわる行政サービスの見直しを迫られ、また、税金や公共料金の増額など、県民の皆さんの生活に重大な影響が生じます。「財政再生団体」への転落は、これまで県が目指してきた地方主権型社会への流れを止めてしまうことになり、「みやぎ」のあるべき姿や目標の実現に向けた施策展開もままならない状況となってしまいます。「財政再生団体」への転落は避けなければならない極めて大きな課題です。

そこで、引き続き深刻な財政危機の克服に向けて、「新・財政再建推進プログラム」(平成18年度～平成21年度)に続く「第3期財政再建推進プログラム」(平成22年2月：平成22年度～平成25年度)に基づき、財政健全化に向けた取組を強力に推進することとします。

改革の推進期間

平成22年度～平成25年度の4か年度

改革の柱

改革1 - 共創 - 多様な主体の力を最大限に高めた公共サービスの実現

- ・ 進展する地方分権改革の動向に対応し、自己決定・自己責任による行政運営を行える地方主権型社会を実現していくために、県を含め、県民の皆さんをはじめとして民間企業、NPO、市町村など地域社会を構成する様々な主体と対話を重ねつつ、役割分担や連携・協働を進め、それぞれの持つ力(知恵やノウハウ)を結集し、「新しい公」を創り出していきます。
- ・ 国、県、市町村の担うべき役割について、役割分担の最適化を図るため、国に対して他の都道府県等とも連携しながら権限移譲、財源移譲など地方分権改革の断行を求めていくとともに、市町村

が自らの判断と責任で地域づくりができるよう市町村重視の立場からその行財政運営基盤の強化に向けた支援と連携を引き続き継続していくことにより、住民ニーズ、課題への対応について地域での完結性を高め、住民に身近なところから必要としているサービスを提供することができる行政運営の確立を図っていきます。

- ・ 公共サービスは、もはや行政が独占的に提供するものではなく、行政でなければ対応できないものからNPOやコミュニティ組織、民間企業などで対応する方がサービスの質や住民ニーズへの適合性の面で適切と考えられるものまで、様々な段階のものがあります。「宮城県行政改革プログラム」においても、「多様な主体による開かれた公共サービスの実現」を改革の柱の一つとし、多様な主体（県民、NPO、民間企業等）との役割分担と連携を推進してきました。今後も共に地域を創っていく公共サービスの担い手として、多様な主体の潜在能力を高める支援を行うとともに協働・連携を推進していくこととします。

改革 2 - 向 上 - 県民視点に立って事業展開できる行政能力の充実・強化

- ・ 限られた財源の中で、地方主権型社会への対応を進めていくため、県の組織全体で、住民ニーズや課題を常に意識し、速やかに事業展開につなげていける能力を向上させていきます。
- ・ 引き続き、職員の能力向上を図るための組織的なサポート体制の活用を図るとともに、職員間の闊達な政策的議論が行われるよう体制整備の充実を図っていきます。
- ・ 個々の職員の持つ能力を最大限に活用するため、「職員提案制度」を拡充するなど、政策提案、業務改善提案等へ向けた条件整備を図っていきます。
- ・ 県民ニーズや地域課題を的確に把握するために、積極的な広聴活動の推進を図り、収集した事項を眠らせないよう取組を進めていきます。
- ・ 今後一層地方分権改革が進んで行く中で、今一度職員一人ひとりの県民に対するホスピタリティ（＝態度、言葉づかい、業務知識等による顧客本位の親切な対応やもてなしのこと。）の底上げを図るなど、県民サービスのさらなる向上に努めます。

改革 3 - 最適化 - 行政資源の効果的・効率的な配分による事業展開の推進

- ・ 厳しい財政状況が継続し、職員数も減少している現状において、県の提供する公共サービスの質を確保し、県民ニーズや行政課題に的確に対応するため、行政資源（ヒト・モノ・カネ）を効果的・効率的に配分した事業展開を推進していきます。
- ・ 県の抱える課題に的確に対応していけるよう適宜事務事業の見直しを図るとともに、県民をはじめ共に連携・協働を図っていく各主体に向けて県政の透明性の確保と説明責任の強化を図っていきます。
- ・ 社会経済状況の変化から派生する県に求められる役割にスピード感を持って対応していけるよう、引き続き人員配置の見直しや組織体制の整備を図っていきます。
- ・ ムリ・ムダを排除し、コスト削減やサービス提供における利便性の向上にも繋がるよう、更なる事務の効率化を進めます。

改革 4

深刻な財政危機の克服

- 引き続き深刻な財政危機の克服に向けて、「第3期財政再建推進プログラム」(平成22年2月)に基づき、財政健全化に向けた取組を強力に推進していきます。

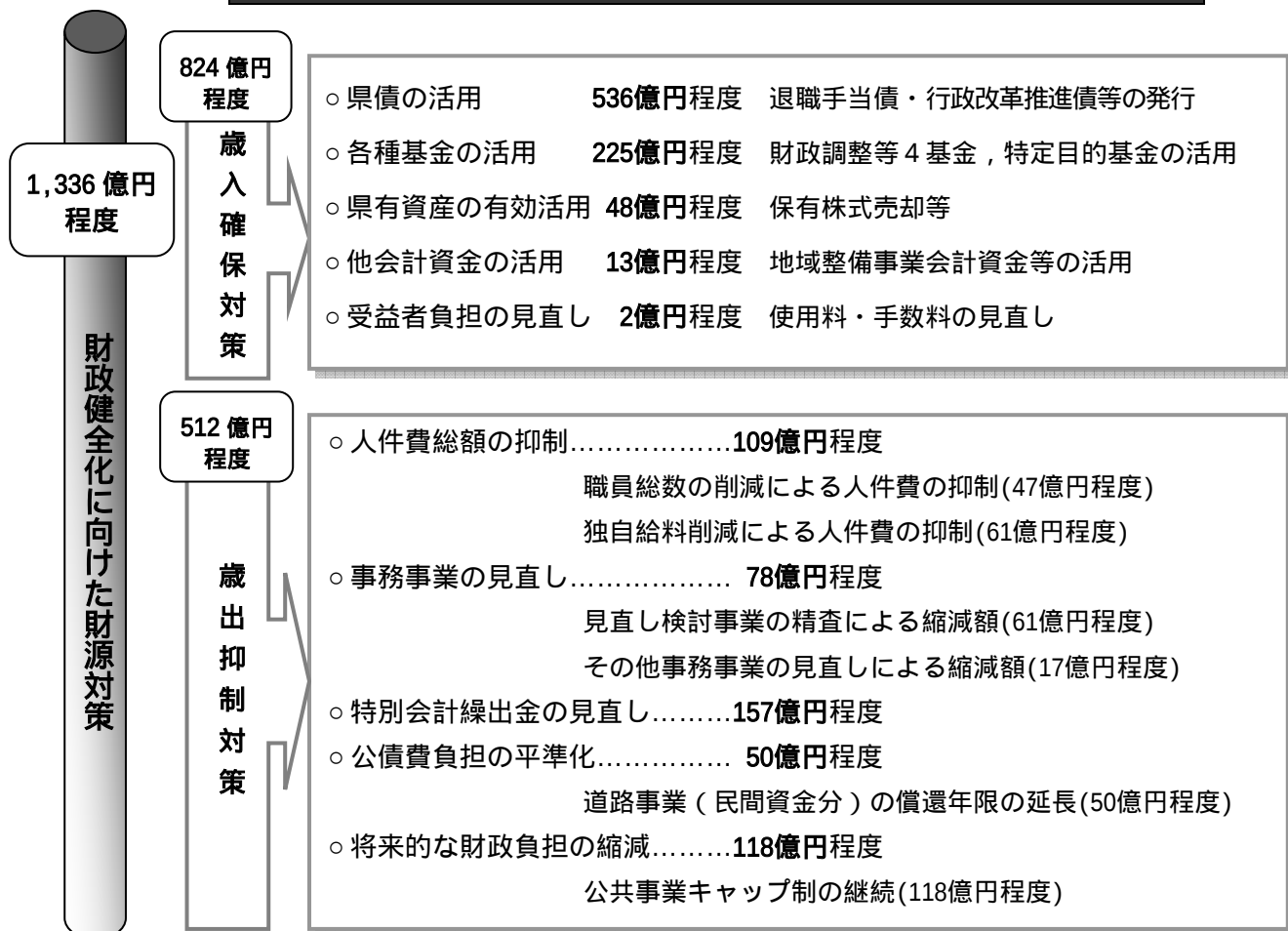
～「第3期財政再建推進プログラム」の概要～

【計画期間】平成22年度～平成25年度

【目 標】財政再生団体への転落回避

- 計画期間における財政再生団体への転落を回避するため、特例的な地方債や財政調整等4基金の活用をはじめ、県有資産の有効活用などの歳入確保対策、人件費総額の抑制や公債費負担の平準化をはじめ、公共事業キャップ制の継続などの歳出抑制対策を実施。
- 県民生活を支える行政サービス水準を守りながら、さらなる行政のスリム化・コスト縮減の推進を図り、歳入に見合った歳出構造を構築。
- 本プログラムにおいて実施する、特例的な県債の活用や公債費の平準化により将来的に義務的経費である公債費の増大を招くおそれがあることから、将来の財政負担の縮減を図るとともに、プライマリーバランス(公債費-県債収入ベース)の黒字(臨時財政対策債分を除く。)を継続するため、公共事業キャップ制を継続。

平成22年度～平成25年度までに見込まれる約1,468億円の財源不足額の解消



1,336 億円の財源不足を解消し、当面は財政再生団体への転落を回避できる見込みとなったものの、平成 25 年度には約 130 億円の財源不足が発生する見込み。

平成 22 年度以降もさらなる歳入の確保・歳出の抑制に向けた取組みを継続

地方税財源の充実強化
に向けた取組

- 偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の充実
- 地域間の財政力格差を是正する地方交付税の財源調整機能・財源保障機能の充実

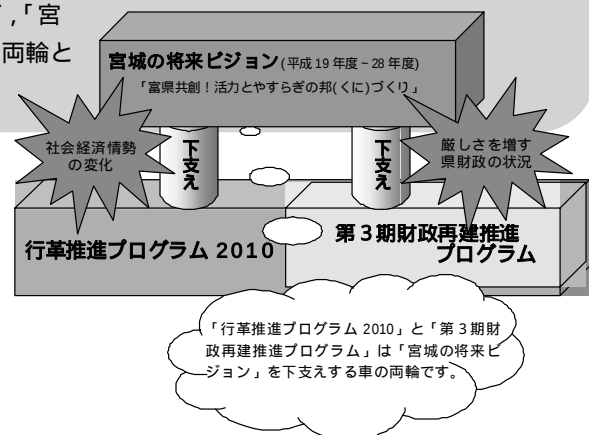
詳しくは、
別掲参照

《県の計画における「行革推進プログラム 2010」の位置付け》

「宮城の将来ビジョン」、「第 3 期財政再建推進プログラム」との関係

「宮城の将来ビジョン」は、県政運営の基本的な指針であり、県の施策や事業を進める上での中長期的目標（平成 19 年度～28 年度）と位置づけられるものです。

これに対し、「行革推進プログラム 2010」及び「第 3 期財政再建推進プログラム」は、これを下支えする行財政運営の確立に向けた取組を示したものと位置付けられます。「第 3 期財政再建推進プログラム」は、「行革推進プログラム 2010」上、別立ての構成としておりますが、「宮城の将来ビジョン」を着実に推進していくためのいわば車の両輪と位置付けられるものです。



進捗管理の方法

本プログラムの改革の進捗状況については、前年度の実績を踏まえて適正に管理するとともに、必要に応じてプログラム本体の見直しを行いながら改革を進めていくこととしています。

なお、進捗状況については、有識者等で構成される「宮城県行政経営推進委員会」に報告してご意見等をいただくとともに、ホームページ等を通じて県民の皆さんに公表します。

具体的取組

改革の柱ごとに、次のような項目に取り組んでいきます。

推進項目及び具体的推進事項一覧

推進項目（18）	具体的推進事項（41）	ページ
改革１－共創－多様な主体の力を最大限に高めた公共サービスの実現		
１ 県民との協働の推進	(1) 県民との協働による事業の実施を推進します (2) 社会資本整備に関し、地域との意見交換・協働（コラボ）事業を推進します (3) 農業農村整備事業に係る計画策定・事業実施について地域との協働を推進します (4) 社会教育施設でのボランティアの養成と協働を推進します (5) アドボトプログラムを推進します	P12 P13 P13 P14 P14
２ ＮＰＯとの協働	(1) ＮＰＯとの協働を推進します	P15
３ 民間企業等との役割分担と連携	(1) 民間ノウハウを活かした公共サービスを推進します (2) 民間企業の社会貢献活動ニーズと県の施策・事業とのマッチングを推進します (3) 大学との連携を強化し、専門知識を施策に反映させ、諸課題の解決にあたります (4) 環境リスクコミュニケーションを推進します	P16 P17 P18 P18
４ 地方主権実現のための市町村への支援	(1) 地方主権の実現のため、市町村を支援します (2) 市町村の消費生活相談窓口の機能充実に支援します	P19 P20
５ 公社等外郭団体との役割分担の適正化	(1) 適正な県関与による更なる自立的運営を促進します	P20
６ 他の都道府県との広域連携の推進	(1) 他の都道府県との広域的な連携を推進します	P21
７ 地方主権型社会実現に向けた取組の推進	(1) 地方主権型社会の実現に向け、地方分権の実現や、道州制推進に向けた取組を行っていきます	P22
改革２－向上－県民視点に立って事業展開できる行政能力の充実・強化		
８ 「人材」育成の推進	(1) 職員の更なる能力向上・発揮に効果的な研修と人事配置を実施していきます	P23
９ 政策企画力の向上	(1) 職員による政策形成議論を活発にし、組織としての政策企画力の向上を図ります (2) 職員による「政策・カイゼン」に関する提案制度を創設し、政策への反映と事務改善を進めていきます (3) 現場実態を踏まえた政策形成能力の向上を図ります	P23 P24 P25
１０ 県民ニーズの把握の推進	(1) 県民ニーズの把握のため、広聴活動の充実に図ります (2) 「宮城の将来ビジョン」の実現に向け、県の政策や施策の評価の判断材料等となる県民意識調査を実施し、県政の取組に関する県民の満足度等を把握していきます	P25 P26
１１ 県民サービスのさらなる向上	(1) 県民を「顧客」と捉え、より正確に、より早く、より満足していただけるサービスを提供します	P27
改革３－最適化－行政資源の効果的・効率的な配分による事業展開の推進		
１２ 県政の透明性向上と説明責任の強化	(1) 情報公開の一層の推進を図っていきます (2) 県の施策・事業等について、多様な媒体を活用した積極的な広報に取り組みます	P28 P28

13 事務事業見直しの推進	(1) 社会経済情勢等に的確に対応した事業点検を適宜実施します	P29
14 業務の効率化・最適化の推進	(1) 総務事務の効率化を推進します (2) 情報システムの最適化を推進します (3) 電子文書関係システムの利用促進による効率性の向上を図ります (4) 公共工事のコスト縮減対策を進めます	P29 P30 P30 P31
15 定員・給与の適正化と組織体制等の見直し	(1) 定員の適正かつ計画的な管理を行います (2) 給与の適正化を図ります (3) 組織機構の見直しを進めます (4) 附属機関等の組織及び運営体制の合理化を推進します	P32 P32 P33 P33
16 組織的リスク管理の促進	(1) 緊急事態等発生時における県業務継続計画（BCP）の策定・推進を図ります (2) 災害発生時における情報システムに係る業務継続計画（BCP）の策定・推進を図ります	P34 P35
17 行政資源等の保全対策と有効活用	(1) 公共土木建築施設のストックマネジメントを推進します (2) 農業水利施設のストックマネジメントを推進します (3) 県有建築物（庁舎等）のストックマネジメントを推進します (4) 県の資産を民間企業等の広告媒体として活用します	P36 P36 P37 P38
18 地方公営企業の経営改善	(1) 「長期水道ビジョン」に基づき、広域水道、工業用水道事業の健全経営を推進します (2) 県立病院の経営改善と地方独立行政法人化を推進します	P39 P39

改革 4 深刻な財政危機の克服

(<u>別掲</u>)「第3期財政再建推進プログラム（平成22年2月）」参照）	P40
---	-----

1 県民との協働の推進

(1) 県民との協働による事業の実施を推進します

全庁・総務部行政経営推進課

私たちを取り巻く社会経済状況が大きく変化している中、行政に対する県民ニーズも多様化しています。このような状況の中、県がより効果的に事業を実施していくためには、可能な限り県民の意見を事業に取り入れながら、多様な主体の力を最大限に活かした「共創による公共サービス」を実現させていく必要があります。

このことについては、これまでも基本指針の策定など県民参画の拡大に向けた検討を重ねてきましたが、即効性のある効果的な取組が見いだせない状況にあります。むしろ、中長期的な観点では、着実に県民協働の機運を醸成し、その基礎を確立していくことの方が重要と考えられますので、当面は、県が策定する構想や計画又は実施する個別事業を県民と協働して作り上げていくという県の組織風土の醸成に努めていきます。

具体的な取組として、県が実施していく事業の中から、いくつかのモデル事業を選定します。そして、モデル事業の実施に当たっては、地域協働に関する有識者や専門家から県民協働の手法などのアドバイスを受け、多くの県民の意見を取り入れながら事業を進めていきます。モデル事業の実施後は、協働の進め方や導入効果・課題等を事例としてまとめ、組織内に広く周知していくことで普及啓発を図るとともに、県民の皆さんにも協働に対する一層の理解と参画を呼びかけながら県民との協働を推進していきます。

《現状及び成果目標》

現 状

各課所において、任意に実施しています。

例)「宮城県総合交通プラン」の策定

「宮城県動物愛護管理推進計画」の策定

「宮城県多文化共生推進計画」の策定

「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」の策定

成果目標 (26.4.1)

県民との協働による事業実施事例の増加に努めます。

《具体的取組》

- モデル事業（8件（4か年総計））への有識者の参画，事業実施の支援
- 「（仮称）県民協働参画事例集」の作成，周知
- 職員に対する普及啓発（研修等）

(2) 社会資本整備に関し、地域との意見交換・協働（コラボ）事業を推進します

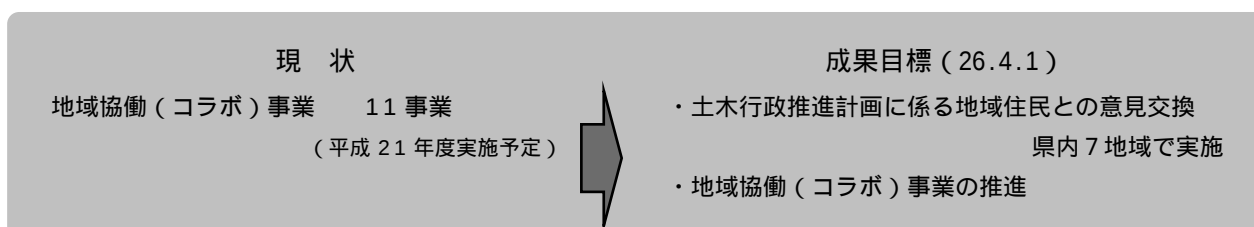
土木部土木総務課

地方主権型社会の実現のためには、自己決定・自己責任による、より地域のニーズに即した事業実施が必要であり、「地域の課題解決」や「より良い地域づくり」のために、県民の方々が参加する機会を増やすことが重要です。

このことから、社会資本整備の実施に際し、計画策定段階から県民に対する情報提供や積極的な意見徴収を行う場を創出し、県土木行政に対する県民理解度向上を促すとともに、その県民意見を社会資本整備の方針に反映していきます。

また、住民参画による社会資本整備を促進するために、地域の生活基盤に関する困り事について、ワークショップ等により行政と地域住民が、共に課題の整理や解決方法を検討して対策を実施する地域協働（コラボ）事業を推進します。

《現状及び成果目標》



《具体的取組》

- ホームページを活用した「土木行政推進計画」等の周知
- 「土木行政推進計画」に関する地域との意見交換の開催
- 地域協働（コラボ）事業の実施及び地域住民とのワークショップ（各地方公所）

(3) 農業農村整備事業に係る計画策定・事業実施について地域との協働を推進します

農林水産部農村振興課・農村整備課・各地方振興事務所

農業・農村にとって、健全かつ持続的な農業なくして、農村の振興はあり得ず、農村に住む人なくして農業はあり得ません。また、これからの時代は農業に携わる人々だけでなく地域ぐるみの活動として農村が持つすばらしさを維持しつつ、住みよい快適な生活環境を整えていくことが必要となっています。

持続的な農業・農村とするために、生産者と消費者、農家と住民といった様々な人々が協力し合い地域ぐるみの活動を通じて自立することが重要であり、そのために農業農村整備事業を契機として、整備する農地や農業水利施設等の利用や維持・管理の計画策定・事業実施に際し、地元との打合せやワークショップの開催などを通じて、自分たちが暮らす農村地域の今後をどうしていくかなど、地域に暮らす人々が自ら考え行動する活動を支援します。

《成果目標》

計画策定及び事業実施に係る地元との打合会は、各地区の実情により実施回数が異なると想定されますが、必ず行うことを目指します。

《具体的取組》

- 事業推進に係る各種地元打合会の開催
- 地区計画策定に係るワークショップの開催
- 工事の設計に係るワークショップの開催

(4) 社会教育施設でのボランティアの養成と協働を推進します

教育庁生涯学習課

小中学生からファミリーまで多くの県民が多様な形で利用する図書館などの社会教育施設は、それぞれの施設における一定の技術と知識を持つボランティアの協力が必要不可欠です。

このため、各施設においては専門講座を含めた各種講座や研修会などボランティア養成講座等を開催し、特に自然の家（蔵王、松島、志津川）においては、登山支援、スキー指導、海洋活動等の技術を持つ専門的な養成講座を実施していきます。

これらの修了者は、施設の一員として各種事業にボランティアとして参加いただき、円滑な施設運営に大きな役割をはたしてきており、引き続きボランティアの拡大を図ります。

《現状及び成果目標》

現 状（21.4.1）			成果目標（26.4.1）	
・ボランティア延べ人数	県図書館	1,893人	3,100人	
	自然の家	1,895人	2,300人	
・協力会員及びボランティア数	県美術館	275人	500人	

《具体的取組》

- ボランティア養成研修の実施
一般講座、専門講座及び研修会の開催
- ボランティア等との協働
書架整理、音訳、案内、読み聞かせ（図書館）
美術館行事に係る広報誌の作成、配布（美術館）
野外活動の支援・協力（自然の家）

(5) アドプトプログラムを推進します

土木部道路課，河川課，港湾課，都市計画課

県では、県管理施設的环境美化と施設の安全性確保を通じて、民間と行政とのパートナーシップの構築を推進するため、積極的にアドプトプログラムの普及促進を展開してきました。具体的には、ボランティアによるアドプト制度として、県管理道路の清掃・緑化活動を行うスマイルロード・プログラム、県管理河川の除草・清掃活動を行うスマイルリバー・プログラム、県管理海岸の除草・清掃活動を行うスマイルビーチ・プログラム、県管理港湾の清掃・緑化活動を行うスマイルポート・プログラム、県立都市公園の美化・緑化活動を行うふれあいパーク・プログラム等の各制度を実施

し、地域住民との協働によるまちづくりを実施しています。

今後も、アドプトプログラムによる地域住民との協働によるまちづくりを実施するとともに、参加団体の拡大を推進し、アドプト活動の普及に努めます。

また、参加団体のモチベーションの向上を図るため、活動の内容を広く紹介するほか、参加団体との意見交換の場を設け、さらに、他のアドプトとの連携を深め、多面的な活動を推進します。

アドプトプログラム

アドプトとは「養子縁組」をするという意味で、地域の人々が道路や河川などの公共スペースをわが子のように面倒を見ることから命名、住民と行政とが役割分担の下で、継続的に清掃・美化活動を進めるものです。80年代にアメリカで導入後、国内でも広がりを見せています。

《現状及び成果目標》

現 状 (21.4.1)		成果目標 (26.4.1)	
道路アドプト	159団体	道路アドプト	235団体
河川アドプト	68団体	河川アドプト	93団体
海岸アドプト	5団体	海岸アドプト	15団体
港湾アドプト	9団体	港湾アドプト	14団体
公園アドプト	14団体	公園アドプト	20団体
計	255団体	計	377団体

《具体的取組》

- 道路アドプト ...広報誌の定期発行、サポーターとの意見交換会の開催、活動状況のPR
- 河川・海岸アドプト...活動対象区間への表示板の設置、河川課等のホームページでの紹介、サポーターとの意見交換会の開催
- 港湾アドプト ...意見交換会の開催、活動対象区間への表示板の設置、港湾課等のホームページでの紹介
- 公園アドプト ...意見交換会の開催、表示板の設置、都市計画課等のホームページでの紹介

2 NPOとの協働

(1) NPOとの協働を推進します

全庁・環境生活部共同参画社会推進課

営利を目的とせず、自発的に社会的・公益的な活動を行うNPOは、福祉、環境、まちづくりなど幅広い分野でそれぞれ役割を担っており、公共の担い手として大きな期待が寄せられています。しかし、NPOの中には、自らの活動資金や活動場所、人材、マネジメント能力に課題を抱えているところもあり、それらを解消し、自立した運営を実現していくことが求められています。また、社会全体としても、NPOについての理解を深め、NPO活動を促進するための基盤を整備していくことが重要です。行政とNPOの間では、互いに対等な立場でパートナーシップを構築し協働することが、よりよい市民社会の発展のために必要です。

・NPO活動の促進

県では、NPO活動を総合的に促進するため、拠点施設としてみやぎNPOプラザを設置し、

情報の収集・提供，各種相談，事務ブースの貸与等を行っていますが，これからも質の高いサービスを提供していきます。

NPOが行う公益性の高い優れた事業に対しては，みやぎNPO夢ファンド事業により活動資金を助成します。また，自治体等から委託を受けて事業を実施するNPO法人には，みやぎNPOサポートローンにより，つなぎ資金を融資します。

活動場所を求めているNPO等に対しては，県有の遊休施設を有償で貸付けします。

・NPOとのパートナーシップの推進

地域課題の解決に取り組むNPOは，住民の身近な行政を担う県や市町村の重要なパートナーといえます。県は，職員向けの講座等を開催し，職員のNPOに対する理解の促進を図ることで協働を推進するとともに，協働事業に関する調査や自己評価を実施し，事業の企画，実施，事後の各段階における協働の質の向上を図ります。

《現状及び成果目標》

現 状（21.4.1）
NPOと協働を行っている所属数
44課（室）所（平成20年度実績）



成果目標（26.4.1）
NPOと協働を行っている所属数
60課（室）所（平成25年度実績）

《具体的取組》

- みやぎNPOプラザの運営
- NPOが行う公益性の高い優れた事業に対する資金助成
- NPO法人の活動資金に対する低利融資の推進
- NPO等に対する県有遊休施設の貸付
- 県職員向けの講座の開催
- NPO推進事業評価の実施

3 民間企業等との役割分担と連携

(1) 民間ノウハウを活かした公共サービスを推進します

総務部行政経営推進課

県では，「民間でできるものは民間に」との理念のもと，従来は県で行ってきた公共サービスを民間に開放し，民間の知恵・力を活用しながら，最小のコストで最大の成果が上げられるよう条件整備を行ってきました。公の施設については，民間事業者のノウハウを活用すべく指定管理者制度の導入を積極的に図ってきましたが，県と指定管理者の適切な役割分担の上で，モニタリング・評価を実施し，その評価結果を公表するとともに，利用者サービスの向上と効果的・効率的な施設運営に努めます。また，直営施設については，直営の合理性を検証し，制度導入可能なものについて順次移行します。

新たな民間能力の活用の手法について，本県では2件のPFIの導入事案がありますが，今後

についても、直営による整備や管理の場合よりメリットが見込まれる機能、規模等を有する案件について、導入を検討していきます。

また、広く経費削減や民間の発想による創意工夫によるサービス提供が見込まれる分野について民間委託を推進するため、「公募提案型アウトソーシング」のモデル事業を実施し、その結果も踏まえながら、本格導入の是非、制度設計の検討を行っていきます。

《現状及び成果目標》

現 状（21.4.1）

- ・指定管理者制度導入施設（118 施設）について、統一的な基準によるモニタリング・評価は実施していません。
- ・民間委託は推進しているものの、公募提案型アウトソーシングは実施していません。



成果目標（26.4.1）

- ・指定管理者制度導入施設における統一的な基準によるモニタリング・評価の実施と評価結果の公表（全指定管理施設）
- ・公募提案型アウトソーシングのモデル事業の実施 2 件程度（本プログラム推進期間の前半にモデル的に試行し、そのメリット・デメリットを検証した上で、本格的実施を検討します。）

《具体的取組》

- 指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価の実施と結果の公表
- P F I 手法の適切な活用
- 公募提案型アウトソーシングのモデル事業の実施と本格的実施の検討

(2) 民間企業の社会貢献活動ニーズと県の施策・事業とのマッチングを推進します

全庁・総務部行政経営推進課・企画部企画総務課

県民ニーズが多様化する中、県が展開する施策は、産業や観光、保健、教育、環境対策など多岐にわたっており、これらを効果的・効率的に事業を実施していくためには、同様の事業に関わる民間企業等と連携し、彼らが持つ様々なノウハウを最大限に活かして実施していく必要があります。

また、昨今、民間企業の本来の活動である経済活動やコンプライアンスといった最低限の責任の範囲を超えて、県民や地域が直面しているあらゆる課題に対して、社会的存在として自発的に行動し、社会と持続的な発展を目指す企業が増えてきています。

このことから、県では、「民の力」を最大限取り入れた施策を展開していくため、地域の活性化、災害時の協力体制の強化、県民の安全安心の確保、子育てや障害を持った方への支援などの分野において、積極的に県と協力して実施する民間企業と県の担当課とのマッチングを行い、さらなる県民福祉の向上を図るため、官民一体となった施策を展開していきます。

《現状及び成果目標》

現 状

- 各部局において個別に対応しています。
- ・「災害時における支援協力に関する協定」
 - ・「地域活性化包括協定」
 - ・「産業廃棄物の適正処理推進に関する協定」
 - ・「産業振興に関する協力協定」 等



成果目標（26.4.1）

県と民間企業とのマッチング数
100件（4か年総計）

《具体的取組》

- 民間企業との提携を結ぶことを希望する県庁各課のリストの作成
- 統一窓口の設置
- 県と提携を結ぶことを希望する民間企業への対応

(3) 大学との連携を強化し、専門知識を施策に反映させ、諸課題の解決にあたります

全庁・総務部行政経営推進課・私学文書課・企画部政策課

私たちを取り巻く社会経済の状況がめまぐるしく変化し、県民のニーズも多様化・高度化する中で、県が展開する施策の実施にあたっては、県が単独で実施するのではなく、多様な資源を持つ主体が相互に交流しながら、従来の方策にとらわれず、高度な専門知識を具体的な政策ベースにのせて、新たな価値の創造を目的として、着実に実施する必要があります。

そうした観点から、高度な知的財産を有する大学と連携を図っていくことは有効な手段であり、県ではこれまでも様々な分野において、県内大学等との連携を図ってきました。今後とも連携の取組を継続していくこととし、特に宮城大学との連携を強化し、事業構想学部、食産業学部、看護学部が実施している研究活動等と積極的にタイアップし、県行政へ反映していきます。

具体的には、同大学が「中期計画」において掲げる「地域への貢献」の方向性に則り、その特性である「まちづくり」、「食産業」、「交通」、「観光」、「看護」などの分野について、共同研究や地域課題に対する技術指導・情報提供などの機能を有効活用することにより、多様化する県民ニーズに対応していきます。加えて、自治体職員研修や受託調査研究を行う地域振興事業部の運営に関わり、同大学との連携を進めていきます。

《現状及び成果目標》

現 状（21.4.1）
各課所において、任意に実施しています。



成果目標（26.4.1）
宮城大学との連携事業数 10件（4か年総計）

《具体的取組》

- 共同研究、委託事業等の推進
- 政策分野に適合した審議会委員等への登用
- 公開講座の共同開催、後援、広報

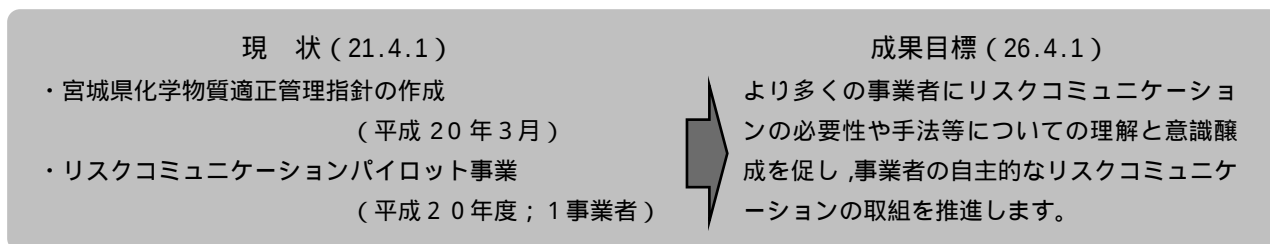
(4) 環境リスクコミュニケーションを推進します

環境生活部環境対策課

化学物質による環境リスクを減らすためには、化学物質の使用や排出を削減するよう心がけることも重要ですが、住民・事業者・行政がリスクに関する正確な情報を共有しながら、意思疎通と相互理解を図る「リスクコミュニケーション」により、地域全体で取り組みを進めることも欠かせません。このような取組により、地域住民と事業者の信頼関係が深まり、また、事業者だけでは気付かなかった問題が分かるなど、環境リスクを管理し減らすことができます。

県では、工場・事業場における化学物質の自主的な管理の改善を促進するとともに化学物質の適正管理と環境リスクの低減を図ることを目的として、平成 20 年 3 月に化学物質の適正管理とリスクコミュニケーションの実施等を規定した指針（宮城県化学物質適正管理指針）を定め、事業者等へ普及しています。また、事業者によるリスクコミュニケーションの開催支援や事業者を対象としたセミナーの開催などを通して、県内各地において地域住民と事業者とのリスクコミュニケーションの取組が浸透し定着することを目指します。

《現状及び成果目標》



《具体的取組》

- 宮城県化学物質適正管理指針の普及
- リスクコミュニケーションモデル事業の実施（平成 21 年度～平成 23 年度）
- 事業者のためのリスクコミュニケーションセミナーの開催

4 地方主権実現のための市町村への支援

(1) 地方主権の実現のため、市町村を支援します

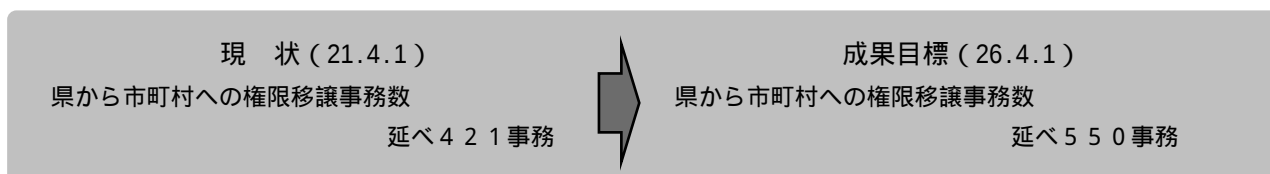
総務部市町村課・企画部地域振興課

地方分権改革の進捗を踏まえ、地方主権を実現するためには、地方行政の中心的な担い手である市町村が自らの責任と判断によるまちづくりを一層進めていく必要があるとされていることから、市町村が自主自立した取組を実行できるよう積極的に支援を行ってきました。

具体的には、身近な事務について、基礎自治体である市町村が担うほうが住民にとって利便性が高まり、より良いまちづくりを行うことができるとして、県の事務を条例により市町村へ権限移譲を行い、また、市町村の要望に基づき人的支援（県職員の派遣、市町村職員等の受入れ）や具体的な業務運営支援（助言による支援）を実施してきました。さらに、市町村振興総合補助金の制度により、市町村が自ら必要な事業を選択し、重点的に実施できるようにすることで、市町村独自の計画に基づき行うまちづくりについて総合的に支援を行ってきました。

今後も、このように市町村の取組がより大きな効果を生み出していくために、市町村に対しよりきめ細やかな支援を継続していきます。

《現状及び成果目標》



《具体的取組》

- 県から市町村への権限移譲の推進
- 市町村の要望に基づく人的支援及び業務運営支援
- 市町村振興総合補助金の活用推進

(2) 市町村の消費生活相談窓口の機能充実を支援します

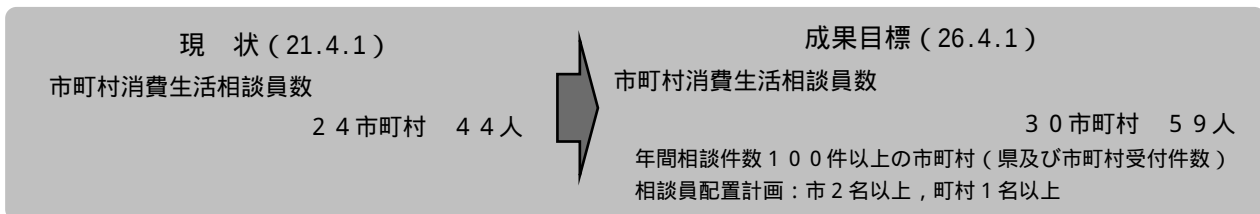
環境生活部消費生活・文化課

国では、生産第一の視点から「生活者・消費者が主役となる社会」を実現する国民本位の行財政への転換を掲げ、平成 20 年 6 月に消費者行政推進基本計画を策定しましたが、この基本計画では地方の消費生活相談窓口の機能強化等を図ることとしています。

平成 21 年 5 月 29 日には、国会において「消費者庁」を設置することを柱とした消費者庁関連 3 法が可決成立し、その中の消費者安全法では、地方自治体における消費者行政が自治事務として明確化されるとともに、消費生活センターの設置に関して、都道府県については必置、市町村については努力義務として規定されました。今後、市町村については、住民に身近な一次的消費生活相談窓口としてその役割が期待されるところであります。

このため、県では、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間、消費生活相談窓口の機能強化に積極的に取り組む市町村に対し、国の交付金を活用した財政的支援を行うとともに、県消費生活相談員の市町村派遣や市町村相談員の研修受入等、人的支援を複合的に実施し、消費者が消費トラブルに遭遇したときに、県内どこに住んでいても身近な相談窓口にアクセスできる環境を整えていきます。

《現状及び成果目標》



《具体的取組》

- 市町村プログラムの策定支援（相談窓口機能充実）
- 補助金による相談窓口充実のための財政支援
- 消費生活相談員の相談業務支援
- 消費生活相談員の資質向上のための研修会の実施
- 消費生活相談員の配置の働きかけ

5 公社等外郭団体との役割分担の適正化

(1) 適正な県関与による更なる自立的運営を促進します

総務部行政経営推進課

県では、「宮城県の公社等外郭団体への基本的事項を定める条例」（平成 17 年 4 月施行）の趣旨

に基づき、県及び公社等外郭団体（以下「公社等」という。）が、それぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律性を高め、両者が協議して県民の福祉向上に努めることとし、平成 18 年 8 月、「第 期宮城県公社等外郭団体改革計画（平成 18 年度～21 年度）」を策定し、公社等の自立的運営を促進してきました。

一方で、公社等を取り巻く環境は、指定管理者制度の導入など行政サービスへの民間事業者等の参入、公益法人制度改革や地方公共団体財政健全化法の実施のほか、第三セクター等について存廃も含めた抜本的改革を集中的に進めるための「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」が示されるなど、著しく変化しています。

これらの状況を踏まえ、県では、改めて公社等の役割・存在意義を問い直すとともに、新たな課題等に公社等と協働し、迅速かつ的確に対応していくため「（仮称）第 期宮城県公社等外郭団体改革計画」を策定し、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営の更なる促進を図っていきます。

《成果目標》

平成 22 年 8 月に策定する「（仮称）第 期宮城県公社等外郭団体改革計画」において設定します。

《具体的取組》

- 「（仮称）第 期宮城県公社等外郭団体改革計画」（平成 22 年度～平成 25 年度）の策定
 - ・ 県の取組・・・経営目標・評価事業の実施、公社等代表者等への充て職廃止、財政的関与の適正化、公社等のあり方に関する見直しなど
 - ・ 公社等外郭団体の取組・・・経営目標・評価事業の実施、経営基盤の確立、経営責任の明確化と経営管理体制の強化など

6 他の都道府県との広域連携の推進

(1) 他の都道府県との広域的な連携を推進します

全庁・企画部政策課

少子高齢化の進展、高速交通・情報通信の発達に伴う生活圏・経済圏の拡大、グローバル化・ボーダレス化の進展、地方分権の進展など、これまでにない社会・経済状況の変化が進む中で、経済社会システム、行政システムなど、あらゆる分野において新たな対応が求められています。

このような状況の中で、行政課題の広域化等に対応し、限られた行政資源を効率的に活用していくためには、県政のさまざまな領域において、他の都道府県との広域連携の可能性について、これまで以上に模索していく必要があります。

これまでは、特定の事業を対象として広域連携の可能性について検討してきましたが、これからは、新たに広域連携の行動指針を示し、また、県が行う事務事業について広域連携の可能性の検討プロセスを設けるなどして、職員の「広域連携マインド」を醸成し、職員意識の向上を図ります。

《現状及び成果目標》

現 状（21.4.1）

取組事例

- ・ とうほく自動車産業集積連絡会議
- ・ 宮城・山形・福島合同商談会
- ・ 大規模災害時等の相互応援に関する協定
- ・ 山形県、岩手県との海外事務所共同運営等



成果目標（26.4.1）

広域連携の必要性や意義について職員が共通の認識を持つことが重要であることから、個別の取組に加え、職員意識の向上を図るための取組を実施していきます。

《具体的取組》

- 広域連携を行うメリットや参考事例を盛り込んだ広域連携の行動指針の作成
- 県が行う事務事業について、広域連携の可能性の検討プロセスを設ける仕組みの検討と実施

7 地方主権型社会実現に向けた取組の推進

(1) 地方主権型社会の実現に向け、地方分権の実現や、道州制推進に向けた取組を行っていきます

企画部政策課

地方財政の危機的な状況、高齢化と人口減少の急激な進行、さらには、昨年の世界同時不況による我が国への深刻な影響など、地方を取り巻く情勢は混迷の度を深めています。こうした状況を打開し、今後の展望を開くためには、それぞれの地域の実情にかなった地方行財政の運営が可能となるよう、地方分権改革を断行することを通じ、地方がその活力を取り戻すことが不可欠です。

地方が、自らの責任において地域のあり方を決定でき、そのために必要な財源を持つ地方主権型社会の実現に向け、新地方分権一括法への対応など、地方分権改革の取組みを着実に実行するとともに、国から地方への権限・財源のより一層の移譲に向けた取組を推進します。

また、国と地方の将来像や、わが県の将来あるべき姿を見据え、全国知事会等の調査・検討に参画し、その制度設計について検討するなどして、道州制推進への取組を図るとともに、さまざまな機会を通じて道州制に関する意識の醸成に努めます。

《成果目標》

地方主権型社会の実現については、国全体の制度設計に関わる問題であり、本県単独での目標設定にはなじみませんが、その促進に向けた取組を実施していきます。

《具体的取組》

- 全国知事会を初めとする地方六団体や北海道東北地方知事会等を通じ、あるいは他の都道府県等と連携するなどして、地方主権の取組や道州制の実現に向けた調査分析や提言活動等を実施
- 県内地方六団体の代表者で構成される「宮城県自治体代表者会議」等を通じ、県内の市町村や県議会・市町村議会等と連携の上、政府等への提言活動等を実施
- 「みやぎ出前講座」の開催、あるいはホームページや県政だより等の広報媒体を通じ、地方主権への取組や道州制の趣旨・目的等について県民の理解を得るための各種広報活動を実施

8 「人財」育成の推進

(1) 職員の更なる能力向上・発揮に効果的な研修と人事配置を実施していきます

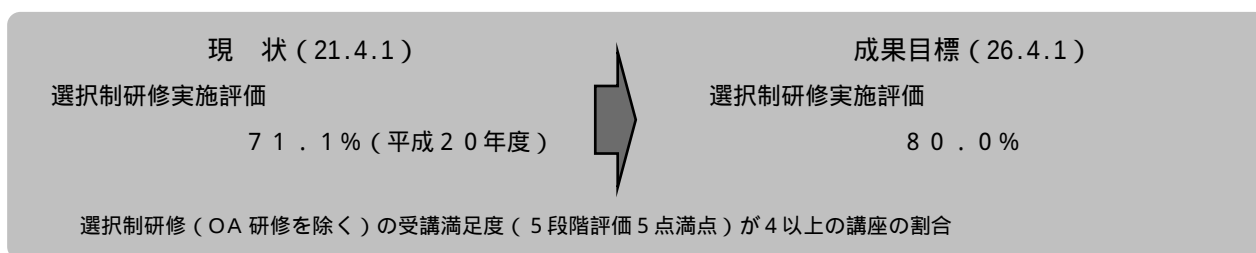
総務部人事課

本県では、「みやぎ人財育成基本方針」を策定し、職員一人ひとりが「創造性豊かで自律的に行動する職員」となれるよう育成を図ることが、県民への最適な行政サービスの提供につながるものと考え、政策力の向上とキャリア形成を重視し、選択制研修を中心とした研修体系への転換や、能力開発及びキャリア形成のための人財マネジメントの導入等に取り組んできました。

また、平成 19 年 3 月に策定した「宮城の将来ビジョン」では、組織のスリム化を進めつつ、効果的・効率的な県政運営を行うとともに、新たな時代の宮城を実現するため、より一層の行政能力の向上を図り、広域自治体としての政策力、調整力を現場での課題解決に向けて発揮することとしています。

そのためには、職員の人財育成や能力の開発がこれまで以上に求められることから、人財育成において効果的な研修の実施やその質の向上を図るとともに、培われた能力を仕事で発揮できるよう、適切な人事配置等に取り組めます。

《現状及び成果目標》



《具体的取組》

- 研修制度の更なる充実
- 派遣研修の充実
- 適切な人事配置の実施
- 公募人事制度の充実

9 政策企画力の向上

(1) 職員による政策形成議論を活発にし、組織としての政策企画力の向上を図ります

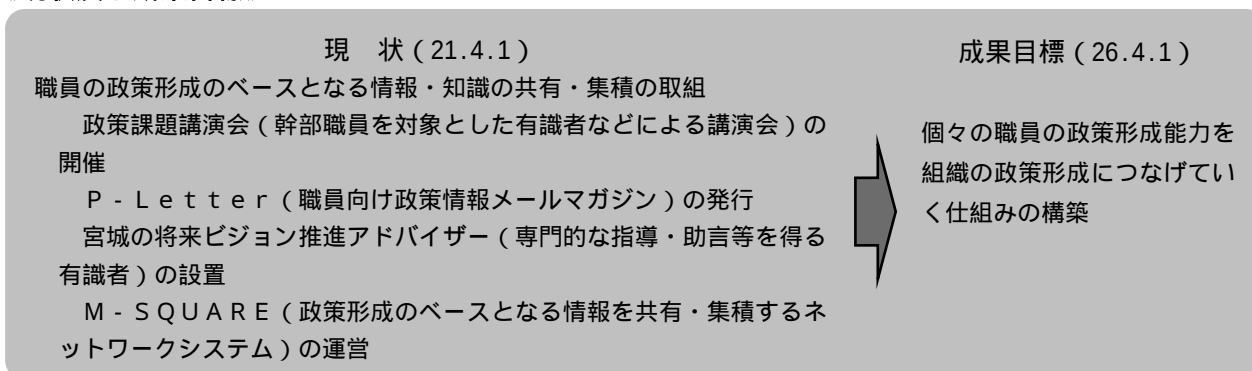
全庁・企画部政策課

地方分権が進展する中、県民のニーズや地域の課題に的確に对应していくためには、職員一人ひとりがこれまで以上に、高い現状分析能力や柔軟な発想による課題解決の能力を身につけていくことが求められています。このため、県では、職員の政策形成のベースとなる情報・知識の共有・集積

などの取組を実施してきました。

今後は、個々の職員の政策形成能力を組織の政策形成につなげていく仕組みを構築していきます。具体的には、集積された情報・知識等を活用して、職員が所属を越え、様々な視点から自由に政策議論を行える場・機会を確保していきます。

《現状及び成果目標》



《具体的取組》

- 職員の政策形成のベースとなる情報・知識の共有・集積の取組の強化
- M - S Q U A R E などを活用した政策議論の場づくり

(2) 職員による「政策・カイゼン」に関する提案制度を創設し、政策への反映と事務改善を進めていきます

全庁・総務部行政経営推進課

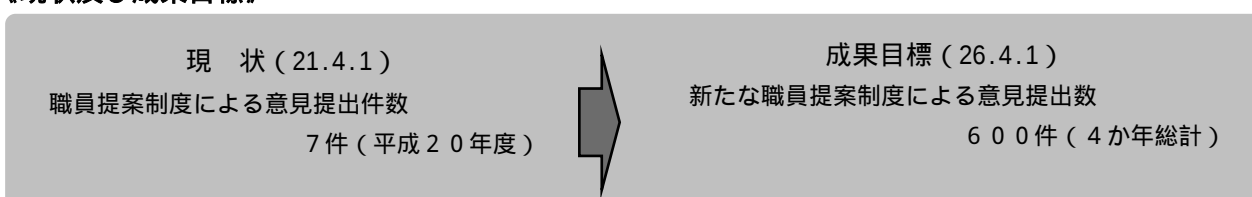
長引く景気低迷による県税収入の伸び悩みや、いわゆる三位一体改革により国からの地方交付税等が大幅に削減され、地方の構造的な財源不足が恒常化してきていることなどを背景に、本県における財政運営も年々厳しさを増してきています。

このような状況の中で、必ずしも財源を伴わない方法で施策を展開する「ゼロ予算」による事業や、「1課所1改革運動」、「職員提案制度」などを通して、「カイゼン」活動を促進させ、行政運営の効率化等に寄与してきました。

県では今後も厳しい財政状況が続く見通しであることから、「職員提案制度」を抜本的に改変し、「(仮称)職員政策・カイゼン提案制度」を創設して、県が直面する諸課題を果敢に克服していくための政策提案を受け付けるほか、事務事業のムダの排除等のため、職員からさらなるカイゼンを求める提案制度を確立します。

これらにより、あらゆる事務事業について効果的・効率的に行えるよう不断の取り組みを実施していくほか、「(仮称)みやぎの事務カイゼン集」を編纂し、情報の共有化を図りながら、職員の「カイゼンマインド」を醸成し、職員の意識を向上させていきます。

《現状及び成果目標》



《具体的取組》

- 「(仮称)職員政策・カイゼン提案制度」の実施
- 優良事例の各職場への紹介・取組推奨
- 「(仮称)みやぎの事務カイゼン事例集」の編纂

(3) 現場実態を踏まえた政策形成能力の向上を図ります

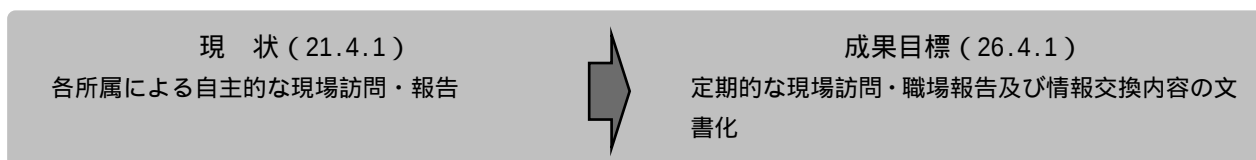
全庁・総務部行政経営推進課

経済のグローバル化が進展し、少子高齢化が進む中で、多様化する県民ニーズを的確に把握していくためには、職員が積極的に関係者と情報交換をしながら現場実態を的確に捉えるとともに、その内容を詳細に分析することで、政策立案部門と連携を密にしながら、真に県民が必要としている施策・政策を立案していく必要があります。

そのため、地方機関が行っている現場訪問などで得られる県民ニーズや地域課題等について、的確にその内容を政策立案部門へフィードバックさせ、効果的な施策・政策を立案するため、現場訪問レポートの作成や、必要に応じ、関係者にプレゼンテーションを実施するなど、適時・的確な情報を共有することで本庁及び地方公所間、あるいは、部局横断によるさらなる連携を強化していきます。

これにより、常日頃から職員に対する OJT(オンザジョブトレーニング)機能を充実させることができるほか、実際に現場に出て事業を展開した際に、その結果を文書化し適宜関係者に報告することで、地域の意見を政策立案部門にあげやすくするのみならず、一線で業務を行っている職員や今後大量に退職することが本格化するいわゆる団塊の世代の職員が持つ「暗黙知」の「形式知」化が可能となり、全庁的な情報の共有化を図ることを意図したものです。

《現状及び成果目標》



《具体的取組》

- 定期的な現場訪問・職場報告
- 情報交換内容の文書化

10 県民ニーズの把握の推進

(1) 県民ニーズの把握のため、広聴活動の充実を図ります

総務部行政経営推進課、広報課

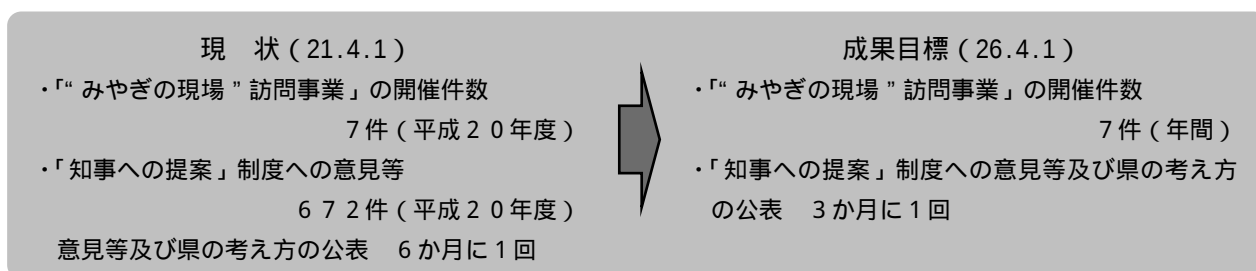
私たちを取り巻く社会経済の状況が目まぐるしく変化していく中で、時代に即した県政運営を行っていくためには、本県の実情を踏まえ、県民ニーズを的確に把握しながら施策を実施していくことが不可欠です。

このことから、県では県民とともに各種施策を展開していくという基本理念のもと、県民のニーズを的確に把握するとともに、これらを十分に分析した上で、施策にフィードバックしていきます。

その方策として、知事自らが県民の皆様から意見を伺い、「衆知を集める県政」の実現を図るため、「みやぎの現場」訪問事業」を継続して実施し、県政に反映させていきます。

また、引き続き「知事への提案」制度を実施し、県民の皆さんの意見に対して真摯に対応し、可能な限り県の施策へ反映させるとともに、意見の内容とそれに対する県の考え方について、県民の皆さんに公表していきます。

《現状及び成果目標》



《具体的取組》

- 「みやぎの現場」訪問事業」の実施
- 「知事への提案」の実施及び県民意見の内容と県の考え方についての公表

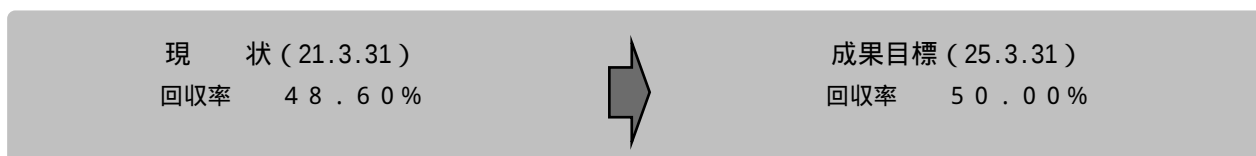
(2) 「宮城の将来ビジョン」の実現に向け、県の政策や施策の評価の判断材料等となる県民意識調査を実施し、県政の取組に関する県民の満足度等を把握していきます

企画部行政評価室・政策課

県政の取組に関する県民ニーズ、満足度等の把握は、「宮城の将来ビジョン」の実現に向け、政策評価・施策評価の判断材料等として活用されるだけでなく、新たな施策の企画立案、事業の展開等の際も重要となっています。

このことから、県民意識調査を実施し、県政の取組に関する県民の満足度等を把握するとともに、回答者にとって、より理解しやすい質問項目等となるよう工夫・見直しを行い、負担軽減に向けた取組を今後も進めていきます。

《現状及び成果目標》



《具体的取組》

- 隔年度ごと(1年おき)の県内在住の20歳以上の男女4千人を対象にした県民意識調査の実施
- 回答者に理解しやすく、負担軽減に向けた質問項目等の見直し・改善の実施

11 県民サービスのさらなる向上

(1) 県民を「顧客」と捉え、より正確に、より早く、より満足していただけるサービスを提供します

全庁・総務部行政経営推進課

行政をサービス業と捉え、県民を顧客とする考え方が定着しつつある中で、県民が必要としている行政サービスを正確に素早く実施することはもとより、常に県民を意識し、県民の目線での応対を行うなど、県民が真に満足できるような行政サービスの提供について、より一層意識を高め、実践していく必要があります。

県では、平成 11 年度から各職場に配置された県民サービス向上担当責任者を中心に「県民サービス向上運動」を実施し、毎年度職場ごとにサービス向上の目標を掲げ、目標に向けた実践的な取組を実施するとともに、ご意見カード等を通して県民の皆さんからの評価や具体的なご意見をお聴きしてきました。

県ではこの運動の成果として、県民の皆さんを「顧客」として位置付け、行政サービスのレベル向上を図ろうとする意識が県の組織全体に浸透してきたものと認識しています。

今後も、ホスピタリティの向上などについて各職員が自らの行動や意識を再確認し、サービス提供者としての対応力を定着させるため、県民サービス向上運動の改善等により県民の皆さんへのさらなる行政サービスの向上を図ります。

ホスピタリティ

態度、言葉づかい、業務知識等による顧客本位の親切的な応対やもてなしのことです。

《現状及び成果目標》

現 状（21.4.1）
「県民サービス向上運動」の実施



成果目標（26.4.1）
サービス向上に関する認識、取組についての達成度自己チェックにおいて、職員全員の達成度 100% を目指します。

《具体的取組》

- 「県民サービス向上運動」の改善
 - ・ 取組項目の見直し
 - ・ 達成度自己チェックの定期的実施
- 顧客満足に関する研修の実施

12 県政の透明性向上と説明責任の強化

(1) 情報公開の一層の推進を図っていきます

総務部県政情報公開室

県政の透明性を高め、県民に対する説明責任を十分に果たしていくため、情報公開条例に基づく開示請求事務を適正かつ円滑に進めるとともに、開示請求手続きにおける県民の利便性の向上を図ります。

県民の関心が高い資料、重要な施策に関する資料等については、県民が開示請求によるまでもなく容易に情報を入手することができるよう、県政情報センター等で公表するほか、インターネットを活用した情報提供を引き続き積極的に進めます。

《成果目標》

情報公開の実績については、毎年度取りまとめを行い、県民の皆様に分かりやすく公表していきます。

《具体的取組》

- 職員が業務に用いている資料のうち、非開示情報がなく情報提供が可能なものについては、開示請求によらず、任意に情報提供ができるよう、県民から請求があった場合、速やかに閲覧や複写ができるように努めていきます。
- 庁内各課等で作成されている行政資料の公表に努めていきます。

(2) 県の施策・事業等について、多様な媒体を活用した積極的な広報に取り組みます

総務部広報課

県民に対して、県政の現状について、目的に応じ様々な媒体を活用して分かりやすく伝えることが必要です。

県政情報については、現在、全戸配布の広報紙「みやぎ県政だより」をはじめとする各種印刷物、新聞紙面、テレビ、ラジオ、ホームページ、メールマガジンなどの各種広報媒体のほか、県政記者会への情報提供によるパブリシティ等を活用し、適時・的確な情報発信・伝達を図っています。

今後は、庁内の広報予算の効率的な活用を図るとともに、目的・対象に応じてこれら各種広報媒体を効果的に組み合わせ、県の重点施策と連動した広報活動に積極的に取り組むほか、社会の変化に応じた新たな広報媒体の活用にも取り組み、県民等への適時・的確な県政情報の発信・伝達と情報共有を図っていきます。

《現状及び成果目標》

現 状（21.4.1）

県広報紙「みやぎ県政だより」（月1回発行）発行部数 約94万部（全戸配布）



成果目標（26.4.1）

県広報紙「みやぎ県政だより」（月1回発行）の全戸配布（部数は世帯数の増減による）

《具体的取組》

- 広報紙等の印刷物を活用した広報
- 新聞紙面を活用した広報
- テレビ、ラジオ等の電波媒体を活用した広報
- ホームページ、メールマガジン等のITを活用した広報
- パブリシティの活用

13 事務事業見直しの推進

(1) 社会経済情勢等に的確に対応した事業点検を適宜実施します

全庁・総務部行政経営推進課

本県においては、平成10年度に、県が行っている全ての事務事業について、(1) 県の関与や役割分担のあり方、(2) 適正なコストと成果のあり方、(3) 事業の計画から実施までの展開のあり方、(4) 意思決定や事務の簡素化などによる効率的な業務運営のあり方等総合的な観点から見直しを行う事務事業総点検を実施して以降、適宜事務事業の見直しを継続して実施してきました。

特に、平成19年度には国の「事業仕分け」に先駆け、前年度に実施した事業総点検の結果をベースに、外部有識者等（宮城県行政経営推進委員会の委員）の視点も取り入れたプロジェクトチーム点検を実施し、それも踏まえながら平成20年度に事業棚卸しにより175事業を休廃止するなど徹底した事務事業の見直しを実施しました。

今後も、本プログラムを着実に実行するとともに、国の地方分権改革に伴う法的な規制、予算の仕組み、国と地方のあり方に関する制度改正、更に社会・経済状況の変化などによる県民ニーズや地域課題への的確に対応するため、事業の点検を適宜実施し、その見直しを推進していきます。

《成果目標》

国の制度改正や社会経済状況の変化などに応じて、県の実施する事業の点検を行います。

《具体的取組》

- 事務事業の見直しに関する国、他の地方公共団体や民間企業における取組等の情報収集を行い、その利点や課題を検証した上で、効果的な手法により、適宜、点検を実施します。

14 業務の効率化・最適化の推進

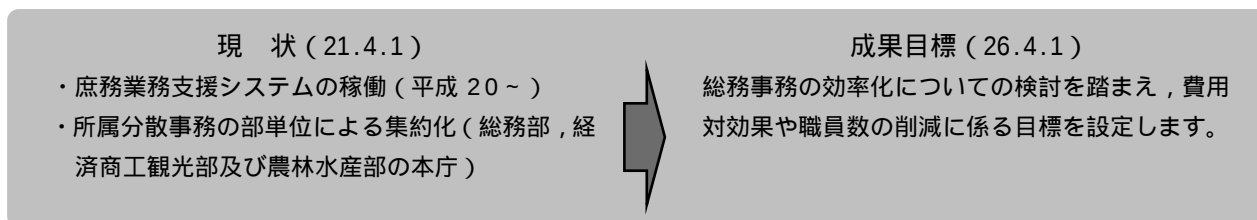
(1) 総務事務の効率化を推進します

総務部人事課

これまで、経常的経費の支出や職員の給与支給事務等の総務事務については、電算システムの導入や事務の集中処理等による効率化を促進してきましたが、一部の事務については、各部局や所属単位での処理が残っています。

このため、集中化されている事務や各所属等に分散している事務を見直すとともに、共通のかつ定例的な業務を全庁的に集約処理する機関「(仮称)総務事務センター」の設置を含め、総務事務の合理的かつ経済的な事務処理の方策について検討を進めてまいります。また、検討の結果は、着実に事務に反映していきます。

《現状及び成果目標》



《具体的取組》

- 総務業務の全庁集約化の検討
- 効率的な事務処理体制の構築

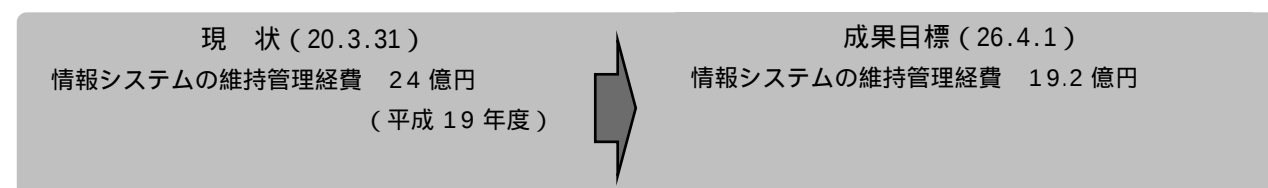
(2) 情報システムの最適化を推進します

全庁・企画部情報政策課

県では、より質の高い行政サービスを提供するため、各業務の情報化を進め、電子県庁の実現に向けた取組を行ってきました。一方、厳しい財政状況の中で、効率的な投資による費用対効果の高い情報システムの構築が今まで以上に求められています。

そのため、全庁のかつ中長期的視点から、効果的・効率的なIT投資を実現し、情報システム関連経費の削減など費用対効果の向上を図ることを目的に、平成 20 年度に「宮城県情報システム最適化計画」を策定し、平成 25 年度末までに既存情報システムの維持管理経費を 20%削減することとしています。

《現状及び成果目標》



《具体的取組》

- 情報システムの統括管理の実施
- 人材の育成・確保
- OAソフト等の活用による業務ツール化又は廃止等によるコストの削減

(3) 電子文書関係システムの利用促進による効率性の向上を図ります

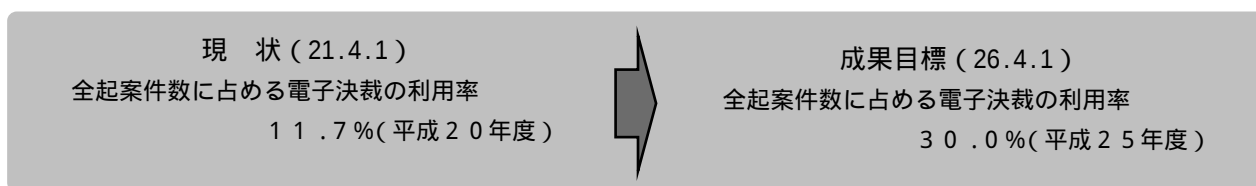
全庁・総務部私学文書課・企画部情報政策課・情報システム課

県庁内の意思決定の迅速化や各種データの共有によって効率性の高い行政運営の環境を整えると

ともに、電子的な情報流通の推進によって、より機能性・効率性の高い業務運営を図るため、平成 17 年 4 月に文書の受領及び起案から廃棄に至るまでの一連の事務を処理し、管理する「電子県庁共通基盤システム（総合文書システム）」の運用が開始されました。

このような中、電子文書関係システムの利用率については、平成 18 年度から「宮城県行政改革プログラム」の推進事項の一つとして取り組んだことにより、年々向上してきましたが、その成果は、まだ十分とは言えません。このため、今後も関係各課と連携して、引き続き電子文書関係システムの利用促進に取り組んでいくことにより、事務の効率性の向上を図っていきます。

《現状及び成果目標》



《具体的取組》

- 総合文書システムの操作研修の実施
- 各所属への訪問指導等の実施
- 文書窓口における職員に対するシステム利用の指導・助言

(4) 公共工事のコスト縮減対策を進めます

土木部事業管理課

安全で豊かな生活の実現や活力ある経済発展に不可欠な社会資本を、計画的かつ着実に整備し、維持していくためには、限られた財源を有効に活用し、効果的・効率的に公共事業を実施していくことが重要であることから、県では「公共工事の総合的コスト縮減に関する行動計画」(平成 16 年 9 月)を策定し、公共工事のコスト縮減に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、国の三位一体改革や近年の経済状況の悪化により、公共事業はさらに減少し、県においては引き続き厳しい財政状況が続くことが想定されております。

このような中、県では引き続きコスト縮減の取組を推進する一方、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年 4 月)により、今までのコスト縮減を重視した取組から、コストと品質の両面で総合的に優れた公共事業への転換を図ることが急務となっております。

このため県では、「県民と共に、未来に誇れる強く美しいみやぎの県土づくり」を実現していくため、引き続き工事コストの縮減に努め、ストックマネジメントの取組を踏まえたライフサイクルコストの改善や、事業重点化による事業効果の早期発現、環境負荷低減など総合的なコスト構造改善に取り組んでいきます。

《現状及び成果目標》

現 状 (21.3.31)
縮減率 11.1% (基準年度:平成14年)



成果目標 (23.3.31)
縮減率 20.0%

平成23年度以降の取組及び成果目標については、現行動計画の実績を評価・検証した上で、新たな行動計画の中で検討していきます。

《具体的取組》

- 工事コスト構造の改善 (計画・設計・施工段階における直接的な取組み)
- ライフサイクルコスト構造の改善 (橋梁の長寿命化や維持管理の最適化等)
- 社会的コスト構造の改善 (事業のスピードアップ, 環境負荷低減等)

15 定員・給与の適正化と組織体制等の見直し

(1) 定員の適正かつ計画的な管理を行います

総務部人事課

最少の経費で最大の効果を発揮することが県政運営の大原則であり、極めて厳しい財政状況にある中、財政再建を果たしつつ「宮城の将来ビジョン」に掲げた県政運営の基本理念である「富県共創！活力とやすらぎの邦(くに)づくり」を実現するためには、限られた人員で効率よく行政需要や県政課題に対応していく必要があります。

そのため、適正かつ計画的な定員管理は今後とも不可欠であり、現行の「宮城県定員管理計画」(平成18年3月)は平成22年度までの計画期間となっていることから、その推進を図るとともに、平成23年度以降については、行財政改革と連動した「宮城県新定員管理計画(仮称)」を策定し、その着実な進捗を図ります。

また、定員管理等に関する情報については、毎年度、県広報紙やホームページを通じて県民の皆さんに公表していきます。

《成果目標》

平成22年4月1日の現員数を基準に、「宮城県新定員管理計画(仮称)」により設定します。

《具体的取組》

- 「宮城県新定員管理計画(仮称)」の策定
- 「宮城県新定員管理計画(仮称)」に基づく毎年度の適切な定員管理の実施

(2) 給与の適正化を図ります

総務部人事課

職員の給与は、地方公務員法の原則に則した適正な制度の構築により、納税者である県民の理解が得られる必要があります。

このため、人事委員会勧告等を踏まえながら、国や他の都道府県の動向を把握し、調査分析を行うなど適正な給与制度の確立に向けた取組みを進めていきます。

また、職員の給与に関する情報については、毎年度、県広報紙やホームページを通じて県民の皆さんに公表していきます。

《成果目標》

「給与制度の適正化」については、国や他の都道府県との均衡を図り、県民の理解が得られる制度構築に取り組めます。

《具体的取組》

- 人事委員会勧告等を踏まえた給与水準の適正化
- 国及び他の都道府県との均衡を考慮した各種手当等の見直し

(3) 組織機構の見直しを進めます

総務部人事課・教育庁総務課

地方分権の進展による国、県、市町村の役割分担の変化や県民ニーズの高度・多様化、団塊世代の職員の大量退職など、今後も県政運営を取り巻く環境は、絶えず変化していくことが予想されます。

一方、県の財政再建を果たすためには、職員数の抑制など組織体制のさらなるスリム化や効率化が求められており、政策・施策の「選択と集中」が不可欠です。

このため、県政運営を推進する上での基礎となる組織機構についても、限られた人的資源を効率的に配置できるよう、政策・施策の重点化と連動した再編整備を進めていきます。

《成果目標》

組織の再編は、組織機構の形態を変容させることが取組みの中身であり、成果に関する目標の設定にはなじまないと考えますが、執行体制の強化と組織体制の効率化を図る観点から見直しに取り組んでいきます。

《具体的取組》

- 県政運営の環境変化に対応した毎年度の組織改正

(4) 附属機関等の組織及び運営体制の合理化を推進します

全庁・総務部行政経営推進課

県には、専門的知識の導入や多様な県民意見の反映、各種の利害調整等を目的として法令等に基づき設置されている附属機関や懇話会、また、県の機関内に事務局を有し市町村や民間企業等を構成員とする任意団体で、調査、研究、普及啓発等の県の業務を補完する事業を実施する任意協議会、さらには、複数の課の職員が構成員となっている推進本部等の庁内横断的組織など様々な組織が存在します。

これらの組織は、その時々行政需要や多様化する行政ニーズに適切に対応するため、必要に応じて設置、運営されてきました。そして、組織の設置、運営に当たっては、従来から統一したルールの下で合理化に努めてきたところです。

今後、進展する地方主権型社会に適応していくため、これらの組織の整理統合や運営方法の見直しといった行政運営の更なる合理化へ向けた取組を継続していくとともに、その設置趣旨を踏まえた運営の質の向上に努めていきます。

《現状及び成果目標》

現 状（21.4.1）	成果目標（26.4.1）
組織数 附属機関・懇話会等（137 機関）、任意協議会（175 機関）、庁内横断的組織（52 機関） 庁内横断的組織の数は、知事及び副知事が構成員となっている機関の数	組織機能を整理の上、合理化に努めます。 県民意見反映の機会逸失の恐れがあるので、組織数削減の数値目標を設けないこととします。
附属機関及び懇話会等の公募委員登用機関の割合 9.5%（13 機関/137 機関）	附属機関及び懇話会等の公募委員登用機関の割合 20.0%
附属機関及び懇話会等 5 機関以上の兼任委員数 27 人	附属機関及び懇話会等 5 機関以上の兼任委員数 15 人

《具体的取組》

- 附属機関等の組織機能の整理
- 組織の設置・運営方針の見直し

16 組織的リスク管理の促進

(1) 緊急事態等発生時における県業務継続計画（BCP）の策定・推進を図ります

全庁・総務部人事課・行政経営推進課・危機対策課

今後高い確率で発生が予想されている宮城県沖地震をはじめ、新型インフルエンザの感染拡大など緊急事態等の発生は、県民に甚大な被害をもたらすことから、県として、迅速かつ的確に県民の安心・安全を確保することは重要課題です。そのため、震災対策としては、平成 21 年 3 月に「第 2 次みやぎ震災対策アクションプラン」を策定し、新型インフルエンザの感染拡大防止対策としては、平成 17 年 12 月に「宮城県新型インフルエンザ対応行動計画」を策定し、被害を最小限にとどめるための対策を継続的に推進しています。

しかし、このような緊急事態等発生時は、県自身も被災し、ヒト・モノ・情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが想定され、県の意思決定機能、県民生活や経済活動の調整・支援、さらには、県民や市町村・関係機関への情報提供など、県として実施すべき業務を、なるべく中断させず、中断した場合においても、できるだけ早急に復旧するために必要な取組を行うことが必要となっています。

そのため、県民生活に密着する行政サービスの提供や県の基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」が緊急事態等発生時においても継続して実施できるよう「県業務継続計画」（BCP）を策定し、推進します。

県業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

緊急事態等発生時において、県として優先的に取り組むべき業務を、なるべく中断させず、中断した場合においても、できるだけ早急に復旧するため、事前に必要な資源の準備や対応方針・手段など必要な取組を定める計画のことです。

《現状及び成果目標》

現 状（21.4.1）
県業務継続計画（BCP）
策定なし



成果目標（26.4.1）
・ 新型インフルエンザに係る業務継続計画（BCP）の策定
・ 大規模災害時における業務継続計画（BCP）の策定

《具体的取組》

- 県業務継続計画(新型インフルエンザ編)の検討・策定
- 県業務継続計画(新型インフルエンザ編)の推進
- 県業務継続計画(大規模震災編)の検討・策定
- 県業務継続計画(大規模震災編)の推進

(2) 災害発生時における情報システムに係る業務継続計画（BCP）の策定・推進を図ります

全庁・企画部情報政策課

県の多くの業務は、情報システムに依存しており、災害等により情報システムが停止し、行政サービスが長時間停止した場合、県民生活や地域の経済活動に大きな影響が生じることになります。また、情報システムは、あらかじめ対策を講じておかないと、災害時に稼働できない可能性が大きく、早期復旧も困難であるという特性を持っています。

そのため、今後、高い確率で発生が予測されている宮城県沖地震において、県民生活や地域の経済活動に大きな影響が生じないように、情報システムをできるだけ中断することなく、あるいは、中断しても早期に復旧できるよう業務継続計画（BCP）を策定し、推進していきます。

《現状及び成果目標》

現 状（21.4.1）
情報システムに係る業務継続
計画（BCP）の策定の検討



成果目標
・ 全情報システムの業務継続計画（BCP）の策定（基準日：22.7.1）
・ 業務継続計画の見直し，訓練の実施（年1回）（基準日：26.4.1）

《具体的取組》

- 情報システムに係る業務継続計画（BCP）策定に関するガイドラインの作成
- 各情報システムに係る業務継続計画（BCP）の策定
各情報システム毎に策定される計画
- 情報システムに係る業務継続計画（BCP）の策定
- 計画の随時見直し，訓練の実施

17 行政資源等の保全対策と有効活用

(1) 公共土木建築施設のストックマネジメントを推進します

土木部土木総務課・事業管理課

県では、社会資本の整備にあたり、新たに建設する施設を含めた公共土木建築施設全般について、保有する機能を最大限有効に活用し、次世代に引き継ぐことの出来る持続可能な県土づくりを目指す「みやぎ型ストックマネジメント」を推進しています。

昨今の社会・経済情勢の下、成長拡大型で建設重視の整備手法は転換期を迎え、社会資本施設の長期的な有効活用を念頭に入れた成熟社会型の整備手法が求められており、県では、早期に施設の状態把握を実施して、維持管理修繕計画を策定し実践することを全体の統一目標として取組んでいます。併せて、将来のストックマネジメントに係る人材育成のための研修の充実や、技術検討会、インソーシングの実施等、業務の中での職員の技術力向上を図ります。

インソーシング

職員自らが施設等の調査、設計検討等を行うことです。

《現状及び成果目標》

現 状（21.4.1）

- ・各施設（橋梁、河川施設、港湾施設、県営住宅等）の施設点検及びカルテ作成を実施中
- ・各施設維持管理（長寿命化）計画策定中



成果目標（26.4.1）

- ・各施設維持管理（長寿命化）計画に基づく、適切な維持管理による施設の有効活用
（目標：平成23年度までに県管理公共土木建築施設の維持管理計画を策定し、効果的なマネジメントを実践します。）

《具体的取組》

- 既存施設の現状点検と施設カルテの作成
- 各施設維持管理（長寿命化）計画の策定と実践
- スtockマネジメント進行管理委員会による部内の進捗状況把握と課題整理
- 施設の長寿命化等ストックマネジメントに係る人材育成のための派遣研修等の実施
- 技術検討会の開催、インソーシングなど業務の中での技術力向上
- コスト縮減や施設の長寿命化に関する新技術の積極的な採用

(2) 農業水利施設のストックマネジメントを推進します

農林水産部農村整備課

県における用排水機場等の農業水利施設は、昭和30年代から本格的に造成され、現在そのストックは概ね4千箇所に及んでいます。これらの施設は、安定的な農業生産を支えることはもとより自然環境保全、豊かな田園景観の形成、都市部も含めた低平地域の湛水被害防止や防火用水の確保など多面的な機能も有しています。しかし、その6割が標準耐用年数を超過し老朽化の進行により機能維持が危ぶまれる状況になっています。

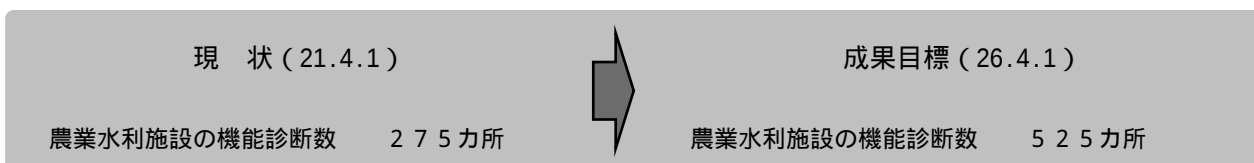
これまで老朽化施設は、取り壊して再建設するという対策を行ってきましたが、近年、更新施設の急増と経済成長の低迷などで更新事業への投資が困難になっています。このことから、施設の長寿命化対策による持続的な機能維持を図り総合的な維持管理コストも低減する保全手法が求められています。

このような中、県では、維持管理を重視した保全手法としてストックマネジメント の取組を開始しました。この取組は、既存施設の機能診断により現状を把握し適時適切な保全対策を施すことで長寿命化を図り総合的な維持管理コストを最小限に抑えるものです。このことにより、施設管理者の維持管理費負担を軽減するほか施設の更新時期・更新事業費の平準化を可能とし農業水利施設の持続的な機能の発揮を目指すものです。

ストックマネジメント

「施設の状態を的確に評価し、将来的な施設の状態を予測するとともに更新時期の平準化及び補修更新費用の最小化を図るために、いつ、どのような対策を行うことが最適であるかを考慮して、計画的かつ効率的に維持管理するもの。」のことです。

《現状及び成果目標》



《具体的取組》

- 関係機関で構成される農業水利施設ストックマネジメント推進会議による農業水利施設機能診断の実施

(3) 県有建築物（庁舎等）のストックマネジメントを推進します

総務部管財課・各施設所管課・土木部営繕課

本県では、行政事務の拠点としての本庁の庁舎、各地方合同庁舎をはじめ、各種社会福祉施設、県立学校等の県有建築物を整備し、県民の皆さんへのサービス提供を行ってきたところです。

これらの県有建築物については、そのほとんどを 40 年程度で建替えや取壊しをしているのが現状でしたが、今後は厳しい財政状況や地球環境負荷低減の必要性から、これまでのような建替えはできなくなるため、古くなった建物を活用していく必要があります。

建物は古くなれば、外壁等の落下や雨漏り、停電や配管からの漏水等、安全性や機能性に支障が生じてくるので、建物を長く有効に活用していくためには、安全性、機能性を確保しつつ長寿命化を図っていく体系的な手法（ストックマネジメント）が求められています。

本県においても、県有建築物の安全性を維持しつつ、ライフサイクルコスト を低減するため、建物の計画的な保全の実施等、ストックマネジメントを推進していきます。

ライフサイクルコスト

建築する時の費用だけでなく、維持管理や改修・廃棄に必要な費用も含めた建物に係る全ての費用をいいます。

《現状及び成果目標》

現 状（21.4.1）

- ・主として県民が利用する主要な建物について、それぞれ主要部位の劣化度調査を実施し、危険度及び劣化度について評価を行っています。
- ・庁舎については、本庁の庁舎が建設後約 20 年を経過し各設備も劣化等が進み、今後支障なく庁舎を使用していく上で計画的な設備等の更新が必要な状況であったことから、平成 20 年度に行政庁舎の「中・長期保全計画」を作成したところです。

成果目標（26.4.1）

- ・劣化度調査は今後も実施し、危険度及び劣化度についての評価に基づいて、危険なものや劣化の著しいものについて全て速やかに修繕等の対策を講じることを目標とします。
- ・議会庁舎及び各地方合同庁舎については、「中・長期保全計画」の作成を目標とします。

《具体的取組》

- 県有建築物に関する統括的なストックマネジメント推進体制整備に向けての検討
- 議会庁舎及び各地方合同庁舎に係る「中・長期保全計画」の検討・作成
- 施設管理者に対する維持保全業務の技術的支援（施設の劣化度調査や必要に応じた長期保全計画等の作成など）

(4) 県の資産を民間企業等の広告媒体として活用します

全庁・総務部行政経営推進課

県では、平成 11 年度から歳出抑制と歳入確保といった行財政改革に取り組んできました。そして、平成 18 年度からは、県有施設や県の発行する印刷物、ホームページなど県のような資産に命名権や広告枠を設定し、広告媒体として有効活用することで新たな財源の確保を図っています。

県が、広告事業としてこのような取組を開始してから 3 年が経過し、広告媒体として有効活用している資産の数も徐々に増え、広告主からいただいている広告料収入についても一定の成果が得られています。また、関連して、広告料収入を原資として県が事業を行うという新しい形の事業展開も始まっています。一方で、この取組は県庁行政庁舎内及び本庁の各課室での導入が中心で、地方機関等での導入が進んでいないことや、他の資産についても活用の余地があると考えられることなど、県の取組が決して十分とは言えない面もあります。

このようなことから、今後、職員のアイデアを出し合いながら新たな広告媒体の創出に努めるとともに、民間企業等による事業提案の受け入れ体制を整備するなど、引き続き県組織内での広告事業の導入を推進していきます。

《現状及び成果目標》

現 状（21.4.1）

広告媒体として有効活用している資産（媒体）数
15 媒体

成果目標（26.4.1）

広告媒体として有効活用している資産（媒体）数
30 媒体

《具体的取組》

- 広告媒体として活用可能な資産の洗い出し、検討
- 事業提案の募集、検討
- 職員に対する普及啓発

18 地方公営企業の経営改善

(1) 「長期水道ビジョン」に基づき、広域水道、工業用水道事業の健全経営を推進します

企業局水道経営管理室

県内 25 市町村に対し安心・安全な水道用水を供給する「水道用水供給事業」は、県民のライフラインの一つとして重要な役割を果たしております。また、「工業用水道事業」は、工業用水を安定的に供給し、県内の産業、経済活動の基盤の一翼を担っています。しかし、いずれの事業も事業開始から長い年月が経過したため、今後は、施設の老朽化に伴う大規模な更新や、災害時にも安定的に給水するための施設水準の向上等が求められています。

一方、人口の減少、節水型ライフスタイルへの変化、企業の合理的水利用の普及など、水需要の減少により、今後の経営環境は厳しくなるものと予想されます。

このような状況から、今後の経営環境を総合的に分析し、的確な経営戦略を立て、それを計画的に実行していくことが必要となってきました。

企業局では、これまで平成 18 年度から平成 21 年度までの「中期経営計画」により安定給水の確保と経営基盤の強化を進めてきましたが、今回、次期経営計画の策定と併せ、平成 21 年度から平成 40 年度までの長期的な経営指針となる「宮城県企業局長期水道ビジョン」を策定しております。

このビジョンは、県政運営指針である「宮城の将来ビジョン」の実現を目指し、「健全経営・安心と信頼の確保・安定供給の持続」を基本理念として各種施策を展開していきます。特に、これまで巨額の企業債償還金が経営を圧迫してきたことを踏まえ、今後は新規企業債の発行を極力抑制するなど経営改善に努め、重要な社会資本である水道用水供給事業と工業用水道事業の健全経営を推進していきます。

《現状及び成果目標》

現 状 (21.4.1)			成果目標 (26.4.1)	
・企業債残高 (平成 20 年度末)			・企業債残高 (平成 25 年度末)	
水道用水供給事業	約 1, 1 8 8 億円		水道用水供給事業	約 6 8 3 億円
工業用水道事業 (仙南工業用水道事業除く)	約 30 億円		工業用水道事業 (仙南工業用水道事業除く)	約 1 2 億円

《具体的取組》

- 新規企業債発行の抑制
- 適切な維持管理
- 効率的経営の確立

(2) 県立病院の経営改善と地方独立行政法人化を推進します

病院局県立病院課

○ 県立病院の経営改善について

県立病院が地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくため「経営の効率化」,

「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」の3つ視点により平成21年3月に策定した「宮城県県立病院改革プラン」により経営改善を行っていきます。

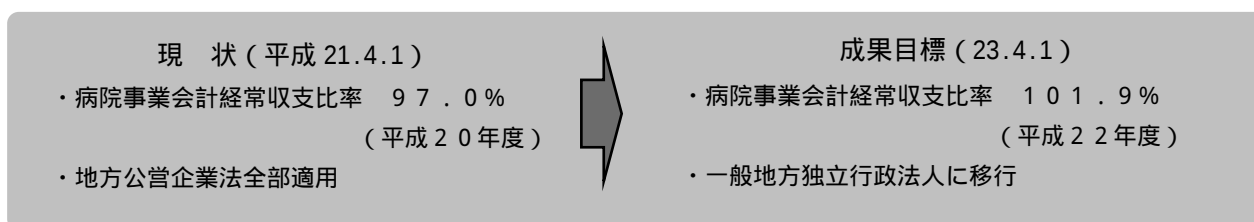
○県立病院の地方独立行政法人化について

県立3病院は、民間の医療機関や他の公立病院では対応が困難な政策医療や高度・専門医療を提供しており、県民に必要な医療を確保していくうえで極めて重要な役割を担っています。これらの医療は、今後も安定的かつ継続的に提供していく必要がありますが、このためには、社会情勢の変化や医療制度の変革に迅速に対応することができる運営体制を整備・強化していくことが必要です。

一般地方独立行政法人は、県から独立した組織として、法人の判断により、職員人事をはじめとして、医療環境の変化や経営状況に応じた柔軟で弾力的な運営が可能となります。現場の実態に即した柔軟な職員の採用や予算の弾力的な運営など、法人化によるメリットを最大限に活かすことにより、政策医療や高度・専門医療など良質な医療を今後も県民に安定的に提供していく体制が強化され、結果として経営改善や経営基盤の強化にも結びついていくものと考えられます。

今後も県立3病院が県民にとって必要な医療を安定的に提供し、県民の安全・安心に寄与していくことができるよう、平成23年4月の一般地方独立行政法人化に向けて必要な準備を進めていきます。

《現状及び成果目標》



《具体的取組》

- 県立病院改革プランに基づき経費削減・抑制対策、収入増加・確保対策等の継続的实施
- 一般地方独立行政法人化に向けた準備作業（目標評価制度、組織運営、財務会計制度、人事・給与制度等の検討、承継財産の確定等）

改革 4 深刻な財政危機の克服

別掲「第3期財政再建推進プログラム（平成22年2月）」によります。

参考

1 「行革推進プログラム2010」の策定に至るまでの経緯

平成21年

日 時	実 施 事 項
4月 6日	・行政改革プログラムに関する職場意見についての照会
7月 8日 7月15日 7月27日	・第6回行政経営推進委員会 ・第64回行政改革推進本部会議幹事会 ・第80回行政改革推進本部会議 ■議題 (1)「行革プログラムの20年度実績と21年度実施計画(案)」について (2)「行革プログラム総合評価」について (3)「(仮称)宮城県新・行政改革プログラム(案)」について
9月 1日	・第1回「(仮称)宮城県新・行政改革プログラム」策定に係るワーキンググループ (以降第2回10/5,第3回10/13,第4回10/23,第5回平成22年1/13,第6回3/19開催)
9月14日	・Mスクエア「新!みやぎの行革フォーラム」による職員意見交換フォーラムの設置 ・庁内イントラネットによる職員意見提出窓口の設置
9月25日	・「(仮称)宮城県新・行政改革プログラム」策定に係る地方公所職員とのワークショップ in 仙南 (以降 in 仙台10/1,大崎10/7,栗原10/7,登米10/14,石巻10/16,気仙沼・本吉10/8開催)
11月11日 11月16日 11月25日	・第66回行政改革推進本部会議幹事会 ・第82回行政改革推進本部会議 ・第7回行政経営推進委員会 ■議題 「(仮称)宮城県新・行政改革プログラム(素案)」について
12月11日	・「(仮称)宮城県新・行政改革プログラム(素案)」についてのパブリックコメント開始(平成22年1月13日まで) ・県内各市町村長あて,「(仮称)宮城県新・行政改革プログラム(素案)」に対する意見照会

平成22年

日 時	実 施 事 項
1月29日 2月 1日 2月 5日	・第67回行政改革推進本部会議幹事会 ・第83回行政改革推進本部会議 ・第8回行政経営推進委員会 ■議題 「(仮称)行革推進プログラム2010(案)」について
3月29日	・第84回行政改革推進本部会議 ■議題 「行革推進プログラム2010(案)」について

2 行政経営推進委員会委員

【 任期：平成 21 年 1 月 28 日～平成 21 年 11 月 24 日 】

氏 名	役 職 等
荒 井 秀 和	(株)サイエンティア代表取締役社長
大 内 綾 子	(株)日立東日本ソリューションズ勤務（県民委員）
大 滝 精 一	東北大学大学院経済学研究科教授
佐 藤 仁 一	(株)池月道の駅代表取締役（旧・岩出山町長）
佐 藤 晃 郎	仙台商工会議所副会頭
進 藤 善 友	連合宮城（日本労働組合総連合会宮城県連合会）事務局長
鈴 木 千賀子	鈴木損害保険事務所経営（県民委員）
成 田 由加里	公認会計士・税理士 東北大学大学院経済学研究科会計専門職専攻准教授

（敬称略）

【 任期：平成 21 年 11 月 25 日～平成 23 年 1 月 27 日 】

氏 名	役 職 等
荒 井 秀 和	(株)サイエンティア代表取締役社長
大 内 綾 子	(株)日立東日本ソリューションズ勤務（県民委員）
大 滝 精 一	東北大学大学院経済学研究科教授
佐 藤 仁 一	(株)池月道の駅代表取締役（旧・岩出山町長）
佐 藤 晃 郎	仙台商工会議所副会頭
佐 藤 剛	連合宮城（日本労働組合総連合会宮城県連合会）事務局長
鈴 木 千賀子	鈴木損害保険事務所経営（県民委員）
成 田 由加里	公認会計士・税理士 東北大学大学院経済学研究科会計専門職専攻准教授

（敬称略）

3 「（仮称）宮城県新・行政改革プログラム策定に係るワーキンググループ」メンバー

氏 名	所 属 等
佐々木 榮 一	総務部行政経営推進課副参事兼課長補佐（総括担当）【座長】
森 合 稔 枝	総務部財産利用推進室主査
佐々木 大	企画部行政評価室主事
柳 谷 憲 治	企画部土地対策課主査
梶 原 光 弘	環境生活部食と暮らしの安全推進課技術主査
佐 藤 顕 一	保健福祉部国保医療課主任主査
曽 根 宏	経済商工観光部新産業振興課技術主査
上 村 哲 也	経済商工観光部国際政策課企画・多文化共生班主事
高 橋 史	農林水産部畜産課主任主査
小野寺 丈 康	農林水産部農村振興課主任主査
伏 見 聡	土木部事業管理課主任主査
平 塚 俊 行	出納局会計課主事
菅 野 典 宏	教育庁総務課主査
高 橋 伸 幸	行政経営推進課新行政経営システム推進班課長補佐（班長）【事務局】
阿 部 明	行政経営推進課新行政経営システム推進班主幹【事務局】
高 橋 征 史	行政経営推進課新行政経営システム推進班主任主査【事務局】

別 掲

第 3 期財政再建推進プログラム

平成 2 2 年 2 月
宮 城 県

目 次

1	第3期財政再建推進プログラムの役割	1
2	これまでの行財政改革の取組について	3
3	宮城県の財政状況について	6
4	第3期財政再建推進プログラムの目標について	10
	①計画期間	10
	②目標	10
	③財政再生団体へ転落した場合に想定される事態について	11
5	財政健全化のための具体的取組について	13
	【A 歳入確保対策】	14
	①県債の活用	14
	②各種基金の活用	14
	③県有資産の有効活用	15
	④他会計資金の活用	15
	⑤受益者負担の見直し	16
	【B 歳出抑制対策】	17
	①人件費総額の抑制	17
	②事務事業の見直し	18
	③特別会計繰出金の見直し	18
	④公債費負担の平準化	19
	⑤将来的な財政負担の縮減	19
6	第3期財政再建推進プログラムに基づく財源対策実施後の財政見通し	20
7	地方税財源の充実強化に向けた取組	26
8	第3期財政再建推進プログラムに掲げた目標の実現に向けて	27
参考添付資料① これまでの行財政改革の取組		
	② 宮城県の財政状況	

1 第3期財政再建推進プログラムの役割

- 地方財政の現状は、歳入面では平成16年度において三位一体改革の名の下に、地方交付税とその振り替わりである臨時財政対策債が大幅に削減されたことに加え、歳出面では少子高齢化の進展等に伴い社会保障関係経費が増大しております。このため、本県のみならず全国規模で自治体財政の構造的な財源不足が解消されず、改善の目途が立たない状況が続いてきました。
- このような状況を打破するため、本県はもちろん、全国知事会等においては、地方交付税の復元・増額や安定的な地方税収の確保などを柱とする地方税財源の充実強化を、国に対し力強く訴えてきました。平成22年度の地方財政対策では地方交付税の一部復元が実現したものの、安定的な財政運営が可能となる水準には至っておらず、自治体財政が大きく好転する要素は見出せない状況にあります。
- 本県では、平成11年の財政危機宣言以降、投資的経費の抑制や定員適正化計画に基づく職員数の削減などに積極的に取り組んできたほか、平成14年度以降は「財政再建推進プログラム」に基づき、さらに、平成18年度以降は「新・財政再建推進プログラム」に基づき、歳入確保対策及び歳出抑制対策を実施し、準用財政再建団体（平成21年度以降は財政再生団体）への転落を回避してきたところです。
- 一方、自治体財政の構造的な財源不足が解消されない状況にある中、平成21年度当初予算をベースとして機械的に算出した「中期的な財政見通し（平成21年3月公表）」においては、平成22年度から平成25年度までの4年間に、800億円から1,300億円もの巨額の財源不足が発生する見込みとなりました。このように本県は、財政再生団体への転落回避を県政運営の最優先課題として取り組まねばならない、厳しい財政状況に追い込まれたところです。
- このため、今後見込まれる巨額の財源不足の解消を目的とした、新たな財政健全化のための計画の策定が必要となり、昨年4月以降全庁を挙げて検討を重ねてまいりました。

- 全国に先駆けて行財政改革に取り組んでいる本県では、従来にない新たな歳入確保対策・歳出抑制対策を見出すことは厳しい状況にありましたが、昨年１２月には「主な見直し検討事業」を公表し、また、パブリックコメントを実施し、県民の皆様や市町村からいただいた御意見を十分に検討するとともに、県債の活用や公債費負担の平準化などあらゆる財源対策を吟味した上で、平成２２年度当初予算の編成過程において議論を尽くしながら、今回財政健全化のための財源対策を取りまとめることができました。
- この「第３期財政再建推進プログラム」は、財政再生団体への転落回避を目標としており、平成２２年度から平成２５年度までの４年間に取り組む歳入確保対策・歳出抑制対策の内容を明らかにし、今後の収支均衡予算編成へ向けた道筋を示すために策定したものです。本計画の実施により当面は財政再生団体への転落を回避できる見込みですが、現時点でも１３２億円の財源不足が平成２５年度までに発生する見込みであり、依然として非常に厳しい財政状況が継続するものと見込まれます。
- 今後ともさらなる歳入の確保や歳出の抑制に努めていかねばなりません。が、自助努力も限界に近づきつつある本県においては、地方交付税の復元・増額や安定的な地方税の確保などによる地方税財源の充実強化について早期実現を図るため、今後とも引き続き国に対し力強く働きかけてまいりますので、県民の皆様の御理解・御協力をよろしくお願いします。

2 これまでの行財政改革の取組について

- 宮城県では、平成１１年の財政危機宣言以降、全国に先駆けて平成１１年度から平成１３年度までに「歳出構造改革」などにより、事務事業の見直しをはじめ投資的経費の抑制や定員適正化計画に基づく職員数の削減などに取り組みました。その後も平成１４年度以降は「財政再建推進プログラム」に基づき事務事業の見直しを継続したほか、人件費の抑制や内部管理費の削減など行政のスリム化などに取り組んだところです。さらに、平成１８年度以降は「新・財政再建推進プログラム」を策定し、県債の活用や各種基金の活用などの歳入確保を図るとともに、定員管理計画に基づく総人件費の抑制をはじめ、事務事業の見直しや行政のスリム化などの歳出抑制対策を実施し、準用財政再建団体（平成２１年度以降は財政再生団体）への転落を回避してきたところです。（詳細は参考添付資料①「これまでの行財政改革の取組について」を御参照ください。）

～ これまでの取組の成果（平成１１年度から平成２１年度（見込額含）） ～

	財源捻出額	主な取組
①歳出構造改革等 （平成１１年度から１３年度）	５１５億円	・事務事業見直し １９９億円 ・人件費削減 １４２億円 ・投資的経費抑制 １３２億円 ・歳入の確保 ４２億円
②財政再建推進プログラム （平成１４年度から１７年度）	９８８億円	・行政のスリム化 １１４億円 （人件費抑制、内部管理経費削減） ・事務事業の見直し ５４０億円 ・財政健全化債 １８９億円 ・歳入の確保 １４５億円
③新・財政再建推進プログラム （平成１８年度から２１年度）	２，９９７億円	・行政のスリム化 ４５１億円 （人件費抑制、内部管理経費削減） ・事務事業の見直し ６８４億円 ・公債費負担の平準化 ４１６億円 ・県債の活用 ７３４億円 ・基金の活用 ３５３億円

～ 定員適正化計画及び定員管理計画の概要 ～ H21.4.1現在

	計画期間	計画削減数	実績削減数
定員適正化計画	平成１１年度から１５年度	概ね ３００人	４７８人
定員管理計画	平成１８年度から２２年度	概ね１，４２５人	１，２９７人

※定員適正化計画は、知事部局のみ対象。

※定員管理計画には、警察官の増員分を含まない。

※定員管理計画の実績削減数は５か年計画の４か年分の実績を記載

- 中でも近年は、平成１８年度に「事業総点検」を実施し、外部委員を含めたプロジェクトチームによる点検作業を踏まえ２，３９１事業を見直したほか、平成２０年度には「事業棚卸し」を実施し、１７５事業を休廃止したところです。

～ 事業総点検及び事業棚卸しの概要 ～

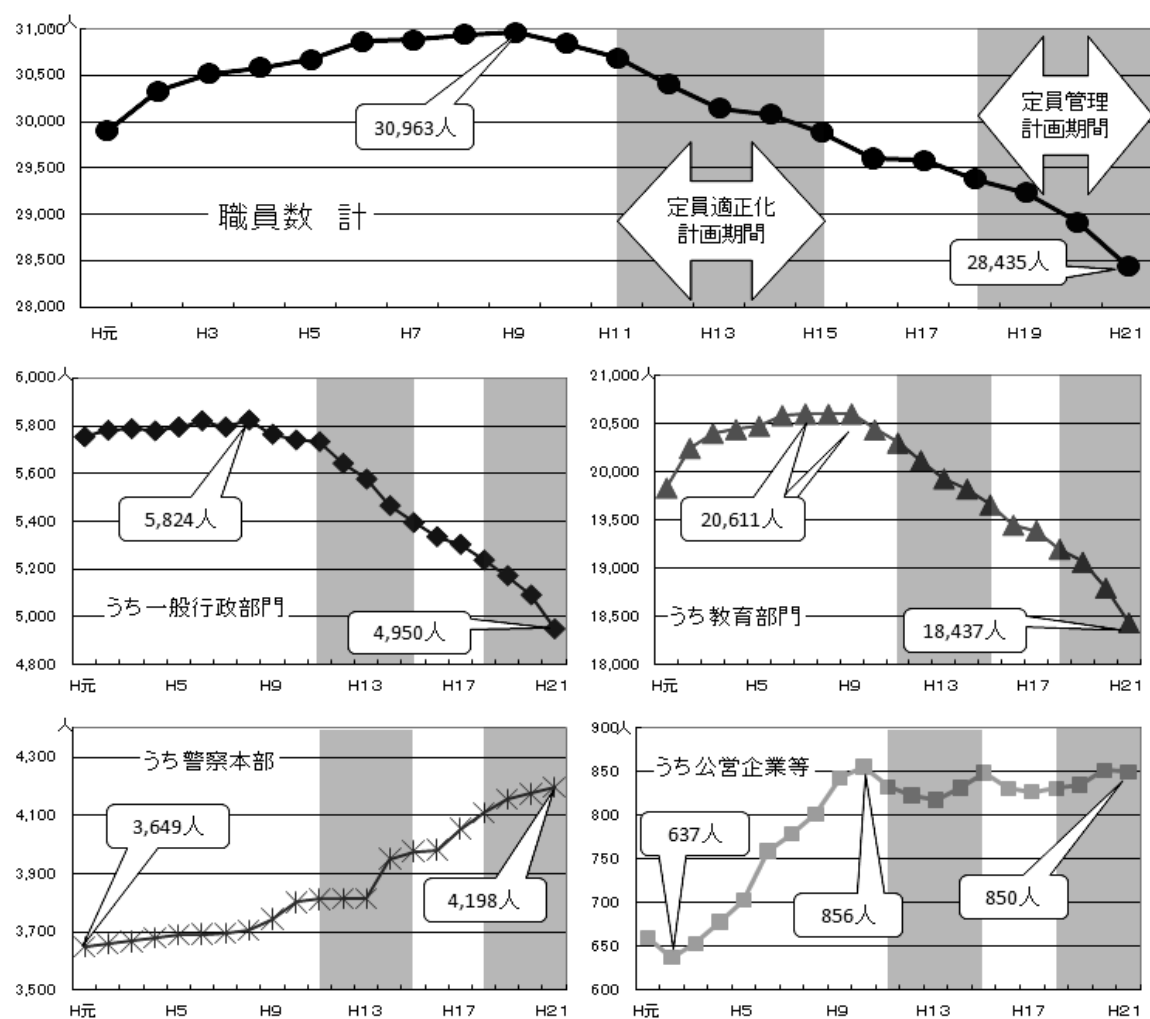
	実施年度	概 要
事業総点検	平成１８年度	・見直し事業数 ２，３９１事業 ・うち廃止事業数 １７０事業 ・効果額 新・財政再建推進プログラムの平成１９年度計画額と比較し８２億円増加 (Ｈ１９計画額４６０億円→５４２億円) ・外部委員を含めたプロジェクトチームによる点検作業も実施
事業棚卸し	平成２０年度	・事務事業の休廃止を前提として事業棚卸しを実施 ・休廃止事業数 １７５事業 効果額 ５億円(うち一般財源３億円) ・縮小又は一部休廃止１５億円(うち一般財源７億円)

- また、本県ではこれまでも準用財政再建団体（平成２１年度以降は財政再生団体）への転落を回避するため、職員自らの給与削減をはじめ、教員や警察官など法令で定数の縛りがある中で、人員の削減に努め総人件費の抑制に努めてきました。

～ これまでの主な総人件費抑制の概要 ～

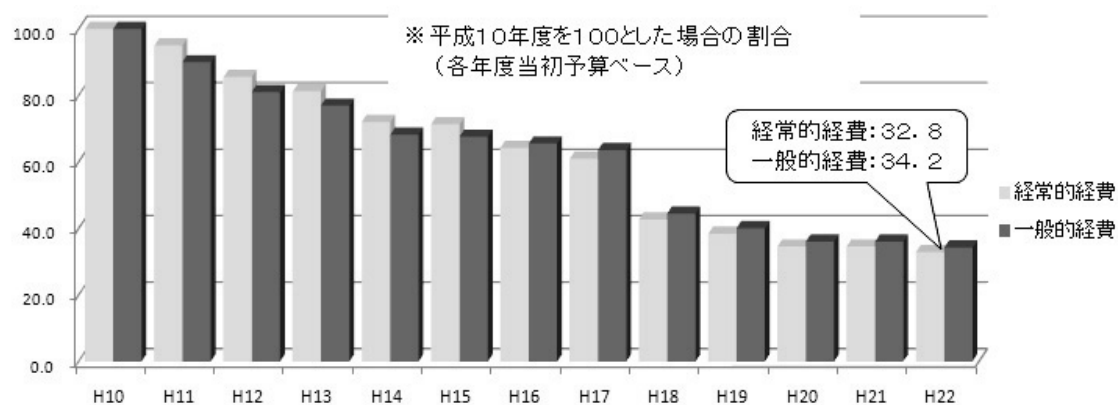
	概 要
給与削減	・効果額 ３９９億円(うち一般財源３３５億円) (平成１１年度から２２年度までの削減効果額の合計)
職員数の削減	・効果額 ２７２億円(うち一般財源２２２億円) (定員適正化計画及び定員管理計画の実施に伴う効果額)
給与構造改革	・効果額 １８８億円(うち一般財源１５８億円)

参考① 宮城県職員数の推移



※警察官の増員を含む。

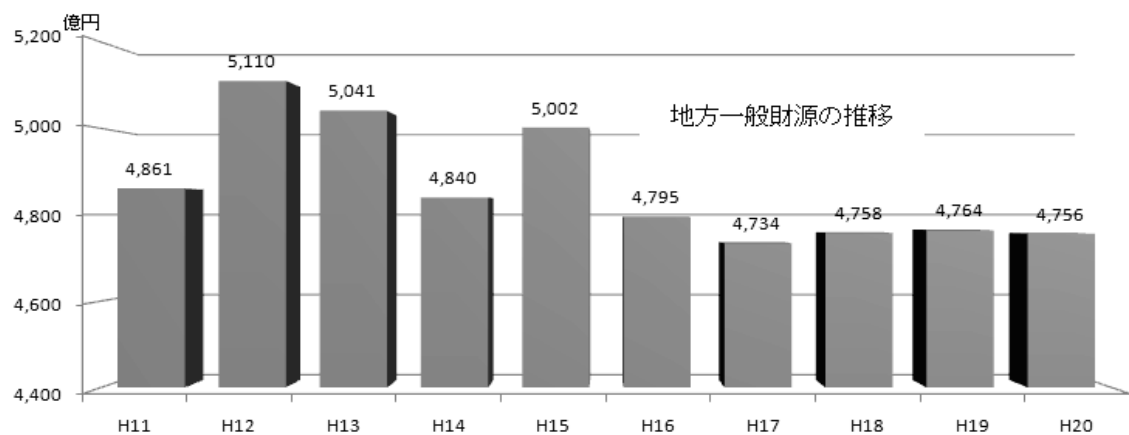
参考② 経常的経費と一般的経費の当初予算額の推移



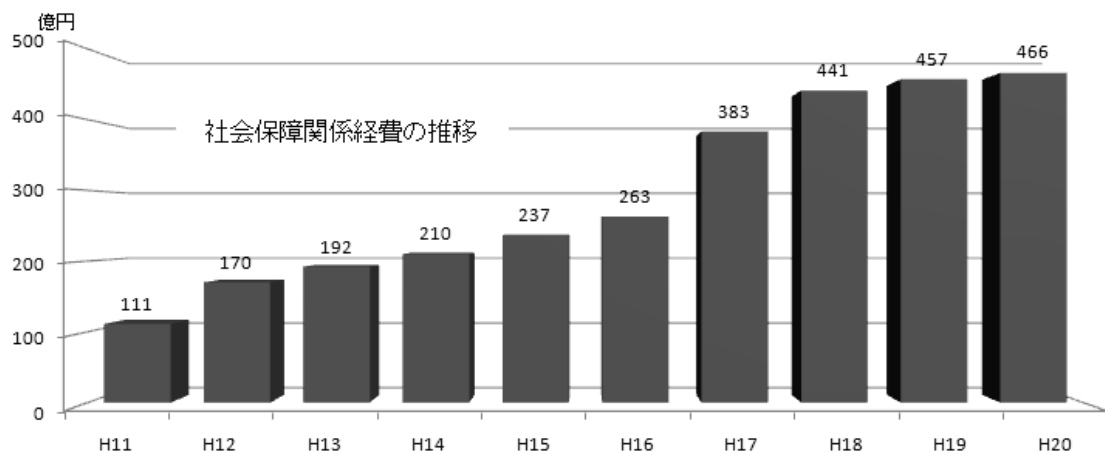
3 宮城県の財政状況について

- 平成16年度に行われた三位一体改革以降、歳入面では、地方交付税とその振り替わりである臨時財政対策債が大幅に削減され、その後も地方一般財源が抑制基調にあることに加え、歳出面では少子高齢化の進展等に伴い社会保障関係経費が増大していることなどから、宮城県のみならず全国規模で自治体財政の構造的な財源不足（歳入・歳出ギャップ）が解消されず、改善の目処が立たない状況が続いております。

参考③ 地方一般財源と社会保障関係経費の推移



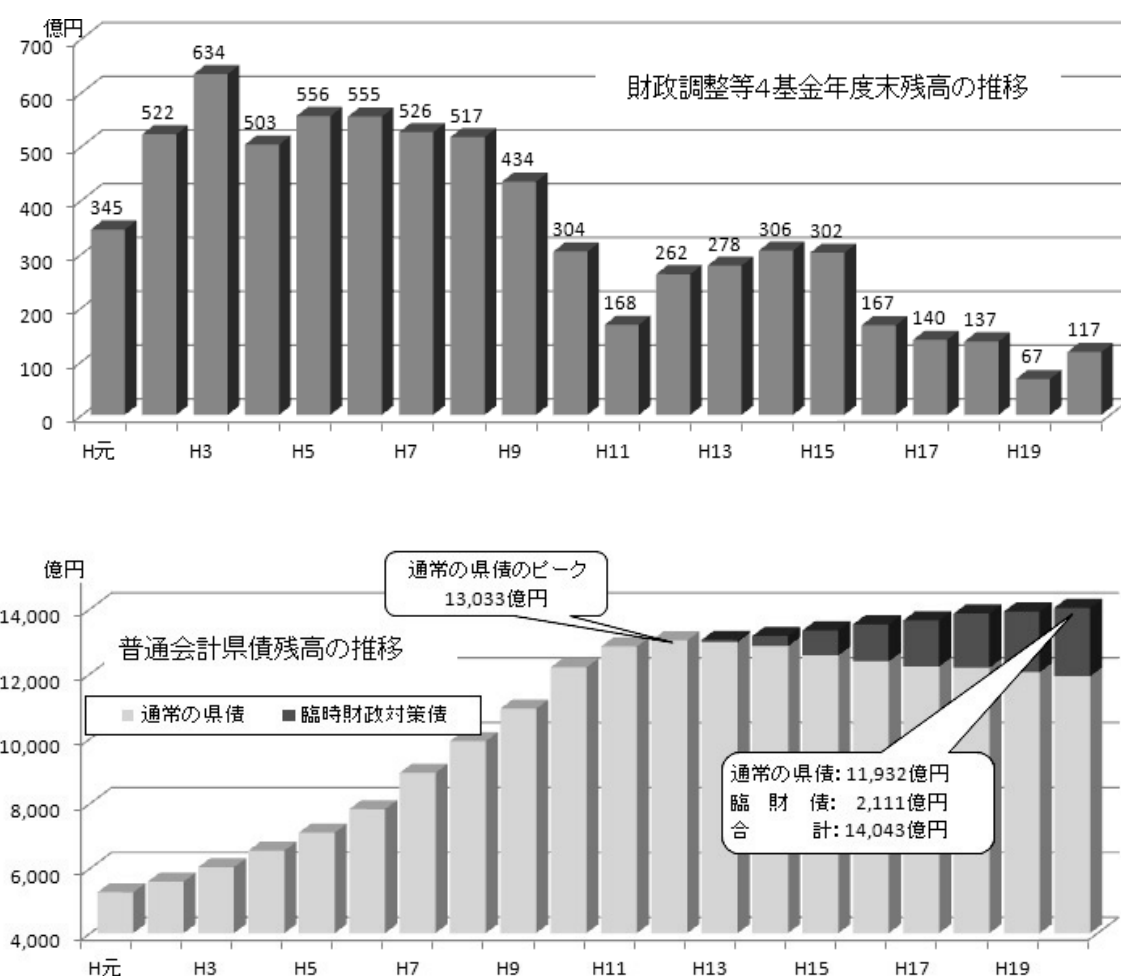
※平成15から18年度は所得譲与税控除後、19年度以降は交付税算定ベースの税源移譲額控除後の額



※介護保険負担金（現制度運営事業）、老人医療給付負担金（現後期高齢者医療給付費負担金）、国保財政健全化対策費の合算額

- また、本県では、可能な限り財政調整等4基金の活用を図ってきた結果、財政調整等4基金は大きく減少している状況にあります。
- 一方、県債残高については、これまで将来の財政負担の縮減の観点から、公共事業キャップ制の継続などに取り組んできた結果、通常の県債については残高を減少させております。しかしながら、地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債の残高は急激に上昇しています。

参考④ 財政調整等4基金及び県債残高の推移



- 三位一体改革以降、自治体財政において構造的に財源不足が発生している状況を打破するため、本県をはじめ全国知事会等においては、地方税財源の充実強化について、国に対し力強く訴えているところでありますが、平成22年度地方財政対策において地方交付税の復元が一部実現したものの、安定的な財政運営が可能となる水準には至っておらず、地方財政が大きく好転する要素は見出せない状況にあります。

参考⑤ 地方財政の将来推計（全国知事会作成（H21.7））

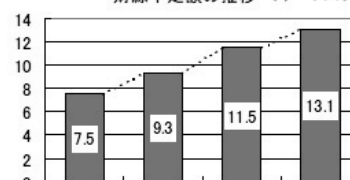
地方財政は、昨年の見通しを上回る危機的な財源不足が継続

- 平成21年度の地方交付税増額があったものの、社会保障等生活関連経費の増嵩や世界的な景気後退に伴う地方税収の大幅減収により、地方の今後の財源不足は、昨年度の試算を大幅に上回る結果
- 財源不足を補填する基金残高も年々減少し、平成24年度までに枯渇、地方団体の財政運営は破綻の懸念

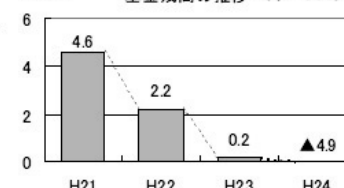
<ケース1> GDPが内閣府試算・底ばい継続シナリオ〔経済成長率：H22. △2.7%、H23. △3.1%、H24. △2.6%〕
（単位：兆円）

区 分	H21	H22	H23	H24	H24-H21
歳出 A	88.8	88.9	89.5	89.9	1.1
義務的経費	51.0	51.1	52.0	52.5	1.5
うち社会保障関係費	11.6	11.9	12.4	12.8	1.2
義務的経費以外の経費	37.8	37.8	37.5	37.4	▲0.4
社会保障等生活関連経費	14.8	15.0	15.2	15.3	0.5
公共インフラ整備・維持経費	13.5	13.2	12.8	12.6	▲0.9
地域活性化等経費	9.5	9.6	9.5	9.5	0.0
歳入 B	81.3	79.6	78.0	76.8	▲4.5
財源不足額 C=A-B	▲7.5	▲9.3	▲11.5	▲13.1	
基金残高	4.6	2.2	0.2	-	
なお残る財源不足額	-	▲0.1	▲2.1	▲4.9	
（参考）昨年度試算における財源不足額	▲7.2	▲7.5	▲7.8	-	-

（兆円） 財源不足額の推移 <ケース1>



（兆円） 基金残高の推移 <ケース1>

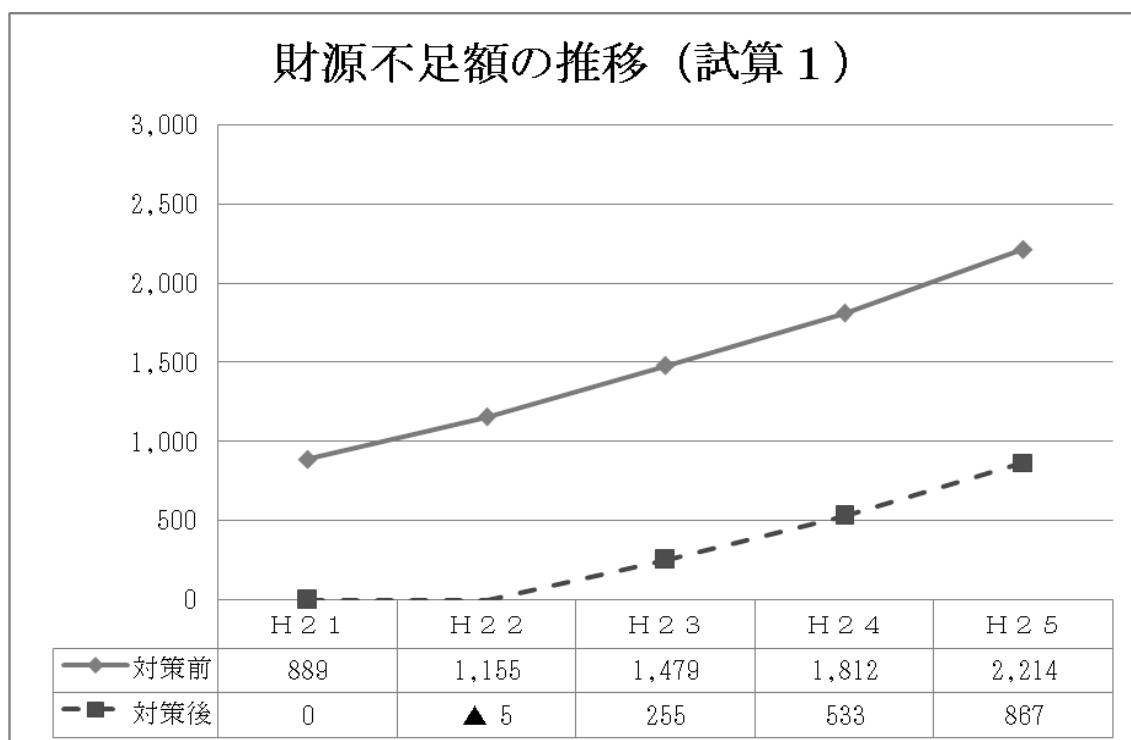


<ケース2> GDPが内閣府試算・順調回復シナリオ〔H22. △0.6%、H23. 1.5%、H24. 1.8%〕
（単位：兆円）

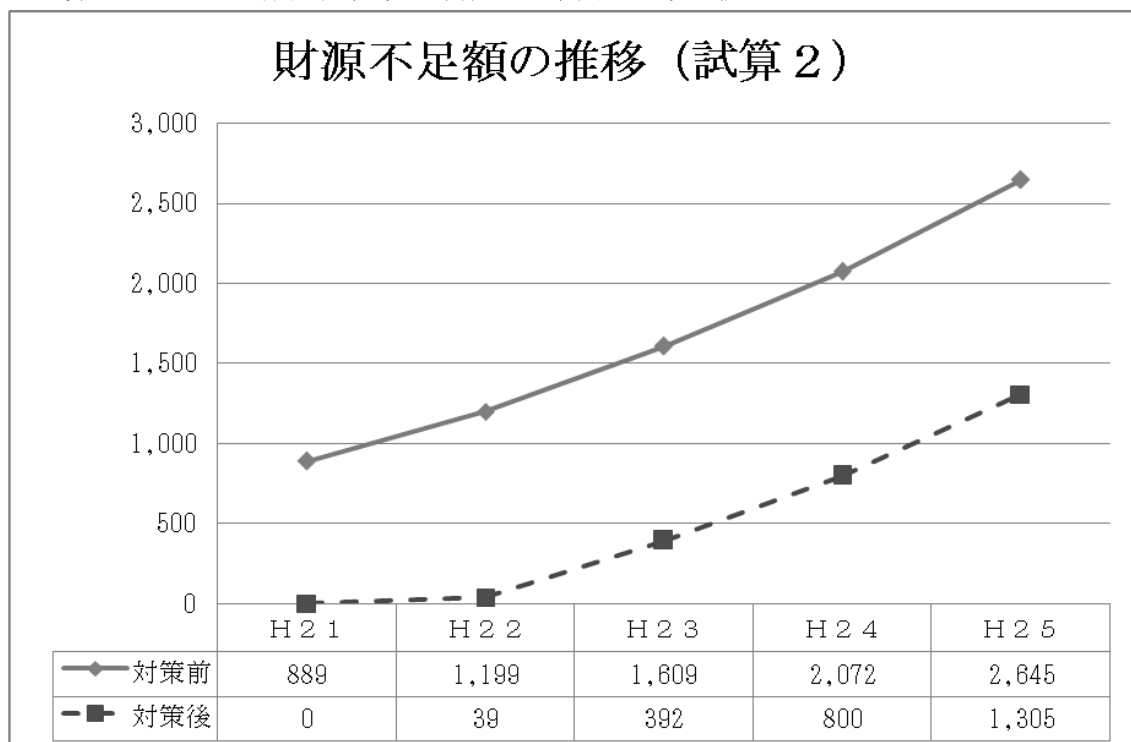
区 分	H21	H22	H23	H24	H24-H21
財源不足額	▲7.5	▲8.4	▲9.1	▲9.1	-
基金残高	4.6	2.3	0.7	-	-
なお残る財源不足額	-	▲0.0	▲1.8	▲3.2	

- 本県においても、構造的な財源不足の発生が確実に見込まれる中、昨年3月に公表した平成21年度当初予算をベースとして機械的に算出した「中期的な財政見通し」においては、平成25年度までに、約800億円から1,300億円もの巨額の財源不足が発生する見込みとなりました。このため、財政再生団体への転落回避を県政運営上最優先課題として取り組まねばならない、かつてない厳しい財政状況に追い込まれたところです。（詳細は参考添付資料②「宮城県の財政状況について」を御参照下さい。）

参考⑥ 中期的な財政見通しにおける財源不足額の推移



※試算 1 では地方一般財源総額が平成 2 1 年度と同額と仮定



※試算 2 では地方一般財源総額が毎年 0.8% ずつ逓減するものと仮定

4 第3期財政再建推進プログラムの目標について

①計画期間

平成22年度から平成25年度

平成22年度から平成25年度までの4年間を「第3期財政再建推進プログラム」の計画期間とし、財政再生団体への転落を回避することはもとより、今後とも持続可能な財政運営を図れるよう、歳入確保対策・歳出抑制対策に取り組めます。

②目 標

財政再生団体への転落回避

- 計画期間における財政再生団体への転落を回避するため、特例的な地方債の活用や財政調整等4基金の活用をはじめ、県有資産の有効活用などの歳入確保対策、人件費総額の抑制や公債費負担の平準化をはじめ、公共事業キャップ制の継続などの歳出抑制対策を実施していきます。
- また、本県ではこれまでも総人件費の抑制はもとより事業総点検や事業棚卸しの実施などによる事務事業の見直しなどの歳出抑制対策を実施してきましたが、県民生活を支える行政サービス水準を守りながら、今後とも将来的に歳入と歳出のギャップを解消するため、さらなる行政のスリム化・コスト縮減の推進を図り、歳入に見合った歳出構造の構築に努めてまいります。
- さらに、本プログラムにおいて実施する、特例的な県債の活用や公債費の平準化により将来的に義務的経費である公債費の増大を招くおそれがあることから、将来の財政負担の縮減を図るとともに、プライマリーバランス（公債費－県債収入ベース）の黒字（臨時財政対策債分を除く。）を継続するため、公共事業キャップ制の継続などに取り組んでまいります。

③ 財政再生団体へ転落した場合に想定される事態について

(1) 財政再生団体とは

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」）により、標準財政規模（地方税、地方交付税、地方譲与税等の合算額）に対する健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4比率）の割合が財政再生基準を超えた場合（本県の場合、実質赤字が約230億円を超えると財政再生団体に転落）には、財政再生計画を策定しなければなりません。その際、県議会の議決を経た上で総務大臣に協議しその同意を求めることとなりますが、同意を得られなかった場合には、災害復旧事業債を除き地方債の発行ができなくなります。
- 地方債の発行ができなくなれば、事実上行財政運営が不可能となるため、国の同意を得られるよう徹底した歳入確保・歳出抑制対策を盛り込んだ財政再生計画を策定・実施して行かなくてはなりません。

(2) 具体的な影響

- 財政再生団体に転落した場合、財政再生計画に盛り込むことが想定される対策は、歳入面では、一律に県民税均等割の超過課税や大幅な使・手数料の引き上げなど、歳出面では、給与・定数削減、補助金の廃止・縮小、普通建設事業の廃止・縮小などが考えられます。その場合、県単独の各種医療費助成、公共投資をはじめとする県の独自施策の実施が困難となり、県民ニーズの県政へのきめ細かな反映が著しく困難な状況に陥ることから、県民生活に大きな影響が出ることは避けられません。財政再生団体への転落は、地方自治の放棄にも等しい事態であるといえます。
- なお、現在財政再建を図っている北海道夕張市の財政再建計画書（財政健全化法施行前の自治体財政再建スキームによる再建計画）の主な内容は以下のとおりとなっており、住民負担の増大と住民サービスの大幅な低下を免れない状況となっております。

～ 北海道夕張市の財政再建計画書（Ｈ１９．３）の主な対策 ～

歳入確保対策	歳出抑制対策
市民税（個人均等割） 3, 0 0 0 円→3, 5 0 0 円 固定資産税 1. 4 %→1. 4 5 % 軽自動車税 現行税率の1. 5 倍 施設使用料 5 0 %引き上げ ごみ処理手数料 新設（家庭系混合ゴミ 2 円／ リットル ）	職員数 4 年間で1 6 6 人減 単独事業 原則実施しない 各種補助金 8 割程度削減 投資的経費 災害復旧事業等真に必要な事業以外実施しない 施設の統廃合 中学校統合 （4 校→1 校）

※参 考

～ 宮城県が過去に準用財政再建団体に転落した時の概要 ～

財政再建計画期間	昭和 3 1 年度～昭和 3 9 年度
赤字の原因	・類似府県に比べ職員数が多いことによる給与費の増嵩 ・公共事業費等充当起債や国直轄事業負担金充当交付公債の元利償還金の累増 ・単独の投資的経費、物件費などの抑制の不十分 ・県税収入等の自主財源が乏しいことによる財政の硬直化
財政再建計画の概要	【歳入確保】 ・県税徴収率の改善 （Ｓ 3 0 : 9 0 . 2 %→Ｓ 3 2 : 9 3 . 3 %） ・高等学校授業料の引き上げ （Ｓ 3 0 : 5 5 0 円→Ｓ 3 1 : 6 0 0 円→Ｓ 3 2 : 6 5 0 円） 【歳出抑制】 ・職員数の削減（一般職員▲ 3 5 0 人） ・物件費の縮減（Ｓ 3 1 : ▲ 1 7 % Ｓ 3 2 : ▲ 4 %） ・単独普通建設事業費の縮減（Ｓ 2 9 →Ｓ 3 1 ▲ 4 6 %）

5 財政健全化のための具体的取組について

- 全国に先駆けて行財政改革に取り組み、継続してきた本県においては、新たな歳入確保対策・歳出抑制対策を追加することは困難でありましたが、昨年１２月には主な見直し検討事業の公表・パブリックコメントの実施により、県民の皆様や市町村からの御意見を十分に検討するとともに、県債の活用や公債費負担の平準化などのその他の財源対策も含め、平成２２年度当初予算の編成過程において議論を尽くしながら、今回財政健全化に向けた財源対策を取りまとめたところです。
- 今回取りまとめた財源対策については、県債の活用や各種基金の活用などの歳入確保対策で８２４億円程度、人件費総額の抑制や公債費負担の平準化などの歳出抑制対策で５１２億円程度、合わせて財政健全化に向けた財源対策は１，３３６億円程度と見込んでいます。

～ 財政健全化に向けた財源対策の概要 ～

A 歳入確保対策		B 歳出抑制対策	
計 ８２４億円程度		計 ５１２億円程度	
① 県債の活用	５３６億円	① 人件費総額の抑制	１０９億円
② 各種基金の活用	２２５億円	② 事務事業の見直し	７８億円
③ 県有資産の有効活用	４８億円	③ 特別会計繰出金の見直し	１５７億円
④ 他会計資金の活用	１３億円	④ 公債費負担の平準化	５０億円
⑤ 受益者負担の見直し	２億円	⑤ 将来的な財政負担の縮減	１１８億円
財政健全化に向けた財源対策合計（A＋B）：１，３３６億円程度			

【A 歳入確保対策】

歳入確保対策① 県債の活用 536億円程度

将来的に義務的経費である公債費の増大を招く県債発行の拡大は、できるだけ回避すべきではありますが、現在直面する危機的な財政状況に対処するため、本プログラムの計画期間においては特例的な地方債である「退職手当債」及び「行政改革推進債」の発行により、財源不足の解消を図っていきます。

具体的な対策

退職手当債の発行	355億円程度
----------	---------

行政改革推進債の発行	145億円程度
------------	---------

歳入確保対策② 各種基金の活用 225億円程度

これまでも財源不足を解消するため可能な限り各種基金を活用してきましたが、危機的な財政状況を踏まえ、現在各種基金に積み立てられている資金について、県の判断により取り崩すことが可能な基金については、可能な限り活用していきます。

なお、財政調整等4基金については、今後見込まれる財源不足を解消するため、平成20年度決算剰余金の積立など平成21年度において可能な限り積み増しすることにより、今後4年間で193億円が活用出来る見込みですが、平成25年度には枯渇する見込みとなっております。

具体的な対策

財政調整等4基金	193億円程度
----------	---------

その他特定目的基金	32億円程度
-----------	--------

歳入確保対策③ 県有資産の有効活用 48億円程度

県有資産の有効活用を図るため、県有資産のうち未利用財産については、売却・貸付を進めます。

これまでも県有資産については可能な限りの売却等を行ってまいりましたが、危機的な財政状況も踏まえ、残り少ない未利用財産について売却していきます。

また、知事公館の貸付など県有資産の貸付も継続していくとともに、ネーミングライツの導入促進など広告収入等の確保に努めていきます。

具体的な対策

保有株式の売却	20億円程度
---------	--------

県有未利用財産の売却等 (検討：運転免許試験場跡地、県庁第三分庁舎 など)	16億円程度
--	--------

広告収入等の確保 (ネーミングライツの導入促進、運転免許センターにおける広告掲載 など)	7億円程度
---	-------

歳入確保対策④ 他会計資金の活用 13億円程度

特別会計内の資金について、当該会計の収支状況に配慮しつつ有効活用を図ります。

具体的な対策

地域整備事業会計資金の活用	9億円程度
---------------	-------

その他特別会計資金の活用	4億円程度
--------------	-------

歳入確保対策⑤ 受益者負担の見直し 2 億円程度

受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料については、これまで基本的に3年ごとに見直しを実施していますが、今後ともサービスコストに見合った料金となるよう継続的に見直しを実施します。

具体的な対策

使用料・手数料の見直し	2 億円程度
-------------	--------

【B 歳出抑制対策】

歳出抑制対策① 人件費総額の抑制 109億円程度

厳しい財政状況を踏まえ、歳入確保対策の実施や事務事業見直しなどの歳出抑制対策と同時に、人件費総額の抑制も図っていかねばなりません。

このため、平成18年度から平成22年度までを期間とする現行の「定員管理計画」に基づき、平成22年度も着実に職員数の削減を図るとともに、平成22年度においては最後の財源捻出手段と位置付けてきた独自給料削減を実施することなどにより、人件費総額を抑制してまいります。

なお、次期定員管理計画（計画期間：平成23年度から平成27年度）については策定後において、本プログラムのローリングの際にその削減効果額を反映させる予定です。

具体的な対策

職員総数の削減による人件費の抑制	47億円程度
（現行定員管理計画（H18～H22）のH22分）	

独自給料削減による人件費の抑制	61億円程度
（H22のみ実施、削減率：3.8％）	

歳出抑制対策② 事務事業の見直し 78億円程度

平成11年の財政危機宣言以降、継続して行財政改革に取り組んできた本県においては、更なる歳出の見直しが困難な状況でありましたが、昨年4月以降全庁を挙げて検討してきた結果、12月に公表した73件の主な見直し検討事業を中心に、県民の皆様や市町村からの御意見を十分に踏まえながら、改めて事業の必要性等を精査の上、対策を取りまとめたところです。

具体的な対策

見直し検討事業の精査による縮減額	61億円程度
------------------	--------

その他事務事業の見直しによる縮減額	17億円程度
-------------------	--------

歳出抑制対策③ 特別会計繰出金の見直し 157億円程度

特別会計においても、資本費平準化債の活用や借換債の活用による公債費負担の平準化を行うことなどにより、一般会計からの繰出金の抑制を図るよう見直します。

具体的な対策

資本費平準化債の活用による繰出金の抑制	97億円程度
---------------------	--------

借換債の活用による繰出金の抑制	48億円程度
-----------------	--------

歳出抑制対策④ 公債費負担の平準化 50億円程度

義務的経費である公債費の増嵩が巨額の財源不足発生の要因の一つでもあることから、後年度の公債費の水準も考慮しながら対策を講ずることにより、公債費負担の平準化に努めていきます。

また、前ページの歳出抑制対策③「特別会計繰出金の見直し」において具体的な対策として掲げた資本費平準化債の活用や借換債の活用による繰出金の抑制も実質的には公債費負担の平準化であり、これらを合わせると本プログラムにおける公債費負担の平準化の規模は195億円となるところです。

具体的な対策

道路事業（民間資金分）の償還年限の延長

50億円程度

歳出抑制対策⑤ 将来的な財政負担の縮減 118億円程度

危機的な財政状況を踏まえ、財源確保のための県債の発行や、公債費負担の平準化を進めることに伴い、将来の公債費負担が増大し、財政の硬直化を招くおそれがあります。

このため、公共事業キャップ制を継続して実施することにより、出来る限り県債の新規発行総額を抑制し、県債残高が累増しない財政運営を図っていきます。

具体的な対策

公共事業キャップ制の継続

118億円程度

6 第3期財政再建推進プログラムに基づく財源対策実施後の財政見通し

- 必死の自助努力により、巨額の財源不足を解消すべく全庁挙げて財源対策を取りまとめましたが、これら財源対策を着実に実施したとしても、平成25年度までになお約130億円の財源不足が発生する見込みです。
- このため、今後とも追加財源対策（歳入面では県有未利用財産のさらなる売却、歳出面では次期定員管理計画に基づく職員削減による人件費抑制額の反映など）について検討していく一方で、これら自助努力だけでは構造的な財源不足の解消は困難なことから、地方税財源の充実強化について今後とも国に対し強力に働きかけていきます。

H22～H25までの4か年の財政見通し（単位：億円）

	H22	H23	H24	H25	4か年合計
対策前財源不足見込額(イ)	▲ 329	▲ 316	▲ 381	▲ 442	▲ 1,468
歳入確保					
県債の活用	123	120	147	146	536
各種基金の活用	10	7	4	11	32
県有資産の有効活用	29	6	6	7	48
他会計資金の活用	1	3		9	13
受益者負担の見直し		1		1	2
小計	163	137	157	174	631
歳出抑制					
人件費総額の抑制	74	12	11	12	109
事務事業の見直し	16	22	19	21	78
特会繰出金の見直し	44	43	36	34	157
公債費負担の平準化	3	6	15	26	50
財政負担の縮減	29	29	30	30	118
小計	166	112	111	123	512
効果額	329	249	268	297	1,143
対策後財源不足額	0	▲ 67	▲ 113	▲ 145	

財政調整等4基金取崩額	0	67	113	13
最終財源不足額	0	0	0	▲ 132

財政調整等4基金年度末残高	193	126	13	0
---------------	-----	-----	----	---

- ※ 上記財源不足見込額（上記イ）の算出に当たっては、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税について平成23年度以降も平成22年度地方財政対策において措置された「地域活性化・雇用等臨時特例費」と同規模の措置が継続されるとして算出しています。
- ※ また、上記財政見通しにおいては財源対策とは別に、本来地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債について、平成22年度当初予算において812億円発行し、平成23年度以降も同規模で発行することを前提としています。

【中期的な財政見通しの推計方法】

平成２２年度当初予算をベースに、下記の方法により推計しました。

○ 推計の前提条件

- ・ 名目経済成長率を平成２３年度 ０．８％、平成２４年度 １．０％、平成２５年度 １．１％と仮定。
- ※ 財務省「平成２２年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」では、平成２３年度 １．７％、平成２４年度 ２．０％、平成２５年度 ２．２％とされている。
- ・ 地方一般財源総額（県税、地方交付税、臨時財政対策債等）から県税交付金（歳出）を差し引いた額が、平成２２年度当初予算計上額と同額になると仮定。

■ 歳入

県税 地方消費税清算金 地方譲与税	・ 名目経済成長率に弾性値１．１を乗じて推計
地方特例交付金等 交通安全対策特別交付金	・ 平成２２年度当初予算計上額と同額として推計
地方交付税	・ 地方一般財源総額から県税交付金を差し引いた額が、平成２２年度当初予算計上額と同額になると仮定して推計
国庫支出金	・ 平成２２年度当初予算計上額をベースに、主な事業に係る国庫支出金収入の増減見込額を積み上げて推計
県債	・ 平成２２年度当初予算計上額をベースに、主な事業に係る県債収入の増減見込額を積み上げて推計 ・ 現行制度における充当率を前提として推計 ・ 臨時財政対策債は、地方交付税と同様に推計
その他の歳入	・ 平成２２年度当初予算計上額をベースに、主な事業に係る各歳入の増減見込額を積み上げて推計

■ 歳出

人件費	・ 職員給与等については、平成２２年度当初予算計上額をベースに、職員数増減、新陳代謝などによる影響額を加味して推計 ・ 退職手当は積み上げにより推計
扶助費	・ 平成２２年度当初予算計上額をベースに、主な事業の増減見込額を積み上げて推計
公債費	・ 既発債の元利償還額は、積み上げにより推計 ・ 新発債の元利償還額は、県債収入の推計値を前提として推計
普通建設事業費 災害復旧事業費	・ 平成２２年度当初予算計上額をベースに、主な事業の増減見込額を積み上げて推計 ・ 公共事業費は、平成２２年度当初予算計上額をベースに、国直轄事業維持管理負担金の全廃等を加味して推計
その他の歳出	・ 補助費等のうち県税交付金等は、県税収入の推計値を前提として推計 ・ 平成２２年度当初予算計上額をベースに、主な事業の増減見込額を積み上げて推計

【第3期財政再建推進プログラムによる歳入確保・歳出抑制対策を講ずる前】

中期的な財政見通し

■歳入

(単位: 億円)

	H22	H23	H24	H25
県税	2,101	2,128	2,135	2,138
地方消費税清算金	434	438	443	448
地方譲与税	263	266	269	272
地方特例交付金等	34	34	34	34
地方交付税	1,730	1,722	1,712	1,700
国庫支出金	885	886	880	885
県債	1,266	1,266	1,256	1,243
交通安全対策特別交付金	6	6	6	6
分担金及び負担金	145	58	54	52
使用料及び手数料	100	100	100	100
財産収入	15	14	14	14
寄附金	0	0	0	0
繰入金	263	175	73	79
諸収入	1,126	1,070	947	861
合計(A)	8,368	8,163	7,923	7,832

■歳出

(単位: 億円)

	H22	H23	H24	H25
人件費	2,753	2,753	2,769	2,779
物件費	304	290	287	286
維持補修費	26	25	25	25
扶助費	286	298	310	324
貸付金	1,038	985	861	772
積立金	49	49	29	15
出資金	21	19	17	15
補助費等	1,881	1,845	1,834	1,862
普通建設事業費	1,185	1,078	1,053	1,057
補助	341	336	335	342
単独	498	513	493	498
直轄・受託	346	229	224	217
災害復旧事業費	44	26	17	17
公債費	968	984	986	1,024
繰出金	137	122	111	93
予備費	5	5	5	5
合計(B)	8,697	8,479	8,304	8,274

■歳入－歳出

(単位: 億円)

	H22	H23	H24	H25
対策前財源不足額(C=A-B)	▲329	▲316	▲381	▲442

健全化団体転落ライン	約▲176億円
再生団体転落ライン	約▲234億円

【第3期財政再建推進プログラムによる歳入確保・歳出抑制対策を講じた後】

中期的な財政見通し

■歳入

(単位: 億円)

	H22	H23	H24	H25
県税	2,101	2,128	2,135	2,138
地方消費税清算金	434	438	443	448
地方譲与税	263	266	269	272
地方特例交付金等	34	34	34	34
地方交付税	1,730	1,722	1,712	1,700
国庫支出金	818	821	818	822
県債	1,315	1,306	1,339	1,303
交通安全対策特別交付金	6	6	6	6
分担金及び負担金	139	52	48	46
使用料及び手数料	99	100	100	100
財産収入	39	18	18	18
寄附金	0	0	0	0
繰入金	287	187	76	99
諸収入	1,131	1,072	949	865
合計(A)	8,396	8,150	7,947	7,851

■歳出

(単位: 億円)

	H22	H23	H24	H25
人件費	2,677	2,739	2,755	2,765
物件費	294	284	276	275
維持補修費	25	24	24	24
扶助費	286	298	310	324
貸付金	1,036	982	858	769
積立金	49	49	29	15
出資金	19	17	15	13
補助費等	1,877	1,840	1,827	1,853
普通建設事業費	1,026	894	895	874
補助	245	249	256	261
単独	492	474	472	454
直轄・受託	288	171	167	159
災害復旧事業費	44	26	17	17
公債費	965	979	971	998
繰出金	93	80	78	64
予備費	5	5	5	5
合計(B)	8,396	8,217	8,060	7,996

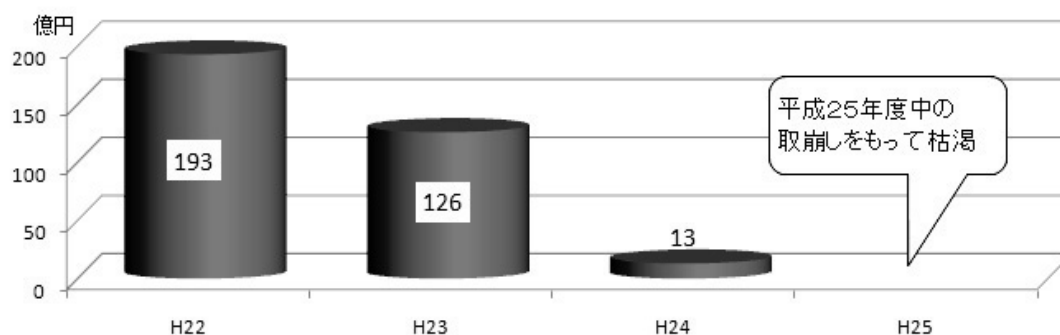
■歳入－歳出

(単位: 億円)

	H22	H23	H24	H25
対策後財源不足額(C=A-B)	0	▲ 67	▲ 113	▲ 145
財政調整等4基金取崩額(D)	0	67	113	13
最終財源不足額(C+D)	0	0	0	▲ 132
財政調整等4基金年度末残高	193	126	13	0

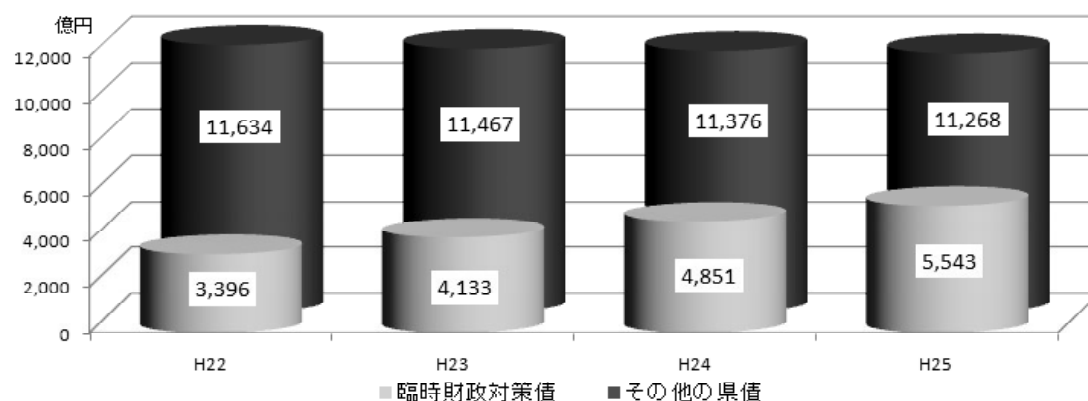
- 本プログラムに基づく財源対策を実施した後の財政調整等4基金残高は枯渇する見込みであることから、計画期間内であっても不測の事態に備えるため、財政調整等4基金への積み増しをできる限り行っていかねばならない状況にあります。

参考⑦ 財政調整等4基金残高の推移

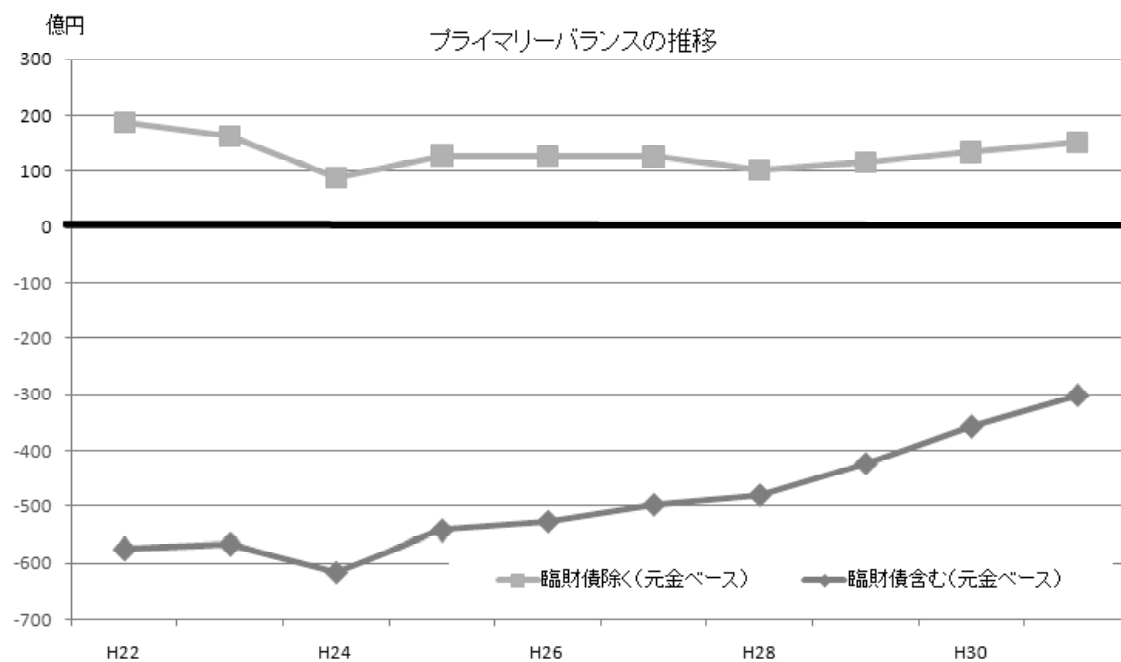
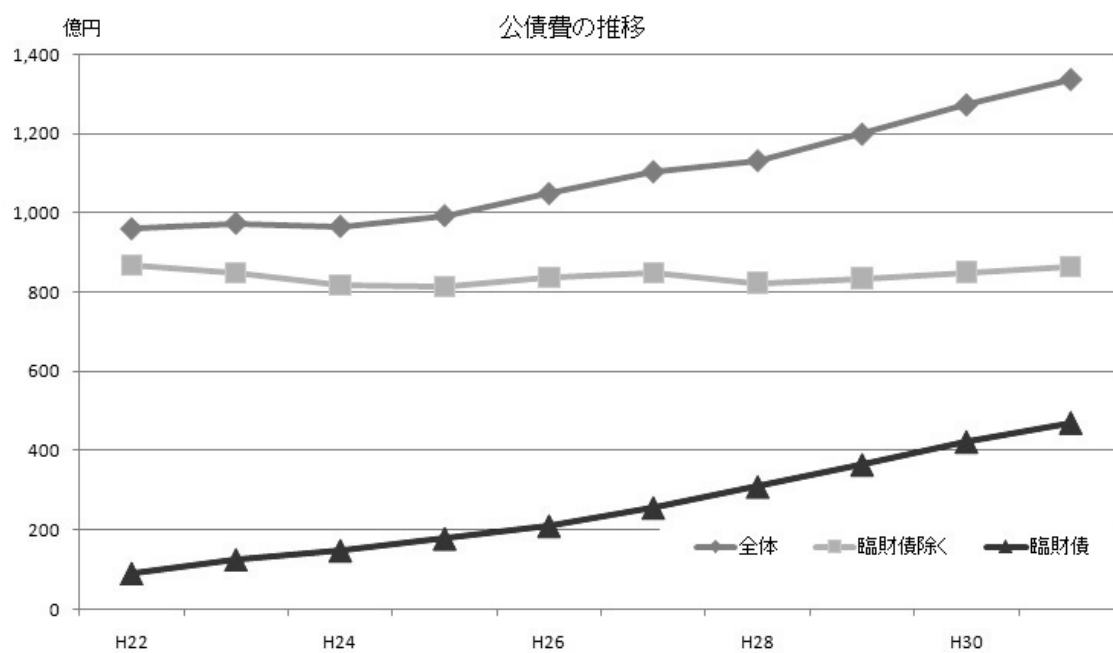


- 一方、県債残高については、将来の財政負担の縮減の観点から、公共事業キャップ制の継続などに取り組んできた結果、通常の県債については、残高も減少し、プライマリーバランス（公債費－県債収入ベース）も黒字を継続しているところです。しかしながら、地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債の残高は急激に上昇するとともに、臨時財政対策債を加えたプライマリーバランスは大きく赤字となっているところです。

参考⑧ 県債残高の推移



参考⑨ 公債費及びプライマリーバランスの推移



※平成26年度以降の県債発行額は、平成25年度と同額として試算している。

7 地方税財源の充実強化に向けた取組

- 以下の主張を中心に、今後とも全国知事会等地方六団体と連携して、国に対し強力に働きかけてまいります。

① 偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の充実

地域間の財政力格差に留意し、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築を図るべきであり、今後確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に供給していくためには、税収が安定的な税の確保が必要であり、そのための議論を深め、是非とも早期に実現すべきである。

② 地域間の財政力格差を是正する地方交付税の財源調整機能・財源保障機能の充実

偏在性の少ない地方税体系を実現したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできないことから、現行の地方財政制度を前提とすると地方交付税の役割は一層重要なものになる。

平成22年度地方財政対策においてその一部復元が実現したものの、平成16年度の三位一体改革による不合理な削減により、大幅に減少した地方交付税の財源調整機能、財源保障機能の復元・増額を図り、地方団体が地域のニーズに適切に応えられるよう、地方財政計画に地方の財政需要を実質的かつ的確に積み上げるとともに、それに対応した地方交付税総額を確保すべきである。

また、恒常的な財源不足にもかかわらず、その財源不足の補てんとして臨時財政対策債の発行額が増大傾向にあることなどから、地方交付税法に則り本来発生する地方の財源不足を解消するため、長年据え置かれてきた地方交付税の法定率を引き上げるべきである。

8 第3期財政再建推進プログラムに掲げた目標の実現に向けて

- 危機的な財政状況に直面している本県財政の破綻を回避し、持続可能な財政運営を行っていくためには、最低限本プログラムに掲載した財源対策を着実に実施していかなばなりません。
- しかしながら、現時点では財源不足を全て解消するに至らなかったため、今後も引き続き財源確保に向けた取組を継続し、本プログラムについても毎年度の予算編成に際し適宜見直しを図ることなどにより、実効性を確保してまいります。
- 今後とも、財政状況に関する情報を県民の皆様に明らかにしていくとともに、本プログラム及び今後検討予定の追加財源対策による財政健全化に向けた取組について、是非とも御理解・御協力をいただけるよう努めてまいります。

これまでの行財政改革の取組について

国に先んじること10年・・・

宮城県は、絶え間なく行財政改革に努めてきました。

取組の主な実績 ～1500億円を超える財源を捻出

平成11年度～17年度の実績（一般財源ベース）

- ▶ 定員適正化計画 知事部局職員478人（8.4％）を削減
- ▶ 歳出構造改革等 515億円
 - ・ H11～13年度 事務事業見直し 199億円 ・ 人件費削減 142億円
 - ・ 投資的経費抑制 132億円 ・ 歳入の確保 42億円
- ▶ 財政再建推進プログラム 988億円（この間の給与削減 約85億円は含まず）
 - ・ H14～17年度 行政のスリム化（人件費抑制、内部管理経費削減） 114億円
 - ・ 事務事業見直し 540億円 ・ 歳入の確保 145億円
 - ・ 財政健全化債 189億円

推進中の取組

～ 18～20年度で2,108億円の財源対策を実施、 21年度で889億円の対策を予定

- ▶ 定員管理計画
H18～22年度
- ▶ 事業総点検
知事部局職員、教職員等で1,425人程度を純削減
H18年度に3,076事業を自己点検
2,391事業を見直し（市町村・県民へのパブリックコメントも実施）
 - ・ H19年度予算への反映結果
廃止 7.1% 統合・縮小 55.6% 現状維持 30.7% 拡充 6.6%
 - ・ 外部委員を含めたプロジェクトチームによる点検作業を実施
- ▶ 事業棚卸し
H20年度に事務事業の休廃止を前提として事業棚卸しを実施
休廃止 175事業 5億円（一般財源3億円）
縮小又は一部休廃止 15億円（一般財源7億円）
- ▶ 新・財政再建推進プログラム
H18～21年度
期間中の財源不足は2,267億円から2,858億円に拡大
歳入確保で1,249億円、歳出削減で1,748億円を捻出予定
 - ・ 主な歳入確保対策
県債活用 734億円 基金活用 353億円
県有資産有効活用 54億円
 - ・ 主な歳出抑制対策
行政のスリム化 451億円（うち人件費総額の抑制 365億円）
事務事業見直し 684億円 公債費負担の平準化 416億円

人件費総額の抑制 ： H11～22年度で総額 890 億円、 一般財源ベースで 750 億円を超える削減

タ張市のように国の管理下に置かれる準用財政再生団体（平成 21 年度以降は財政再生団体）への転落を回避するため、職員自らの給与削減をはじめ、教員や警察官など法令で定数の縛りがある中で人員の削減に努め、総人件費の抑制を図っています

▶ 給 与 削 減 ・ ・ ・ 3 9 9 億円（一般財源 3 3 5 億円）

H11～22年度

▶ 職 員 数 の 削 減 ・ ・ ・ 2 7 2 億円（一般財源 2 2 2 億円）

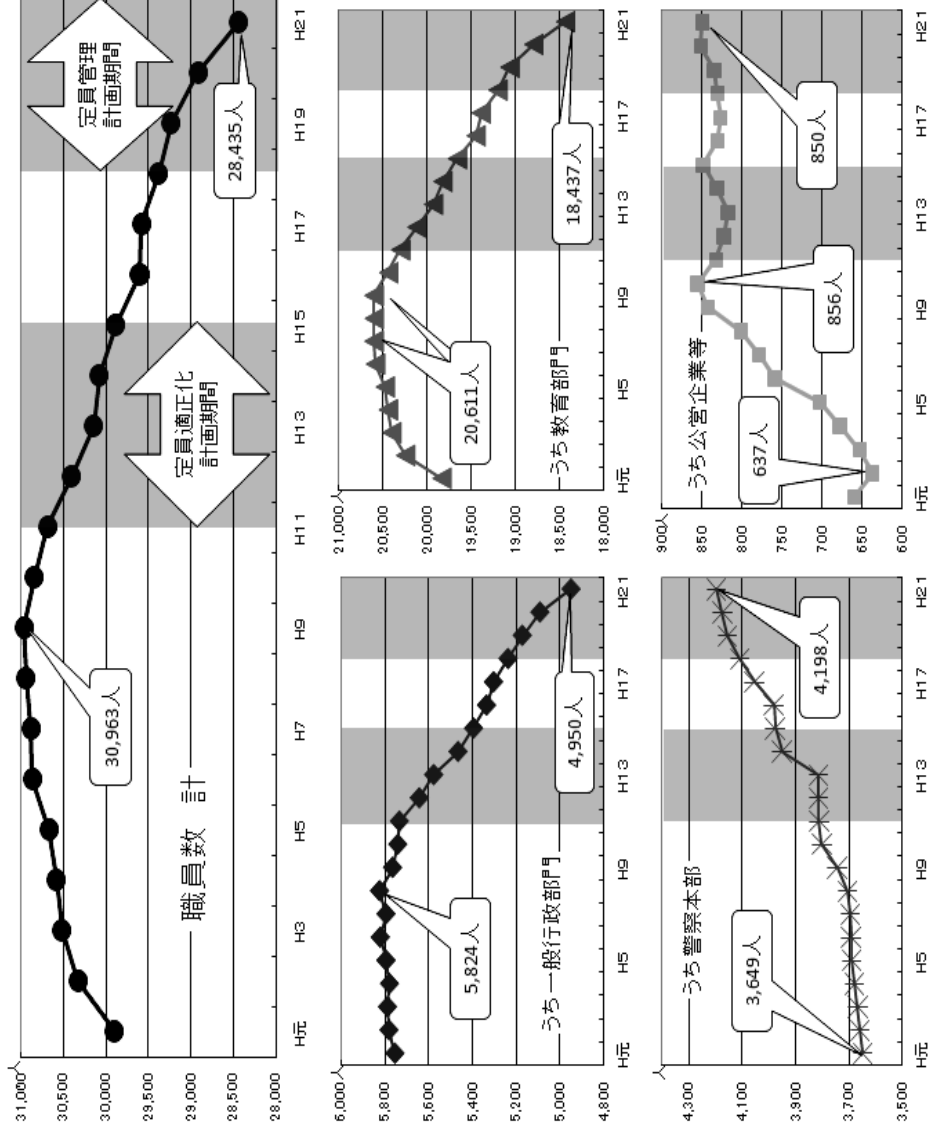
H11～17年度 定員適正化計画 ▲478人（知事部局）

H18～22年度 定員管理計画 ▲1, 425人 （但し、削減額は H21 年度までの額）

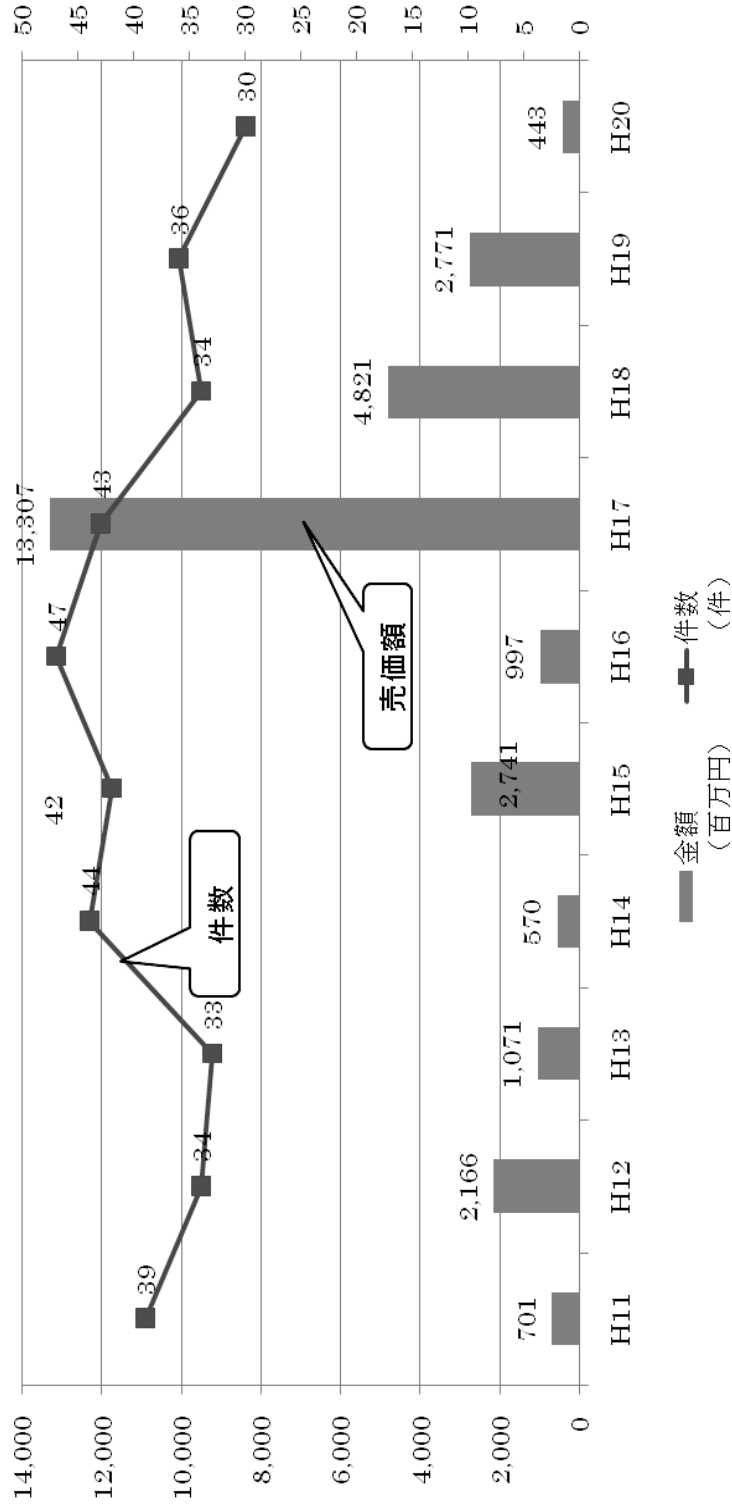
▶ 給与構造改革の実施 ・ ・ ・ 1 8 8 億円（一般財源 1 5 8 億円）

▶ その他の取組 ・ ・ ・ この他に、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の縮減、寒冷地手当の見直し、特別職の退職手当削減等で、33 億円余の削減を実施

宮城県職員数(知事部局、教育委員会、警察本部等)の推移



未利用財産の処分状況



■主な売却財産

H12 旧運転免許試験場	11億円	H18 青葉山県有地	30億円
H15 萩風荘	19億円	H19 旧勾当台会館	10億円
H17 旧仙台中央警察署	111億円		

広告事業

○ 宮城県が保有する資産を広告媒体として有効活用し、新たな歳入確保の取組

○ これまでの取組

ホームページ・パンナー広告

- 宮城県ホームページ:トップページ

印刷物

- 県政だより (H20. 5～)
- 平成20年度自動車税納税通知書
- 宮城県職員録
- etc.

ネーミングライツ

- クリネックススタジアム宮城(宮城球場)
- 「わたしたちの森づくり」事業(県有林への命名)
- セキスイハイムスーパーアリーナ(グランディ21・総合体育館)
- 東京エレクトロンホール宮城(県民会館)

庁舎等の広告掲出

- 行政庁舎エレベーターホール
- etc.

○ 収入状況

H18年度:
約75百万円

H19年度:
約176百万円

H20年度:
約173百万円

H21年度見込:
約163百万円

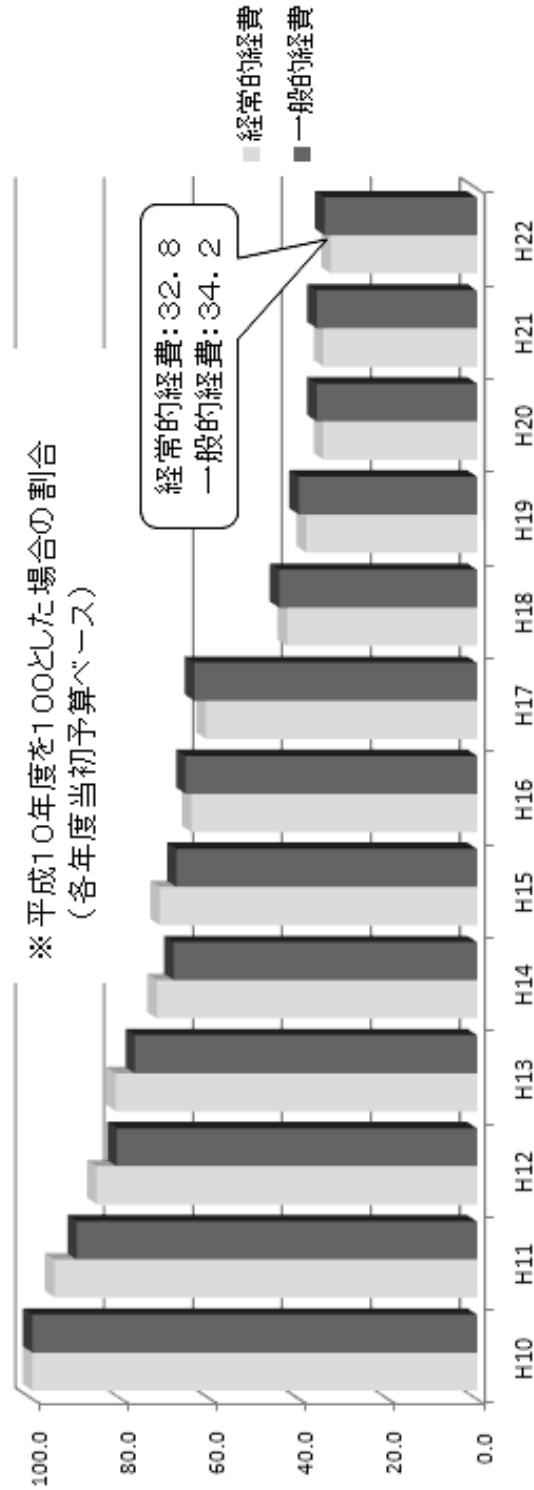
経常的経費と一般的経費のシーリング率・当初予算額の推移

シーリング率の推移

(単位: %)

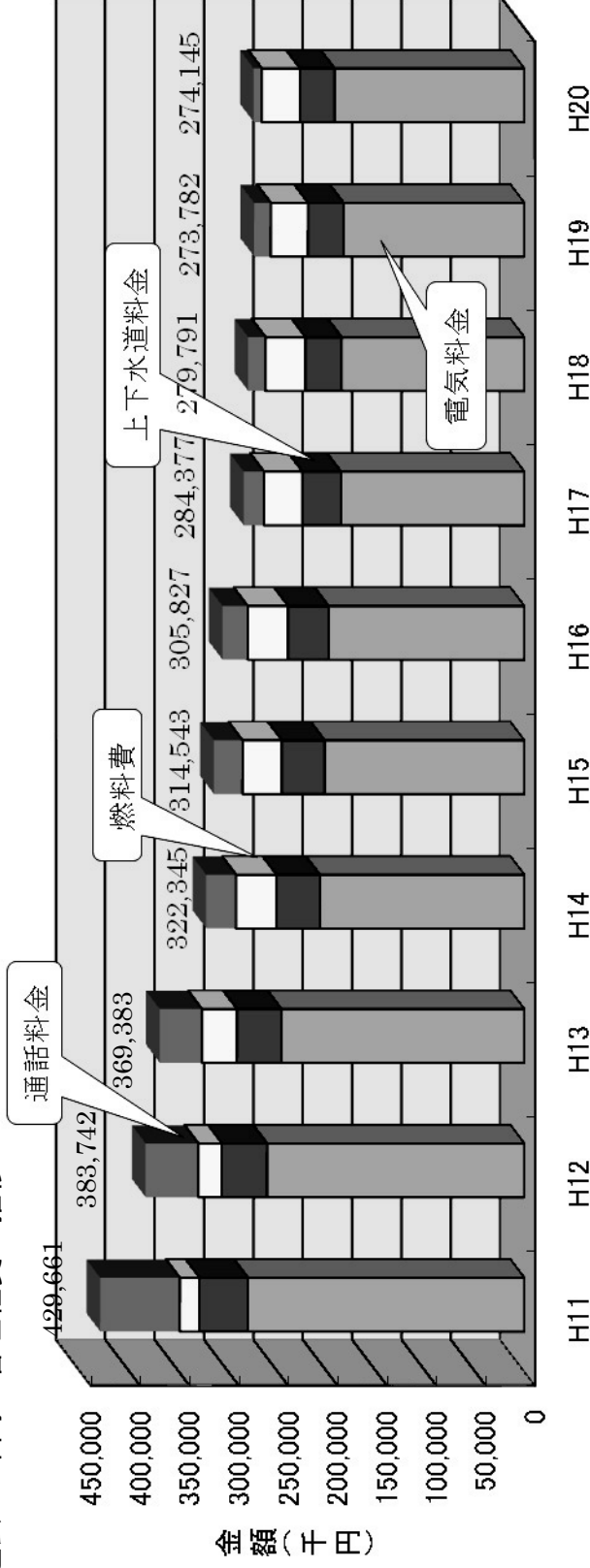
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
経常的経費	▲ 5	▲ 10	▲ 5	▲ 11.3	▲ 1	▲ 10	▲ 5	▲ 30	▲ 10	▲ 10	—	▲ 5
一般的経費	▲ 10	▲ 10	▲ 5	▲ 11.3	▲ 1	▲ 3	▲ 3	▲ 30	▲ 10	▲ 10	—	▲ 5

※H21 は「事業棚卸し」を実施



庁舎管理経費等の推移

■過去10年間の管理経費の推移



□庁舎管理関連の経費節減策等

- ① 電話回線契約の見直し (H12以降定期的に更新)
- ② 行政庁舎エレベーターの運転時間見直し (H18)
- ③ 夜間一斉消灯時刻の追加 (H18)
- ④ 女子トイレへの擬音装置の設置 (H18)
- パッケージ型空調機の運転方法見直し (H20)

□その他

- ⑤ 来庁者駐車場の有料化 (H19)

① 平成11年度通話料 約81,000千円

→ 平成20年度通話料 約8,200千円

② 電気使用量 年間約170千円、19,000kwの節減

③ 電気使用量 年間約100千円、11,000kwの節減

④ 水道使用量 年間約2,200千円、5,200m³の節減

⑤ H19 69,733千円、H20 72,619千円の収入増

宮城県の財政状況について

何故こんなに、地方自治体の財政が苦しくなったのか？

それは、バブル崩壊後、国の経済対策に応じて借金が膨らんでいた上に、三位一体改革で、地方交付税が大幅に減らされたから。

国の財政健全化だけを優先した地方へのツケ回しが原因

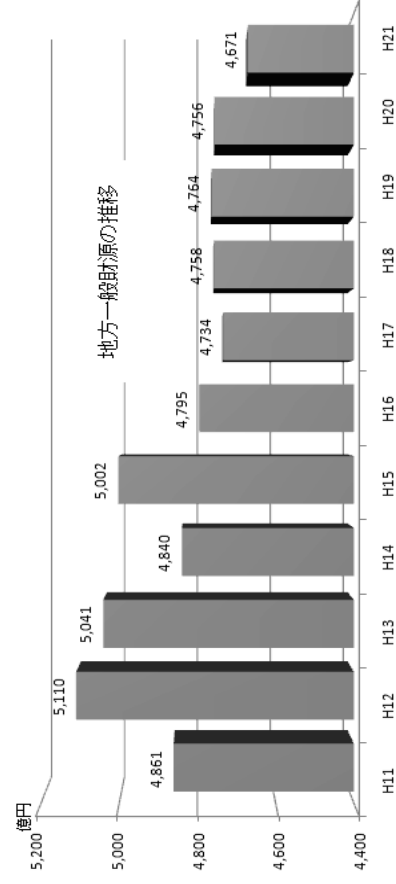
地方の財源不足は構造的な要因から

▶ 住民に身近な行政サービスの大半を地方が担っています。

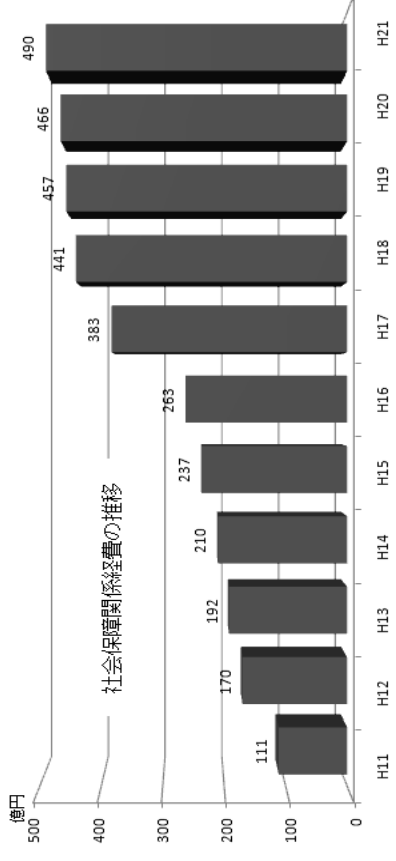
- ・ 国の責任である義務教育、社会資本整備、災害復旧、治安維持の警察活動、保健・医療・福祉サービス等々・・・。
- ・ これらに必要な財源は、国庫支出金等の特定財源（使途が特定される）のほか、地方税と地方固有の財源として保障されているはずの地方交付税などで賄われることになっていますが、国税収入の減による地方交付税の不足分は、臨時財政対策債という地方自らの借金に振り替えられ、しかも、三位一体改革の名の下に、国全体で地方交付税が5.1兆円も減らされています。
- ・ こうした財源不足に対応し、宮城県をはじめ各地方自治体は、給与カットや職員数の減、内部管理経費の節減、資産の売却などの行財政改革に取り組んできましたが、財政調整基金等の残高が大幅に減少した上、国の経済対策に対応したこと等による借入金残高も多く、社会保障関係経費の増加に対応しきれない状況まで追い込まれています。

▶ 国は赤字国債の発行が可能のため、子供や孫の世代への付けまわしで急場を凌げますが、地方には許されていません。

- ・ 逃げ場のない地方自治体では、どんなに窮乏する財政状況下であっても、社会保障関係経費などに代表される県民に必要なサービスを保保していかねばならないため、県民の皆様のご協力とご理解を得て、そのための財源を捻出していく必要に迫られています。

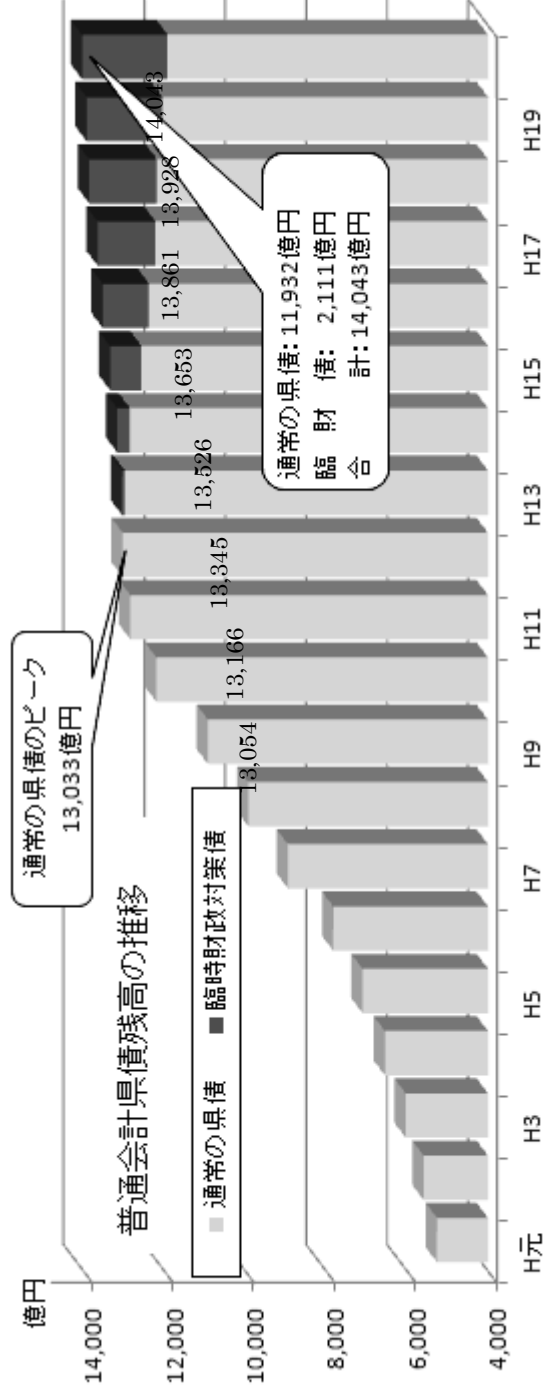


※H15～H18は所得譲与税控除後、H19以降は交付税算定ベースの税源移譲額控除後
※地方消費税清算金収支後の額



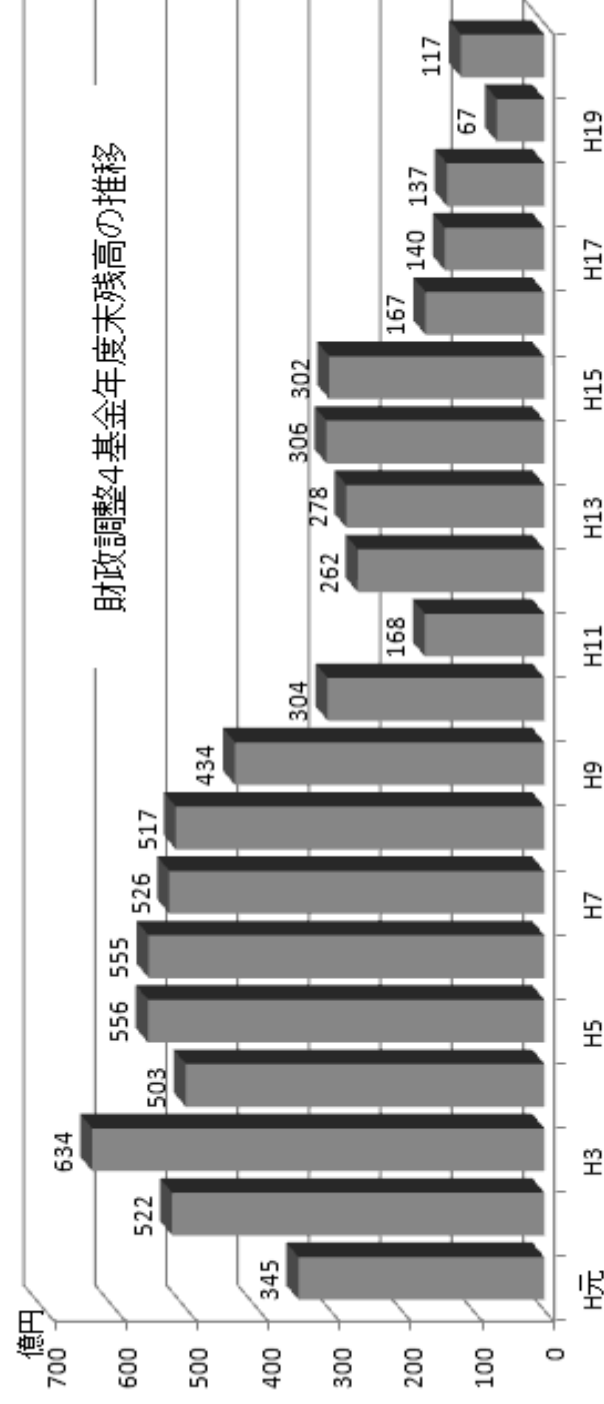
※社会保障関係費は介護保険負担金（現制度運営事業）、老人医療給付負担金（現後期高齢者医療給付費負担金）、国保財政健全化対策費の合算額
※社会保障関係費の伸びの特殊要素 H12：介護保険負担金純増 H17：国保財政健全化の一般財源化に伴う約100億円増

県債残高の推移



本県では、バブル崩壊後の不況により県税収入が低迷するとともに、数次にわたる国の経済対策に積極的に呼応したことにより、県債発行額は増加し、残高も増加しました。このような状況のため、本県では財政再建推進プログラム（平成13年10月策定）及び新・財政再建推進プログラム（平成18年2月）に基づき、公共投資の縮減、県債の新規発行総額の抑制など、将来的な財政負担の縮減に向けた取り組みを進めてきました。これにより、建設地方債の残高は平成12年度をピークに減少してきたものの、地方交付税の振替である臨時財政対策債の発行が増加傾向にあるため、県債残高の総額は依然として増加しています。

財政調整等4基金の残高の推移



財政調整等4基金とは、財政調整基金、県債管理基金、地域整備推進基金、国際化基盤整備推進基金をいい、いずれも年度間の財政調整を目的とした基金です。（県債管理基金のうち一定のルールに基づき積立て、取崩しを行う分を除く。）

地方財政の将来推計(全国知事会作成(H21. 7))

～平成24年度には地方団体の財政運営は完全に破綻～

地方財政は、昨年の見通しを上回る危機的な財源不足が継続

- 平成21年度の地方交付税増額があったものの、社会保障等生活関連経費の増嵩や世界的な景気後退に伴う地方税収の大幅減収により、地方の今後の財源不足は、昨年度の試算を大幅に上回る結果
- 財源不足を補填する基金残高も年々減少し、平成24年度までに枯渇、地方団体の財政運営は破綻の懸念

<ケース1> GDPが内閣府試算・底ばい継続シナリオ〔経済成長率：H22. △2. 7%、H23. △3. 1%、H24. △2. 6%〕
(単位：兆円)

区分	H21	H22	H23	H24	H24-H21
歳入 A	88.8	88.9	89.5	89.9	1.1
義務的経費	51.0	51.1	52.0	52.5	1.5
うち社会保障関係費	11.6	11.9	12.4	12.8	1.2
義務的経費以外の経費	37.8	37.8	37.5	37.4	▲0.4
社会保険寄附生活関連経費	14.8	15.0	15.2	15.3	0.5
公共インフラ整備・維持経費	13.5	13.2	12.8	12.6	▲0.9
地域活性化等経費	9.5	9.6	9.5	9.5	0.0
歳入 B	81.3	79.6	78.0	76.8	▲4.5
財源不足額 C=A-B	▲7.5	▲9.3	▲11.5	▲13.1	
基金残高	4.6	2.2	0.2	-	
なお残る財源不足額	-	▲0.1	▲2.1	▲4.9	

※これを行行の
地方消費税に換算
すれば、5.2%相当

都道府県破綻 都道府県・市町村とも破綻

(参考) 昨年度試算に おける財源不足額	▲7.2	▲7.5	▲7.8	-	-
-------------------------	------	------	------	---	---

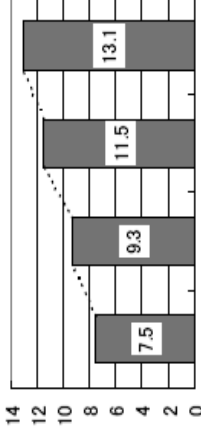
<ケース2> GDPが内閣府試算・順調回復シナリオ (H22. △0. 6%、H23. 1. 5%、H24. 1. 8%)
(単位：兆円)

財源不足額	▲7.5	▲8.4	▲9.1	▲9.1	-
基金残高	4.6	2.3	0.7	-	-
なお残る財源不足額	-	▲0.0	▲1.8	▲3.2	

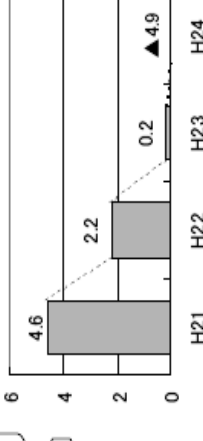
都道府県破綻 都道府県・市町村とも破綻

3

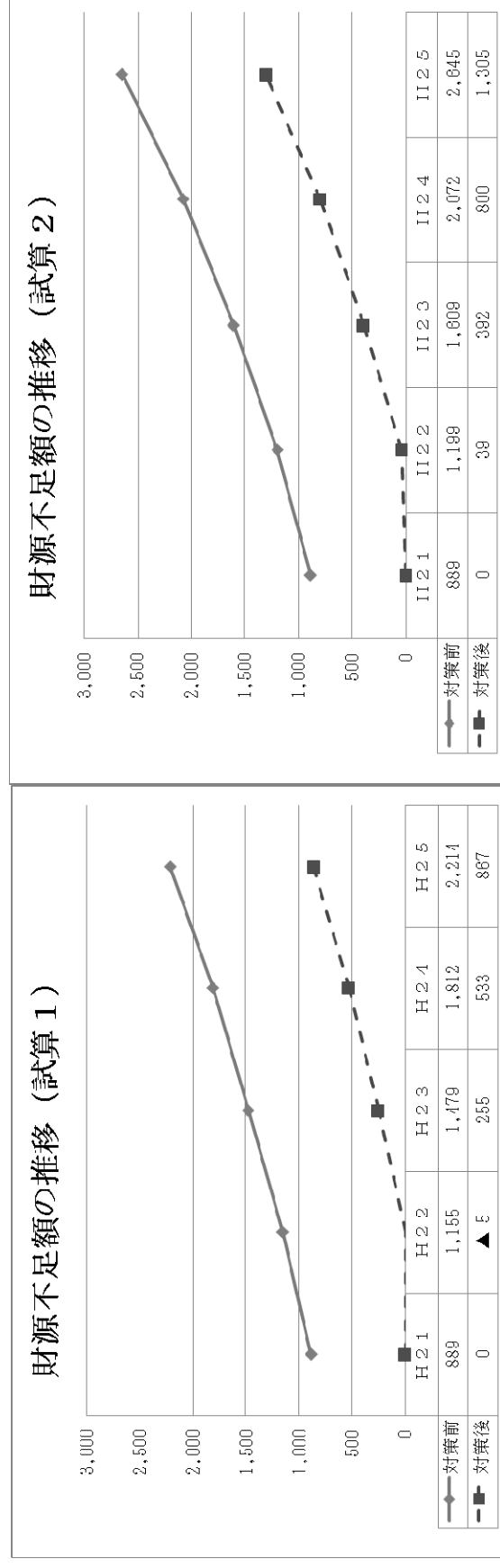
(兆円) 財源不足額の推移 <ケース1>



(兆円) 基金残高の推移 <ケース1>



宮城県の中期的な財政見通し ～平成23年度以降巨額の財源不足が発生する見込み～



平成21年3月に公表した平成21年度当初予算をベースとして機械的に算出した「中期的な財政見通し」において、平成25年度までに、約800億円から1,300億円もの巨額の財源不足が発生する見込となりました。

